第２期
王寺町子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

奈良県王寺町

はじめに

本町では、2015(平成27)年3月に「第１期　子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもを生み育てやすい環境を整え、結婚、妊娠、出産、子育て、教育のそれぞれのステージにおける効果的な政策を進めて参りました。

このことで、子どもの出生数を見ても、合計特殊出生率は、2017(平成29)年において、王寺町では1.87人で、全国1.43人、奈良県1.33人と、国、県が伸び悩む中、その数値を大きく上回っております。

また、本町では、2019(平成31)年3月に「人とまちがきらめく　和(やわらぎ)のふるさと　王寺」を将来像とした総合計画を策定し、「地域全体で子育てを支える環境が整った、誰もが安心して出産や子育てをできるまち」を目指し、子育て世代に対する支援を推進しているところであります。

このたび策定した「第２期　子ども・子育て支援事業計画」では、今年度末で計画期間の終期を迎える第１期計画を踏襲しつつ、本町の総合的な指針である「総合計画」や、子育てに関するアンケート調査の結果、また、社会情勢の変化や地域の実情などを踏まえて、「育つ喜びと育てる喜びが実感できるまち」の基本理念のもと、「くらし満足度」県内トップを目指し、しっかりと取り組んで参りたいと考えております。

つきましては、本計画に基づき、一人ひとりの子どもが笑顔で輝き、その保護者が喜びを感じながら子育てができる地域社会の実現に努めて参りますので、皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました「子ども・子育て会議」の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査などを通して、貴重なご意見を賜りました保護者の皆さまや、ご協力いただきました関係者の皆さまに、心から御礼を申し上げます。

令和2年３月

王寺町長　平井　康之

目　次

第１章　計画の策定にあたって
１．計画策定の背景 2
２．計画の法的根拠と位置づけ 4
３．計画の対象 5
４．計画の期間 5
５．計画の策定体制 5
第２章　子どもと家庭をとりまく現状
１．王寺町における子どもと家庭をとりまく現状 8
２．平成 28～30 年度の新たな取組 17
３．ニーズ調査結果からみた現状 20
４．子どもと家庭をとりまく課題 32
第３章　計画の理念と施策の体系
１．基本理念 36
２．基本的な視点 36
３．基本目標 37
４．施策の体系 38
第４章　事業量の見込みと確保の方策
１．区域の設定 40
２．量の見込みと確保の方策 40
第５章　施策の展開
１．教育・保育と子育て支援の充実 62
２．子どもと親の健やかな成長の促進 69
３．安全・安心な環境づくり 78
４．地域と社会による子育て支援 83
５．経済的困難等を抱える子どもへの支援 88
６．令和元年～２年度の新たな取組 94
第６章　計画の推進体制
１．庁内の推進体制 98
２．地域における推進体制 98
第７章　資料編
１．王寺町子ども・子育て会議条例 100
２．王寺町子ども・子育て会議委員名簿 102
３．計画の策定経過 103
４．計画策定についての諮問書・答申書 104
５．用語集 109

【児童等の表記について】

王寺町子ども・子育て支援事業計画では、児童等の表記を下記の通りとします。なお、中学生については、学校教育法における区分との混同を避けるため、特に「生徒」と表記する場合があります。また、事業名・制度名等については、その事業・制度における表記に従います。

<table>
<tr><td rowspan="3">児童福祉法における定義</td><td colspan="2">一歳未満</td><td colspan="2">1歳から小学校就学の始期に達するまで</td><td colspan="3">小学校就学の始期から18 歳に達するまで</td></tr>
<tr><td colspan="7">児童</td></tr>
<tr><td colspan="2">乳児</td><td colspan="2">幼児</td><td colspan="3">少年</td></tr>
<tr><td rowspan="6">本計画における表記</td><td>生後1ヶ月(4 週間)まで</td><td colspan="2">1歳未満</td><td colspan="2">1歳から小学校入学まで</td><td>小学校に在学</td><td>中学校に在学</td><td>中学校卒業から18 歳まで</td></tr>
<tr><td colspan="5">児童</td><td colspan="2" rowspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="4">就学前児童</td><td colspan="2">就学している児童</td></tr>
<tr><td colspan="2">乳児</td><td colspan="2">幼児</td><td>小学生</td><td>中学生</td></tr>
<tr><td colspan="4">乳幼児</td><td colspan="2">小・中学生</td></tr>
<tr><td>新生児</td><td colspan="4"></td><td>[生徒]</td></tr>
</table>

【延べ人数の単位について】

事業等の実績や量の見込みにおける延べ人数の単位は、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に従い、「人日」「人回」の単位を使用しています。

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の背景

我が国は、年間出生数が３年連続で 100 万人を切り、人口が年間で約 45 万人減少するなど、社会経済の根幹を揺るがしかねない状況にあります。少子化問題は、平成元年に合計特殊出生率が 1.57 まで低下（いわゆる平成２年の「1.57 ショック」）したことを契機に、少子化が社会全体の深刻な問題として認識され始めたことに端を発します。このような状況を背景に、国は平成６年の「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）をはじめ、「新エンゼルプラン」、「待機児童ゼロ作戦」等により、子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを産みたい人が産み育てやすいようにするための環境整備に力点を置いて、さまざまな対策が講じられてきました。

王寺町においては、「王寺町次世代育成支援行動計画」（平成 17 年（前期）、平成 22 年（後期））に基づいて子育て環境を整備し、平成 27 年からは子ども・子育て支援関連３法に対応して、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域や社会全体で支援することにより、子どもの利益を最大限確保しながら、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を目的に、「王寺町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合的に子育て支援を推進してきました。

これらの取組の成果として、王寺町における合計特殊出生率は平成 25 年の 1.62 から増減を繰り返しながら、おおむね増加傾向で推移し、平成 30 年では 1.72（町試算）となり、全国・奈良県を上回っています。しかし、その一方でライフスタイルの変化や地域コミュニティの希薄化により、地域全体で親子を見守る子育て機能の低下がみられることから、地域に見守られながら子育てができる環境づくりが求められています。

こうした状況を踏まえつつ、「第１期王寺町子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度末で終了するため、新たにアンケート調査を実施し、子育てにおける悩みやニーズの変化、新しい課題等を踏まえ、「第２期王寺町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を新たに策定しました。

なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画（策定は任意）と一体的に策定します。また、令和元年６月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正により、市町村の子どもの貧困対策計画の策定が努力義務と規定され、内容が重複する他の計画との一体的な策定が差し支えないとされたことから、本計画に盛り込んで策定しています。

■主な国の動き

国の動き	主な内容
「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の施行 （平成26年（2014年)4月23日）	・次世代育成支援対策の推進・強化を行うため、ひとり親家庭に対する支援施策を充実（母子及び寡婦福祉法を含む法改正） ・法の有効期限を令和7年(2025年)3月31日まで10年間延長
「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行 （平成28年（2016年)4月1日）	・事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設 ・一般事業主から徴収する拠出金率の上限を引き上げ
「子育て安心プラン」 （平成29年（2017年)6月22日）	・待機児童を解消（遅くとも令和２年度(2020年度)末までの３年間で全国の待機児童を解消） ・女性の就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備（令和4年度（2022年度)末までの５年間で整備）
「児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行 （平成28年（2016年)、平成29年（2017年)）	・児童福祉法の理念の明確化（児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有する） ・児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応 ・児童相談所の体制強化・権限強化等
「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の改正・公布 （令和元年（2019年)6月19日）	・目的・基本理念の充実（目的:「子どもの将来だけでなく現在の生活等に向けても対策を推進すること等」の明記、基本理念:「子どもの最善の利益が優先考慮されること等」の明記） ・子どもの貧困対策に関する大綱に関する規定の改正（貧困に関する指標として「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」を追加） ・市町村計画の策定の努力義務を規定
子ども・子育て支援法・第60条に定める「基本指針」の改正 （令和元年（2019年)9月発出）	・市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項の追記（制度の施行状況や関連施策の動向を反映） ・平成28年(2016年)の児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策、社会的養育の見直しに伴う追記（子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等の推進等） ・幼児教育・保育無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う追記（市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施等）
「幼児教育・保育の無償化」の施行 （令和元年（2019年)10月1日）	・幼稚園や保育所等に通う３～５歳の全ての子どもと、保育所等に通う0～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて、利用料を無償化
「児童虐待の防止等に関する法律」の改正 （令和2年（2020年）4月1日施行）	・児童の親権を行う者は、児童のしつけに際し、体罰を加えることとその他民法（明治29年法律第89号）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならないことを規定

２．計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、また、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を継承し、さらには、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画と一体的に策定するもので、町の子ども・子育て支援に係る基本施策と教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の目標量や提供体制を定めるものです。

本計画は、町の総合的指針である「王寺町総合計画」（平成 31 年３月策定）を上位計画として、かけがえのない子どもの成長と、子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

本計画の推進にあたっては、関連する既存計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めるものとします。

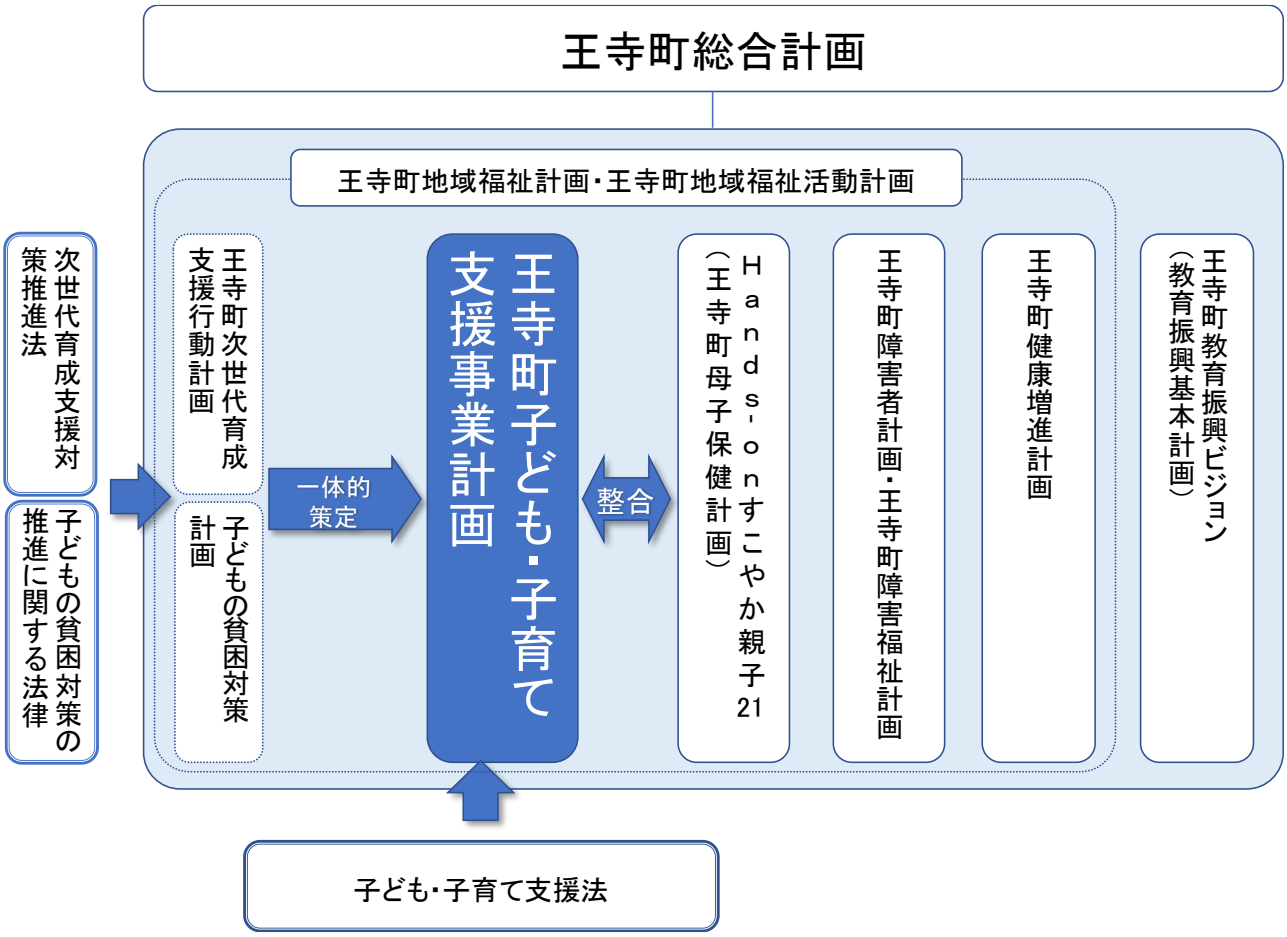

３．計画の対象

本計画の対象は、おおむね妊娠期から乳児期を経て 18 歳までの子ども及びその保護者とします。

４．計画の期間

本計画の期間は、市町村子ども・子育て支援事業計画について５年を一期とすると定めた「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき、令和２年度から令和６年度までの５か年とします。

また、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）により、教育・保育に係る量の見込み及び提供体制の確保方策については、社会経済情勢や町の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて中間見直し等を行います。

なお、一体的に策定する「次世代育成支援行動計画」及び「子どもの貧困対策計画」も同期間の設定とし、必要に応じて見直し等を行うものとします。

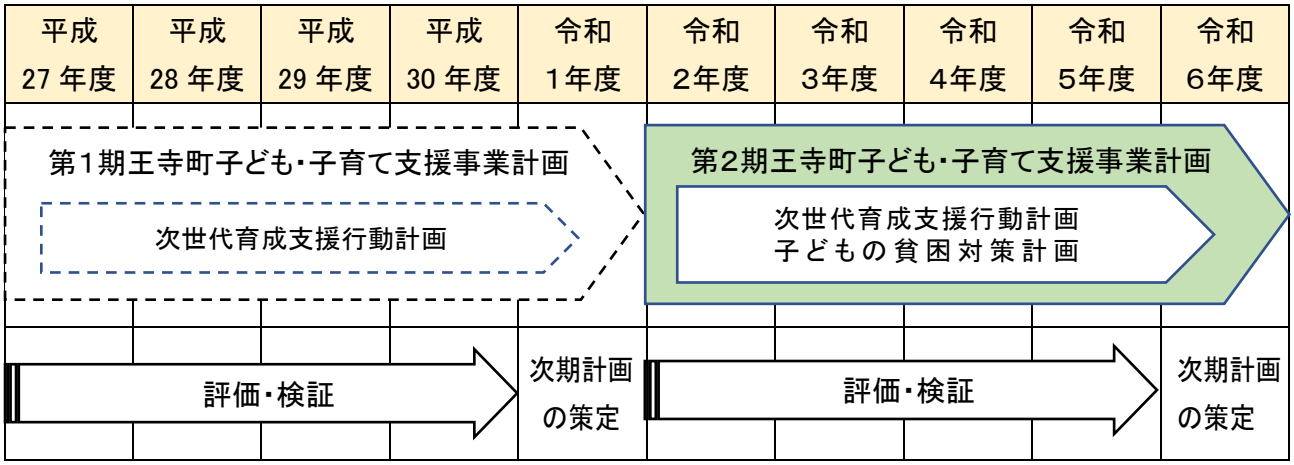

５．計画の策定体制

本計画は、町内の就学前児童及び小学生をもつ保護者を対象としたニーズ調査等の結果を踏まえ、「王寺町子ども・子育て会議」の審議を経て策定しました。

第２章　子どもと家庭をとりまく現状

１．王寺町における子どもと家庭をとりまく現状

（1）人口の推移と年齢3区分別人口

①総人口と年齢3区分別人口

総人口は、平成 26 年の 23,197 人から平成 30 年の 23,986 人まで増加傾向で推移しています。0～14 歳、65 歳以上人口では、ともに増加傾向で推移しています。また、15～64 歳人口では、平成 29 年までは減少傾向で推移していますが、平成 29 年から平成 30 年にかけて増加しています。

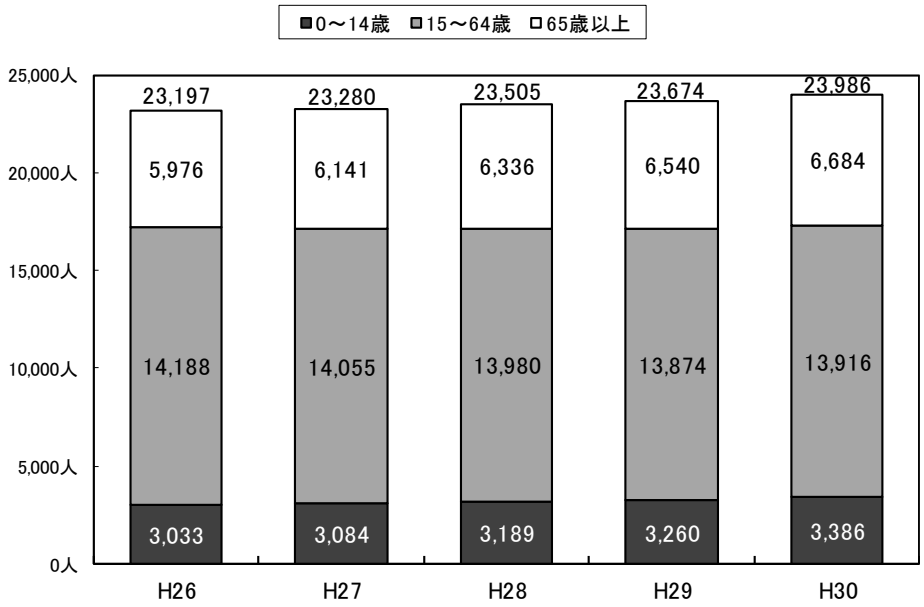

資料）住民基本台帳（4 月 1 日現在）

②子どもの人口（0～11歳）

子どもの人口は、平成 26 年の 2,457 人から平成 30 年の 2,800 人まで増加傾向で推移しています。小学生（6～11 歳）では、平成 26 年から平成 27 年にかけて減少し、平成２８年以降、増加傾向で推移しています。また、就学前児童（0～5歳）では、平成 26 年から増加傾向で推移しています。

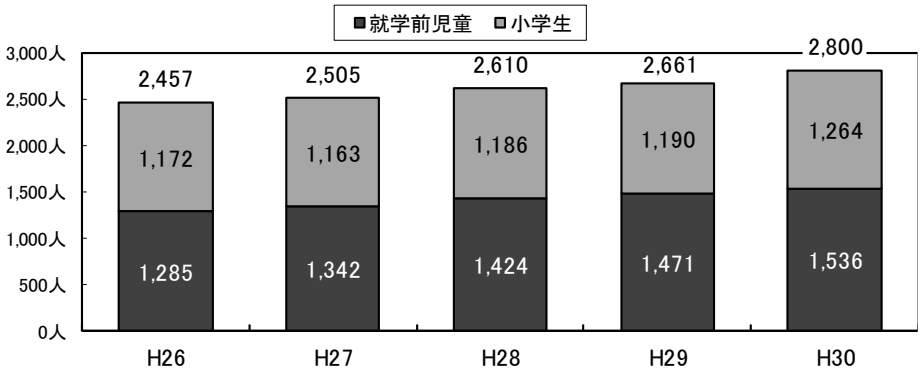

資料）住民基本台帳（4 月 1 日現在）

(2)世帯の推移

①総世帯数

総世帯数は、平成７年の 8,082 世帯から平成 27 年の 9,347 世帯まで増加傾向で推移しています。１世帯当たり人員は、平成７年の 3.0 人から平成 27 年の 2.5 人まで減少傾向で推移しています。

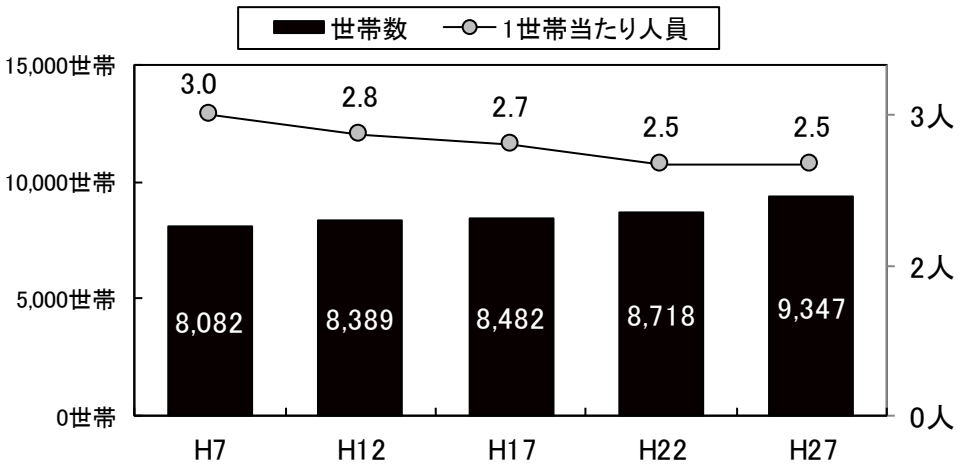

資料)国勢調査

②家族類型別世帯数

家族類型別世帯数は、夫婦のみ世帯、ひとり親と子ども世帯は増加傾向で推移しています。三世代世帯は、減少傾向で推移しています。また、夫婦と子ども世帯は、平成７年から平成 22 年まで減少し、平成 22 年から平成 27 年にかけて増加しています。

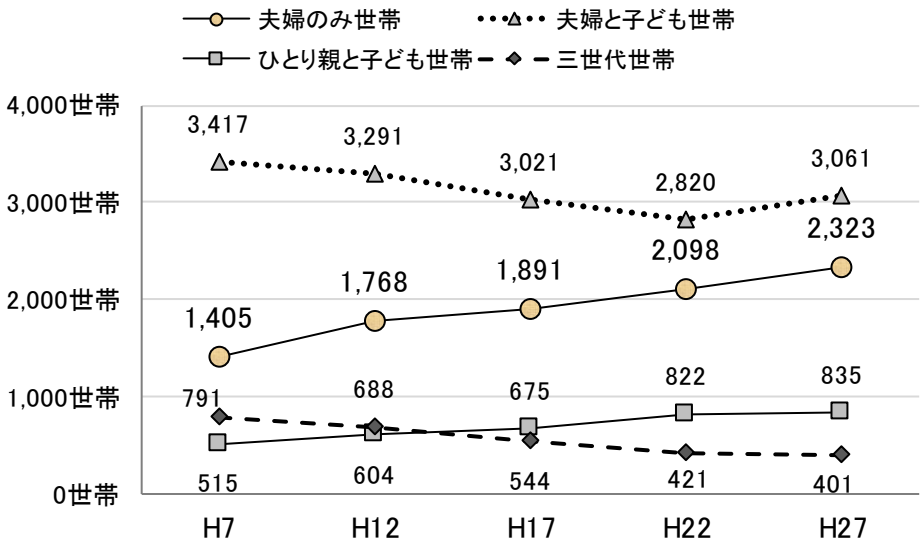

資料)国勢調査

(3)出生数の推移

出生数は、平成 25 年の 234 人から増減を繰り返しながら、おおむね増加傾向で推移し、平成 30 年で 252 人となっています。

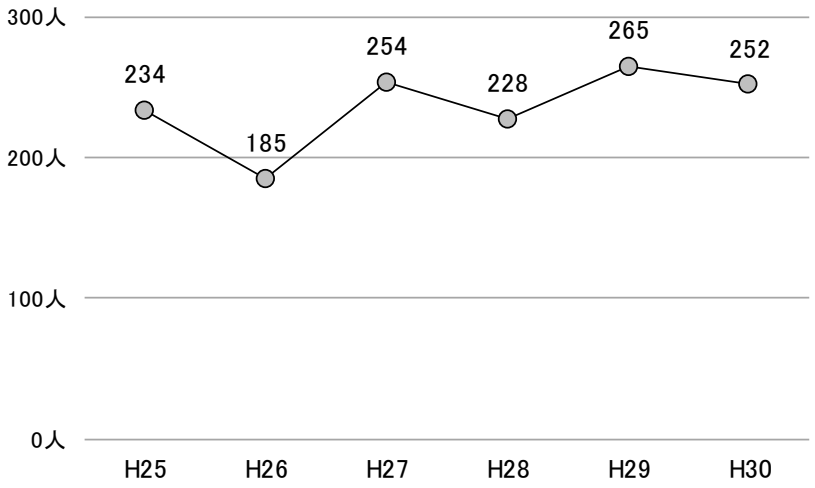

資料)奈良県 人口動態統計(各年版)

(4)合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成 25 年の 1.62 から増減を繰り返しながら、おおむね増加傾向で推移し、平成 30 年で 1.72（町試算）となっています。

全国・奈良県と比較すると、王寺町は平成 26 年を除いて、全国・奈良県を上回って推移しています。

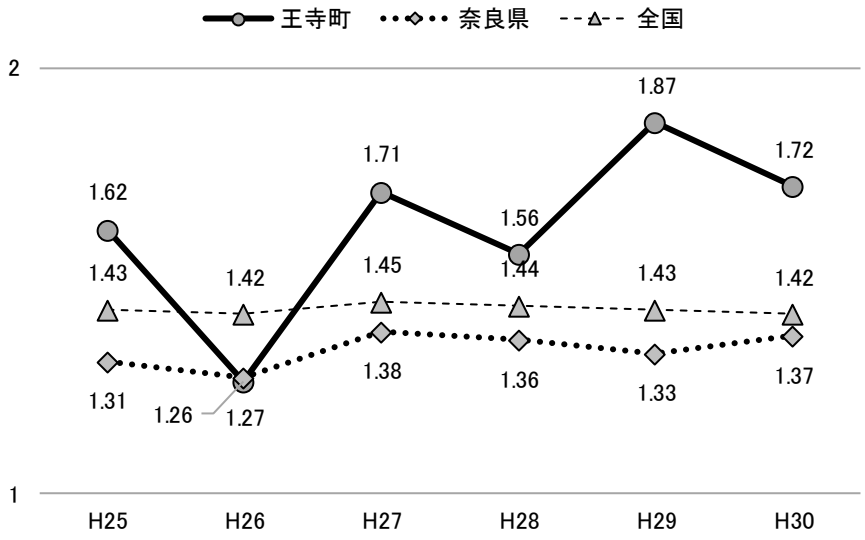

資料)厚生労働省 人口動態統計(各年版)
奈良県 人口動態統計(各年版)

※合計特殊出生率は 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。(既婚・独身の別は問わない)

(5)転入者数・転出者数の推移

平成 25 年から平成 29 年において、転入者数が転出者数を上回る転入超過で推移しています。転入者数は、平成 25 年から平成 28 年まで減少傾向で推移しましたが、平成 28 年から平成 29 年にかけて増加傾向に転じています。

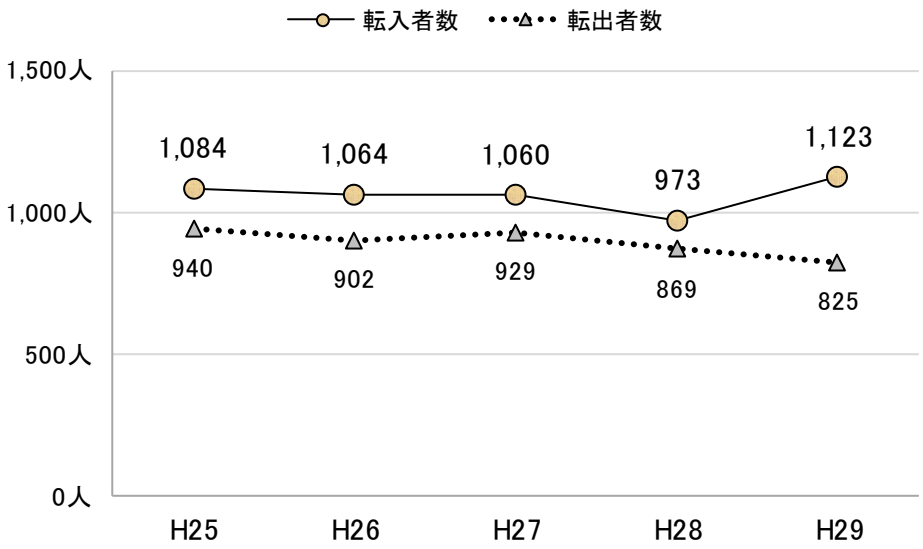

資料)総務省 住民基本台帳人口移動報告(各年版)

(6)子どもの将来人口(0～11 歳)

子どもの将来人口は、令和３年まで上昇し、その後、下降して、令和６年には 2,835 人となる見込みです。

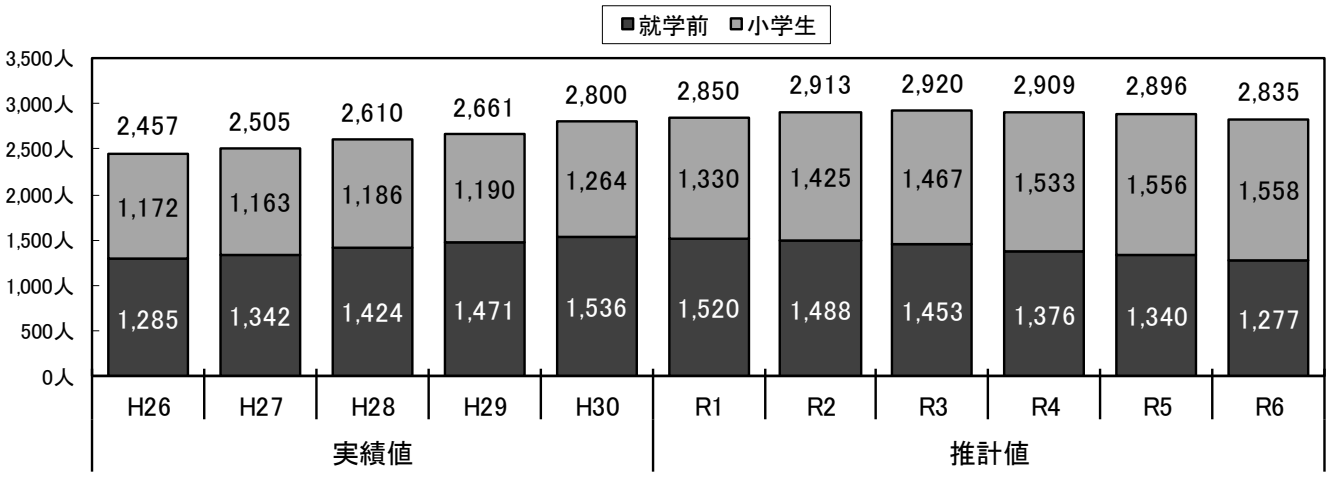

資料)実績値 住民基本台帳(4 月 1 日現在)

推計値 王寺町子育て支援課(4 月 1 日現在 ※R2 年:R1 年 10 月 1 日現在)

(7)女性の労働力率の状況(5歳年齢階級別)

女性の労働力率は、25 歳から 29 歳までは8割程度、30 歳から 54 歳までは 7 割程度となっています。全国・奈良県と比較すると、王寺町は全国より低く、奈良県とおおむね同水準です。

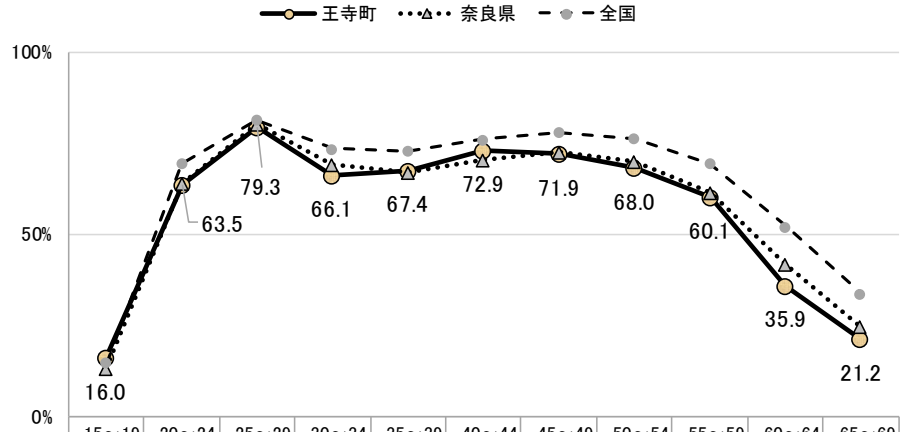

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
王寺町	16.0	63.5	79.3	66.1	67.4	72.9	71.9	68.0	60.1	35.9	21.2
奈良県	13.2	64.1	80.3	69.2	67.0	70.3	72.5	69.9	61.3	41.6	24.8
全国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	33.8

資料)平成 27 年 国勢調査

また、35 歳から 44 歳までの労働力率では、平成 22 年と平成 27 年を比較すると、それぞれ大きく増加しています。

これらの要因(効果)としては、子育て支援として、学童保育事業の拡充や、町立幼稚園での預かり保育の実施、女性の就労支援として、まっちジョブ王寺(ハローワーク)の開所が考えられます。

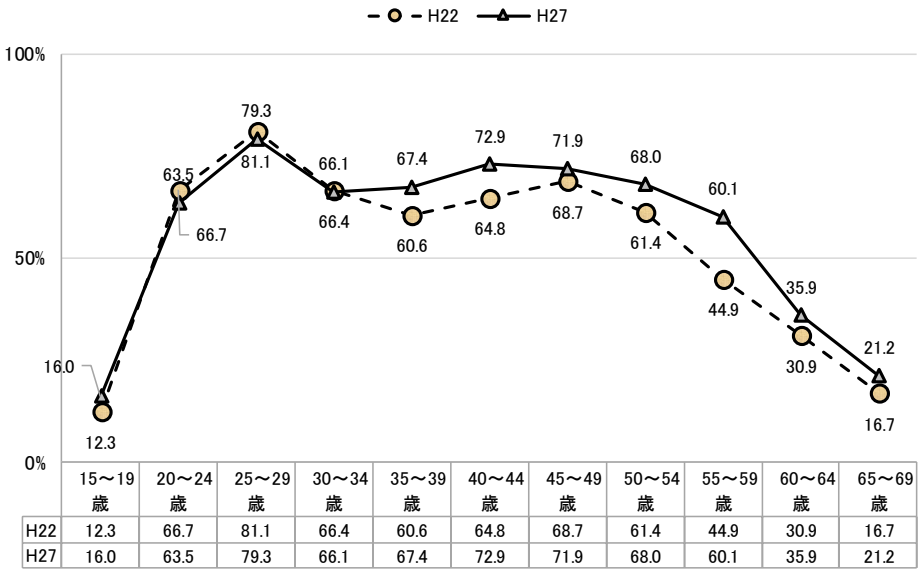

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
H22	12.3	66.7	81.1	66.4	60.6	64.8	68.7	61.4	44.9	30.9	16.7
H27	16.0	63.5	79.3	66.1	67.4	72.9	71.9	68.0	60.1	35.9	21.2

資料)平成 27 年及び平成 22 年 国勢調査

(8)乳幼児健康診査の実施状況

乳幼児健康診査は、４か月児健診、10 か月児健診、１歳６か月児健診、３歳６か月児健診の４回実施しています。いずれの健診も 100%に近い受診率となっています。

今後も、乳幼児健康診査の受診勧奨を継続し、未受診者に対して受診しない理由や子どもの健康状態等の確認を実施するとともに、配慮を必要とする子どものケースや未受診者のうち虐待リスクのあるケースについては、要保護児童対策地域協議会での情報共有や、養育支援訪問事業により支援の強化を図っています。

4か月児	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数(回)	12	12	12	12	12
対象者(人)	206	260	233	260	262
受診者(人)	205	258	228	258	260
受診率(%)	99.5	99.2	97.9	99.2	99.2

10か月児	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数(回)	12	12	12	12	12
対象者(人)	228	237	263	237	270
受診者(人)	224	234	256	234	266
受診率(%)	98.2	98.7	97.3	98.7	98.5

1歳6か月児	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数(回)	11	11	11	12	12
対象者(人)	242	228	267	241	251
受診者(人)	234	221	254	236	248
受診率(%)	96.7	96.9	95.1	97.9	98.8

3歳6か月児	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数(回)	11	12	12	12	11
対象者(人)	242	255	255	246	271
受診者(人)	232	238	248	239	264
受診率(%)	95.9	93.3	97.3	97.2	97.4

注)各年度 4 月 1 日～3 月 31 日

資料)王寺町保健センター

（9）子どもの貧困（子ども未来応援アンケート調査）【抜粋】

調査の概要について

●調査目的
子育て世帯の生活実態や学習状況、行政支援の利用状況などを把握することで、経済的支援等のニーズや効果を分析するために実施。

●調査対象
王寺町に住民登録のある 0 歳から中学生までの子どもがいる全世帯主 2,014 人

●調査方法
郵送による配布・回収

●調査期間
平成 29 年 9 月 15 日（金）～9 月 29 日（金）

●回収結果
有効回答数　928 件（有効回収率　46.1%）

国民生活基礎調査における相対的貧困層との関係について

●平成 27 年の国民生活基礎調査における貧困線は 122 万円となっており、「相対的貧困率」は 15.6%、「子どもの貧困率」（17 歳以下）は 13.9%であった。
※「貧困線」とは、等価可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入である世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額。
※「相対的貧困率」とは、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。

●本調査結果に、平成 27 年国民生活基礎調査における相対的貧困層（貧困線の基準）の考え方を当てはめると、王寺町では、相対的貧困層は 64 人（7.4%）、非相対的貧困層は 799 人（92.6%）となる。

	総数	100万円未満	100万円以上～200万円未満	200万円以上～300万円未満	300万円以上～400万円未満	400万円以上～500万円未満	500万円以上～600万円未満	600万円以上～700万円未満	700万円以上～800万円未満	800万円以上～900万円未満	900万円以上～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答
総数	928	30	21	62	106	153	136	133	85	56	25	56	65
(世帯人員数)													
2人	19	2	4	4	2	3	2	1	-	-	-	-	1
3人	296	8	7	31	40	46	37	40	27	20	5	15	20
4人	419	12	6	14	45	72	72	64	41	24	15	27	27
5人	138	4	4	9	11	18	19	23	12	11	5	11	11
6人	41	3	-	4	7	9	2	4	3	1	-	3	5
7人	12	-	-	-	-	5	4	1	2	-	-	-	-
8人	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1

相対的貧困層	64人　（7.4%）
非相対的貧困層	799人　（92.6%）

相対的貧困層

非相対的貧困層

家庭の世帯状況について

●家庭の世帯状況

「ひとり親世帯・養育者世帯以外の世帯」と回答した割合が 95.3%と最も高く、次いで「ひとり親世帯」(4.4%)、「養育者世帯【父母ともにおらず、祖父母等が養育している】」(0.1%)の順となっている。

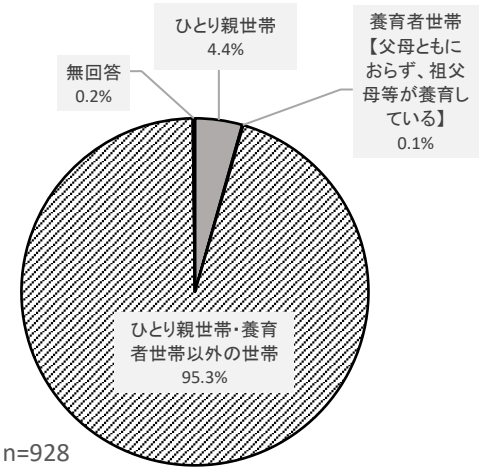

相対的貧困層では「ひとり親世帯」の割合が高い。

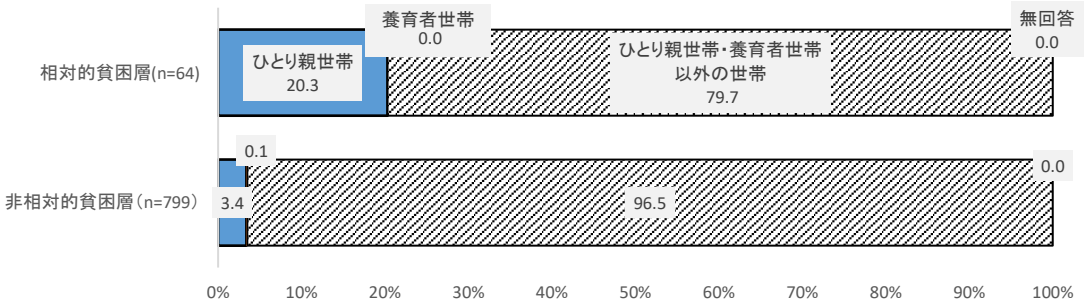

お子さんに対して、必要（重要）な支援について

●お子さんに対して必要と思われる支援、または、重要だと思う支援等

相対的貧困層では、「子どもの進学・就学にかかる費用が軽減されること」「子どもの医療にかかる費用が無料化されること」「子どもの学習支援」の回答割合が高い。

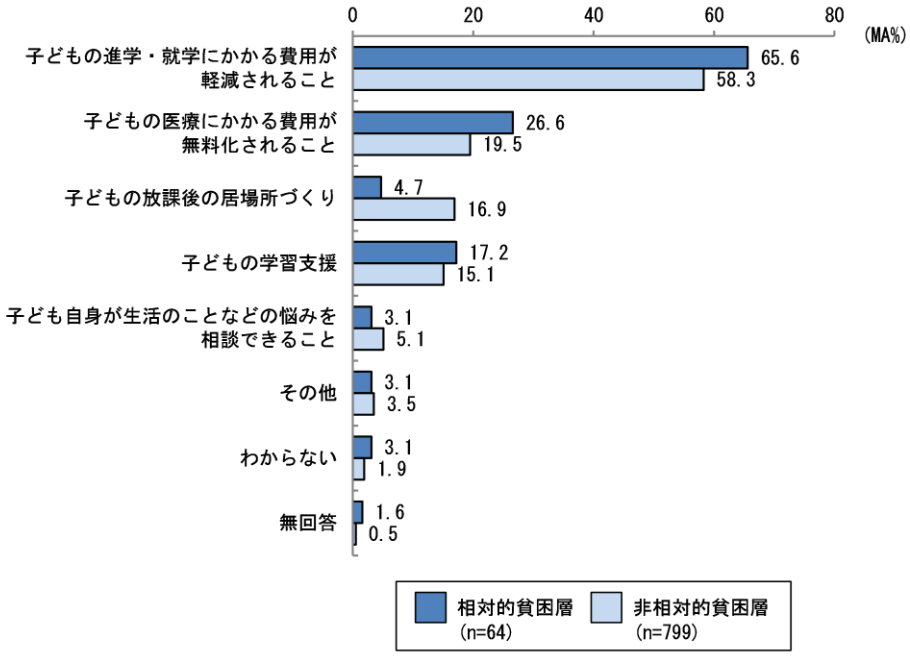

悩みの相談相手について

●悩みの相談相手

相対的貧困層では、「適当な相談相手がいない、適当な相談相手がいなかった」「相談しない・相談しなかった」の割合が比較的高く、「配偶者」に相談する割合は、非相対的貧困層と比べ約半数となっている。

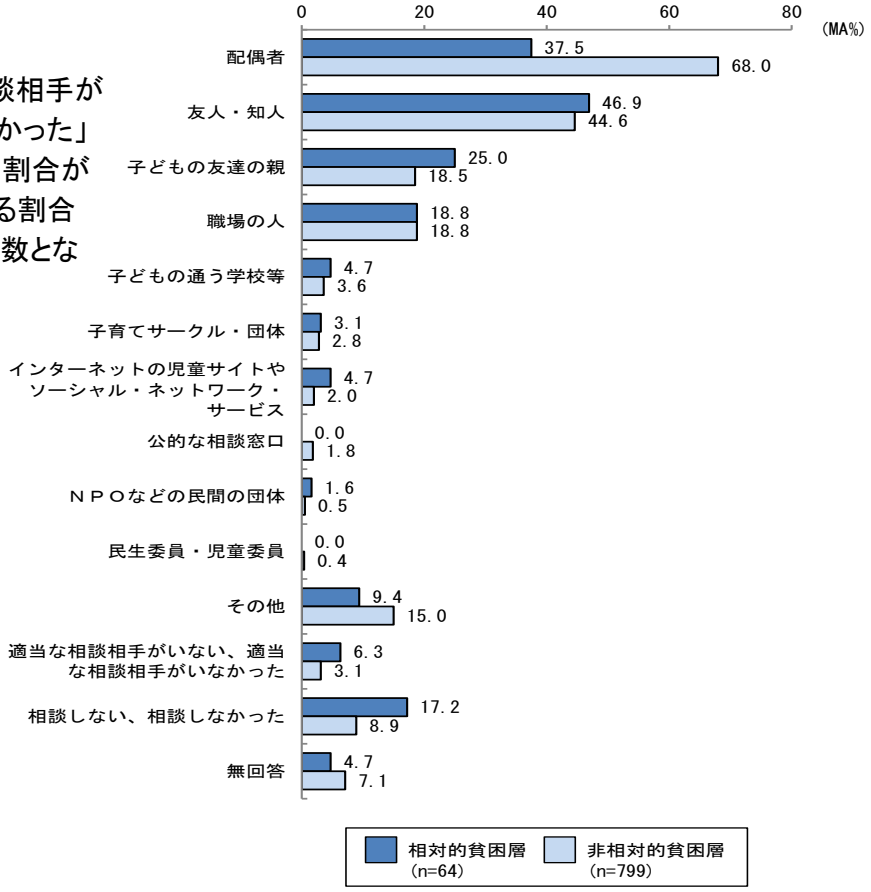

ご自身の生活に関しての悩みについて

●現在、ご自身の生活に関して、どのようなことについて悩んでいるか

相対的貧困層・非相対的貧困層ともに、「子どもの養育にかかる費用に関すること」の割合が高く、相対的貧困層では、非相対的貧困層に比べ、「子どもの養育にかかる費用に関すること」、「生活費に関すること」の割合が高い。

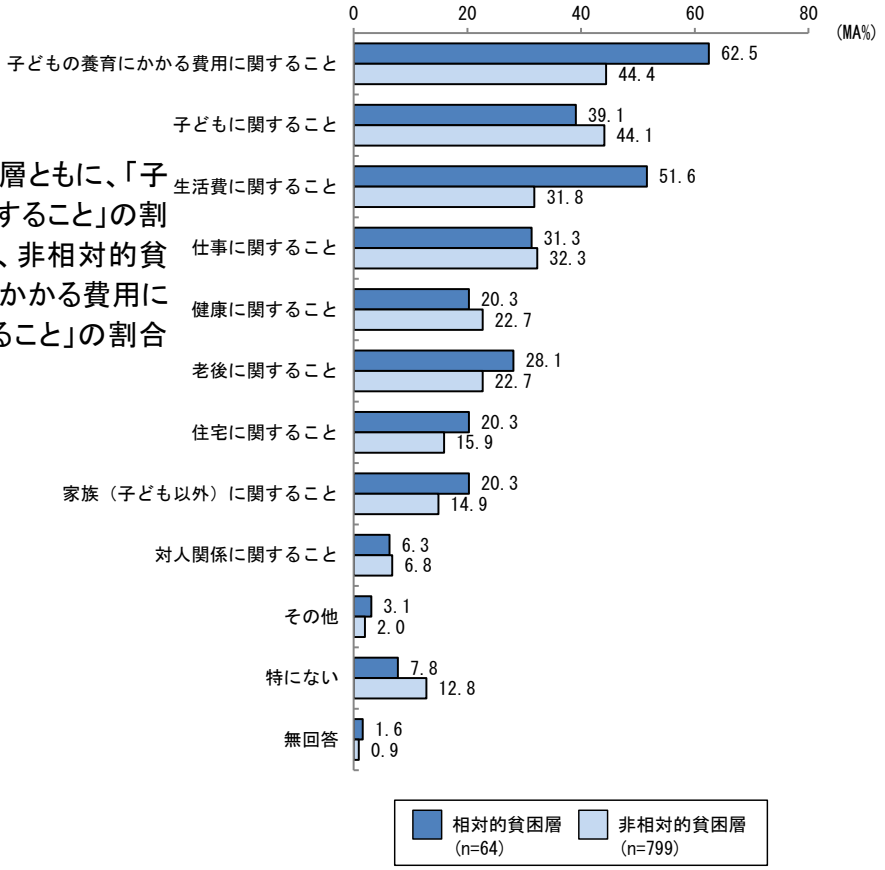

２．平成２８～３０年度の新たな取組

平成28年度

妊娠・出産

一般不妊治療の助成【拡充】
平成 28 年度から第2子以降にも範囲を拡大。

父子健康手帳の交付
子育てに必要な基礎知識を記載した手帳を希望者に交付し、男性の育児参加を支援。

産前産後ヘルパー事業
家事、育児が困難な方に対して、負担を軽減し、安心して出産・子育てができるように手助けをするヘルパーを派遣。

子育てガイドブックの作成
王寺町で安心して子育てができるように、ライフステージにあわせ、子育て情報をわかりやすく1冊にまとめたガイドブックを作成。

乳幼児

ブックスタートの充実【拡充】
子どもが本と親しむきっかけづくりのため、「4か月児健診」時に、乳児とその保護者に対して絵本を贈呈。
平成 28 年度からは3冊の絵本から1冊を選ぶ選択式で実施。

幼稚園預かり保育【拡充】
保護者の子育て支援のため、各幼稚園において教育時間終了後から 16 時まで預かり保育を実施。平成 28 年度からは17時まで延長するとともに夏休み等の長期休業中も実施。

小中学生

教室等への「新聞」の配置
児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育むことを目的に、学校図書館だけでなく、教室等に小学生新聞や中高生新聞、日刊紙を配置。

「ICT 環境」の整備
学習への興味・関心を高め、思考力等を育成することを目的に、各小学校に電子黒板を設置するとともに、各中学校の、パソコン教室の機器等を更新。

南小学校「太陽光発電システム」の導入
環境省の「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」を活用し、避難所としての機能を充実させるとともに、環境教育やエネルギー教育の教材としても活用。

中学生議会の開催／子ども一日町長体験
町行政の仕組みについて理解を深め、まちづくりへの関心を高めるため実施。

寺子屋塾（雪丸サポートスクール）【拡充】
地域の経験豊富な人材を活用して平日の放課後や土曜日に家庭学習を支援する「寺子屋塾」の中学生の部を、**平成 28 年度から週1回を週2回に拡充。**

義務教育学校設置に向けた基本方針の策定
児童生徒数の将来見通しや全国の小中一貫教育の成果を踏まえるとともに、町内学校施設の老朽化も考慮しながら、王寺町の今後の義務教育のあり方について、議論を重ね、町内にある3小学校と2中学校の5校を南北2校の義務教育学校に再編・整備する「王寺町義務教育学校設置に向けた基本方針」を策定。

学校図書館の充実【拡充】
学校司書をこれまでの週1回から毎日配置するとともに、新刊本などを購入することで本に親しむ機会を拡充。

その他

インフルエンザ予防接種費用助成
インフルエンザの重症化の予防と、子育てを支援するため、生後6か月～小学6年生までと中学3年生及び高校3年生を対象にワクチン予防接種費用の一部を助成。

平成29年度

妊娠・出産

「すくすく子育て支援センター」の運営（平成 29 年１月開所）

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、切れ目のない支援を提供。

乳幼児

幼稚園保育室の空調整備

体温調整能力がまだ十分に発達していない幼児の学びの環境整備として、幼稚園保育室に空調を設置。

王寺町立図書館「西村利子文庫」を創設

王寺町で子ども達と本をつなぐ読書活動に貢献された故西村利子氏の遺贈による基金を活用して「西村利子文庫」を創設し、児童書を充実。

小中学生

こころのプロジェクト「夢の教室」の開催

トップアスリート等を夢先生として中学校に派遣し、多くの生徒に夢を持つことや、夢に向かって努力することの大切さを伝える教室を開催。

義務教育学校基本計画の策定

教育の質の向上、施設面の充実ができるよう、町内小中学校5校を再編し、2校の義務教育学校の整備に向け、校舎や運動場の配置も含めた土地利用調査などの基本計画を策定。

王寺町立小学校 ICT 推進事業の実施

児童が ICT 機器の情報手段を適切に活用できるようタブレット端末を購入し、学習活動の充実を図るとともに、電子黒板やデジタル教科書を用いたわかりやすい授業の展開を目指した実践的な研究を王寺南小学校で実施。

その他

雇用・子育て支援センター整備事業

柔軟な働き方ができる場を提供することで、子育て世代の女性等の就業機会を増やし、通勤時間の負担軽減やワーク・ライフ・バランスの充実を図ることを目的に、りーべる王寺東館4階駐車場に王寺町女性活躍支援センター（テレワークセンター）を整備。

子どもの未来応援事業の実施

王寺町の未来を担う子どもたちやその家庭の実態、経済的支援等のニーズや効果を検証し、今後の子育て施策に反映させるため、0～15 歳の子どもがいる世帯の保護者を対象にアンケート調査を実施。

こども食堂の運営補助

子どもの居場所づくりを目的に、子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、誰もが気軽に地域の人とふれあうことができる「こども食堂」を開設し、運営に取り組む団体に対して、費用の一部を助成。

平成30年度

妊娠・出産

「心の相談」事業

子育て等の不安が強い、またはマタニティーブルーや産後うつの疑いがある妊婦・産婦・子育て中の母親を対象に、専門の看護師に気軽に相談できる「心の相談」を実施し、育児不安の軽減や虐待の防止を図る。

乳幼児

幼児2人同乗用自転車購入補助

安全基準を満たした幼児2人同乗用自転車を購入した子育て中の家庭に対し、購入費の1／2（上限3万円）を助成することによって、親子の交通安全の確保及び経済的負担の軽減を図る。

子育て広場（わくわく広場）を開設

いずみスクエア内に町内3か所目の子育て広場を開設。親子で集まって保育士やお友達と楽しくふれあい、学習するための広場を整備。

小中学生

学童保育施設整備事業

児童の増加により空き教室がなくなる王寺南小学校学童保育室を新築。また、学童保育利用児童の増加などに対応するため片岡の里保育園附属学童保育所を増築することで、保護者が安心して働くことができる環境を提供。

公設学童保育の延長保育導入

保護者の多様な働き方のニーズに対応するため、午後6時までの通常保育に加え、午後7時までの延長保育を導入し、子育て支援の一層の充実を図る。

その他

図書館雪丸ロボット導入事業

図書館カウンターに挨拶のできる雪丸ロボットを設置。また、未就学児を対象に雪丸が話す紙芝居を実施し、子どもの創造力向上につなげる。

義務教育学校整備事業

子どもたちの心身の発達に応じた9年間の一貫した教育を充実するため、平成29年度に策定した基本計画を基に、（仮称）義務教育学校（北）を整備するための基本設計・実施設計を策定。

３．ニーズ調査結果からみた現状【抜粋】

（1）調査の概要

①調査目的

「王寺町 子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子ども・子育て支援事業に対するニーズ量の推計や、子育てにおける悩みや課題等の実態の把握を目的にアンケート調査を実施しました。

②調査方法

	就学前児童調査	小学生調査
調査対象	王寺町内在住の「就学前児童（0～5歳）」をもつ保護者	王寺町内在住の「小学生（6～11 歳）」をもつ保護者
抽出方法	住民基本台帳より、就学前児童をもつ保護者を無作為抽出	住民基本台帳より、小学生をもつ保護者を無作為抽出
配布・回収	幼稚園、保育所、小学校を通じて手渡しで配布・回収　※一部、郵送による配布・回収	
調査期間	平成31年2月1日～2月15日	

③回収結果

	就学前児童調査	小学生調査
調査票配布数	1,213	994
回収票数	782	776
有効票数	782	775
無効票数	0	1
有効回収率	64.5% （前回調査　68.2%）	78.0% （前回調査　82.6%）

④調査結果の見方

・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計が 100%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても同様です。

・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100%を超える場合があります。

・図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

・図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

・本文中の「就学前児童」・「小学生」とは、それぞれ「就学前児童対象調査」・「小学生対象調査」を指しています。またそれぞれの設問や選択肢については、長文を簡略化している場合があります。

(2)子どもをみてもらえる人

就学前児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 69.6%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 25.3%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が 14.8%で続いています。

小学生では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 60.8%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 28.9%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が 21.7%で続いています。

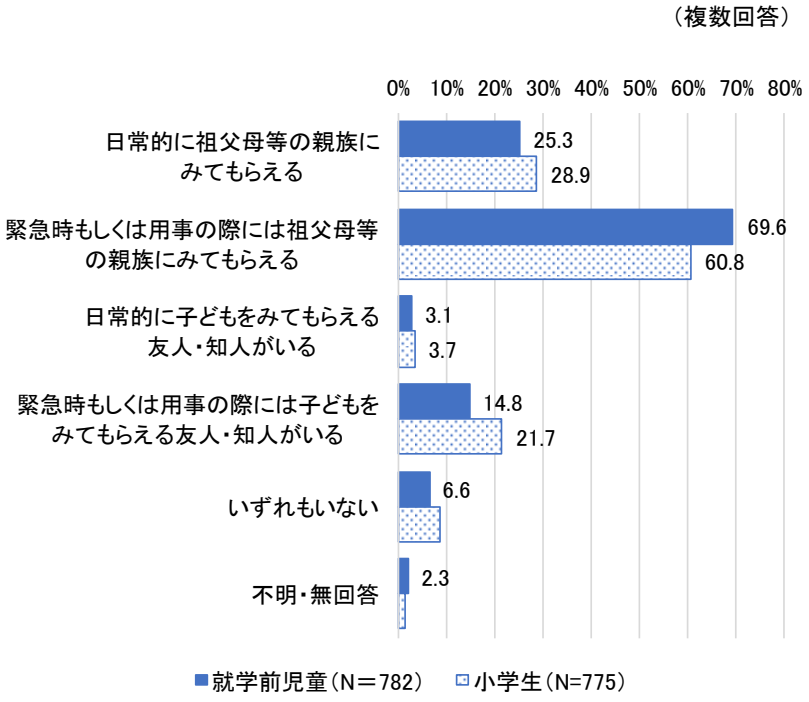

（3）相談相手

就学前児童、小学生ともに、気軽に相談できる人・場所について、９割以上が「ある」と回答しています。相談先は、親族、知人以外では「保育所や幼稚園の先生、小学校の先生」が多くなっています。また、相談できる人・場所が「ない」と回答した人は２％未満ですが、理由として「誰に相談していいのかわからない」が約２割います。相談したいと思った時に相談できるよう、相談窓口や相談先についての情報発信の工夫がいっそう求められます。

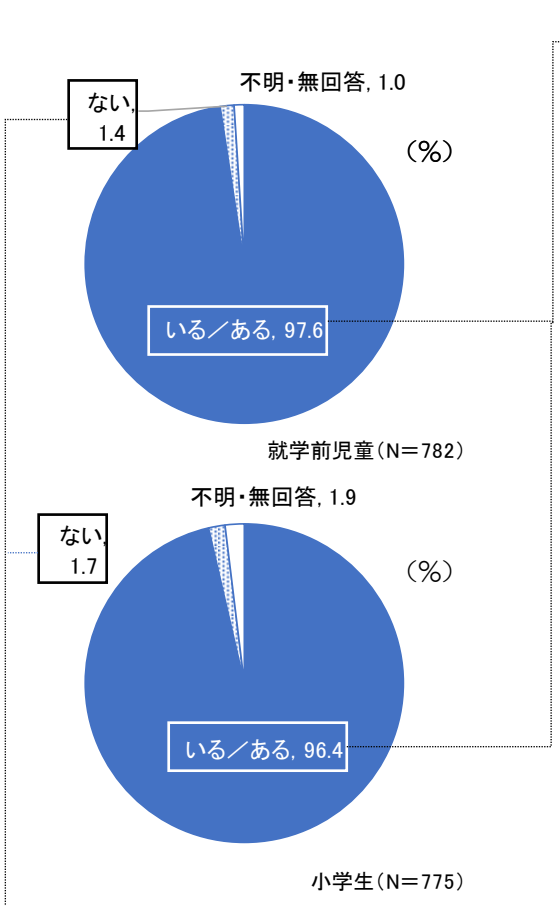

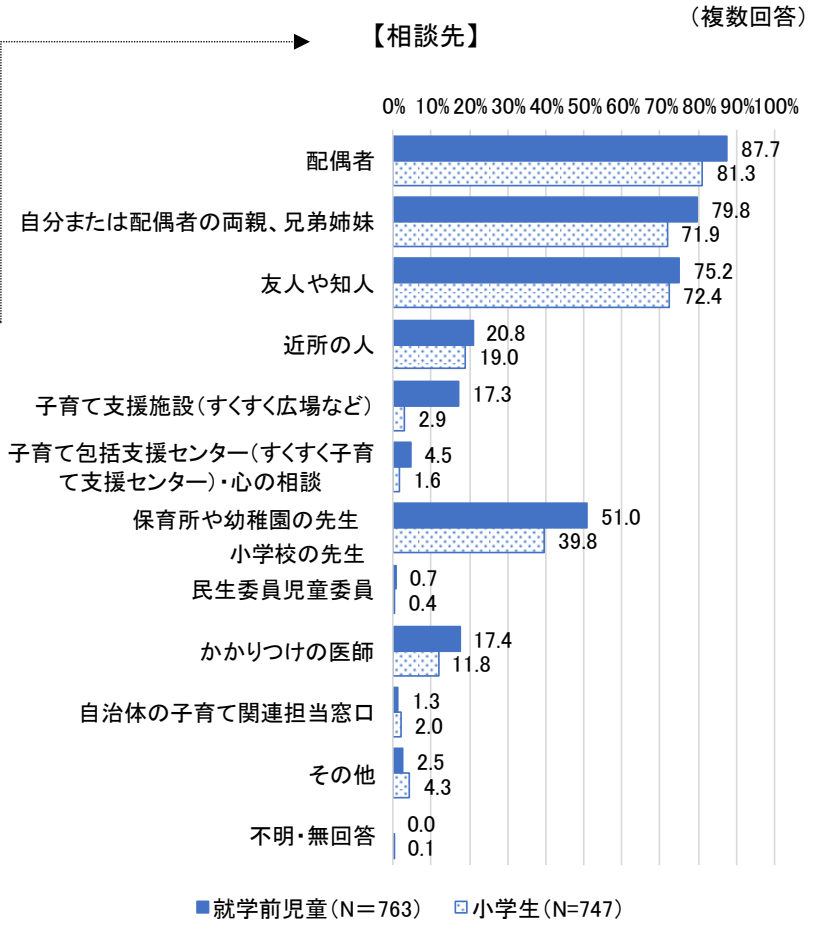

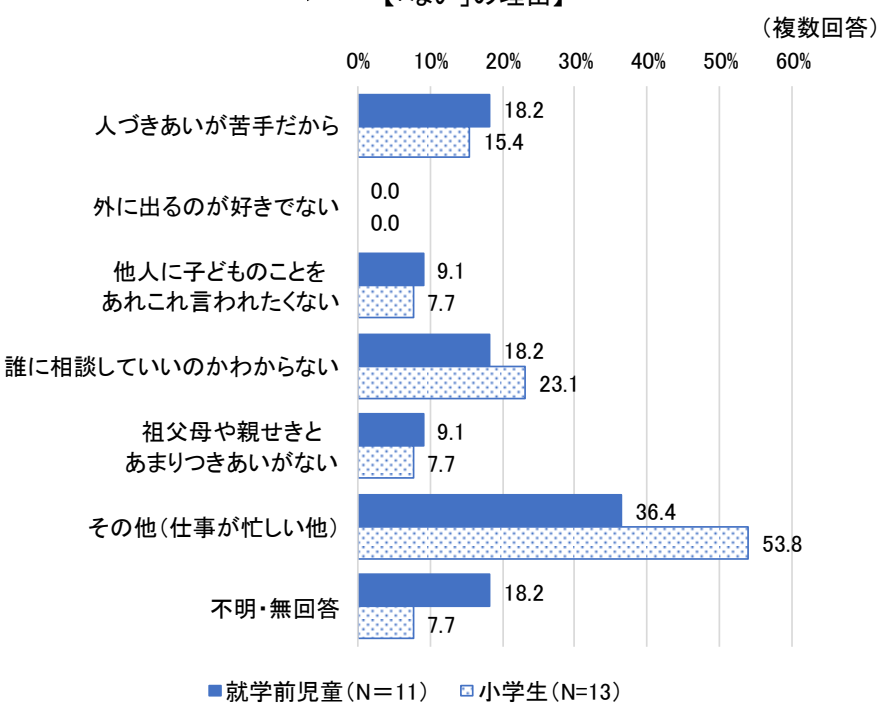

（4）保護者の就労状況（母親）

就学前児童の母親では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 34.3%で最も多く次いで「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 28.5%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 23.0%で続いています。

小学生の母親では、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 39.2%で最も多く、次いで「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 32.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 20.8%で続いています。

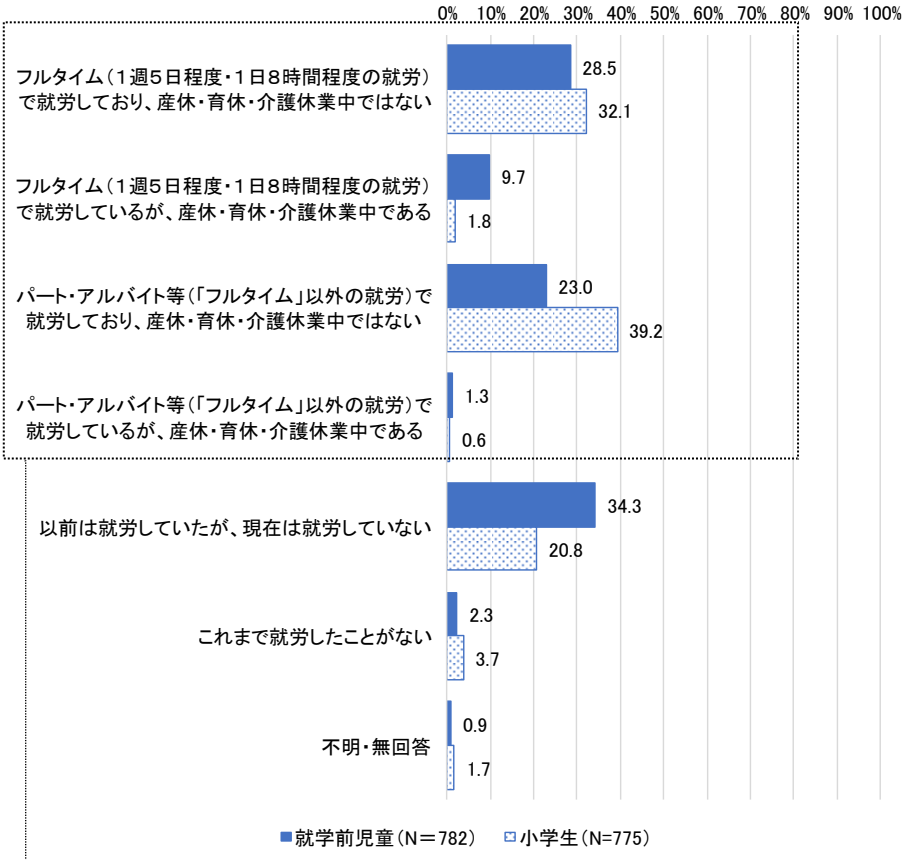

母親の就労状況はフルタイム、パート・アルバイト等を合わせて、約６割～７割います。

【就労日数】

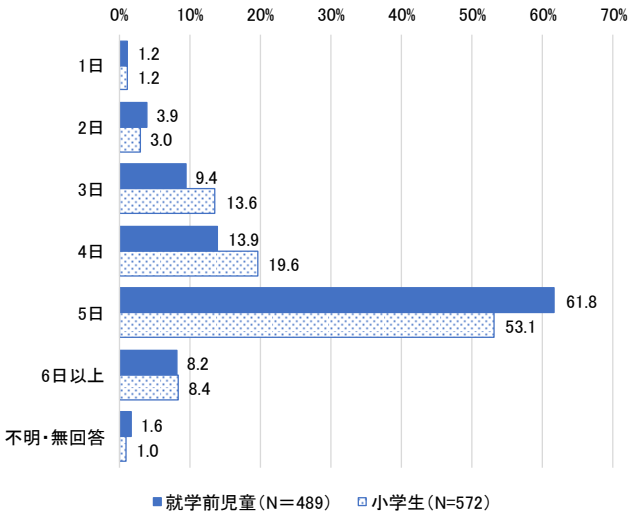

(5)保護者の就労意向(母親)

就学前児童の母親では、「１年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに就労したい」が 37.4%で最も多く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が 21.7%、「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」が 19.6%で続いています。

小学生の母親では、「1 年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに就労したい」が 31.1%で最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」が 25.3%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が 20.5%で続いています。

希望就労形態は、就学前児童、小学生ともに、パートタイム、アルバイト等が８割以上となっています。

【母親】

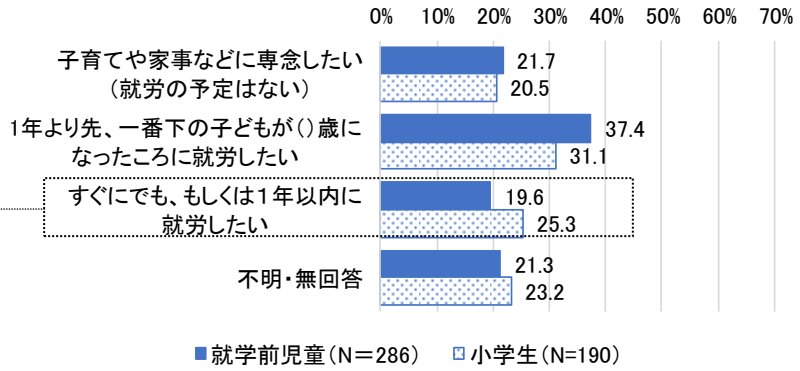

現在、就労していない母親の就労意向は、就労希望時期が 1 年以内や 1 年より先を含めて、就学前児童も小学生も５割以上となっています。

【希望就労形態】

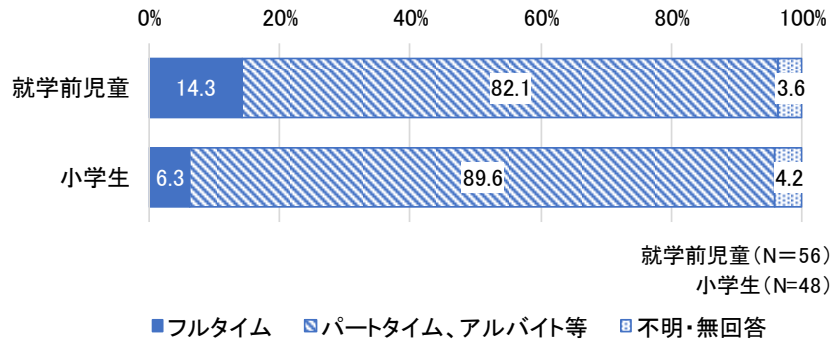

(6)「幼児教育・保育の無償化」導入後の教育・保育の利用希望

幼児教育・保育の無償化の導入後においても、現在の教育・保育事業を継続して利用したい人が９割を超えています。また、現在、利用している人も、新たに利用したい人も、ともに利用したい施設では、幼稚園が最も多く、保育所が続いています。

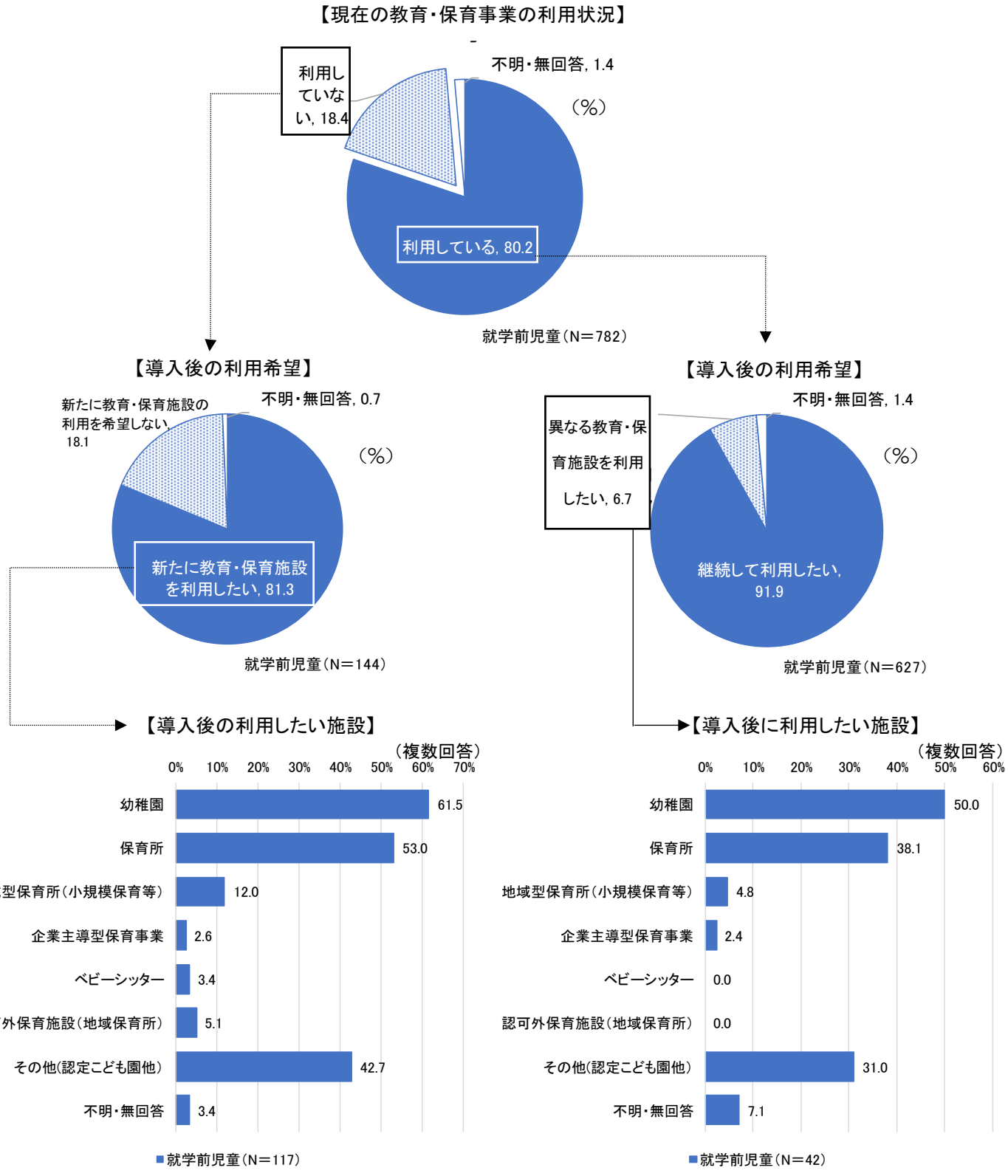

（7）土曜・休日、長期休暇中における定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日（全体）では、「利用する必要はない」が 64.6%で最も多く、次いで「月に１～２回は利用したい」が 26.1%、「ほぼ毎週利用したい」が 7.0%で続いています。

日曜日・祝日（全体）では、「利用する必要はない」が 81.6%で最も多く、次いで「月に１～２回は利用したい」が 13.8%、「ほぼ毎週利用したい」が 1.3%で続いています。

【土曜日・休日（日曜日・祝日）】

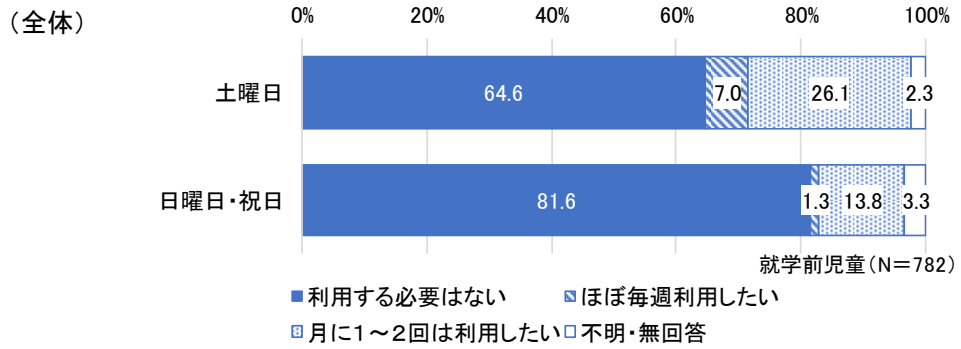

夏休み・冬休みの利用希望では、「休み期間中、週に数日利用したい」が５割以上、「休み期間中、ほぼ毎日利用したい」が約１割となっており、半数以上のニーズがあります。

【長期休暇中】

（幼稚園を利用されている方のみ）

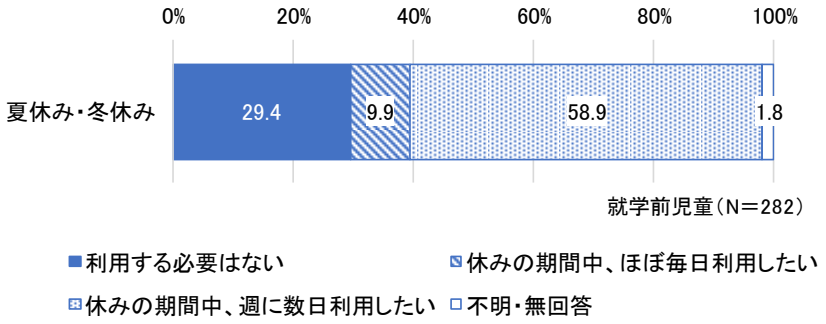

(8)お子さんの病気の際の対応

病気の際の対応について、父母が休んで対応した人の約２割～４割が「病児・病後児保育施設を利用したい」と回答しています。

また、父母が休んで対応しなかった人の約５割が「できれば仕事を休んで看護したい」と回答しています。

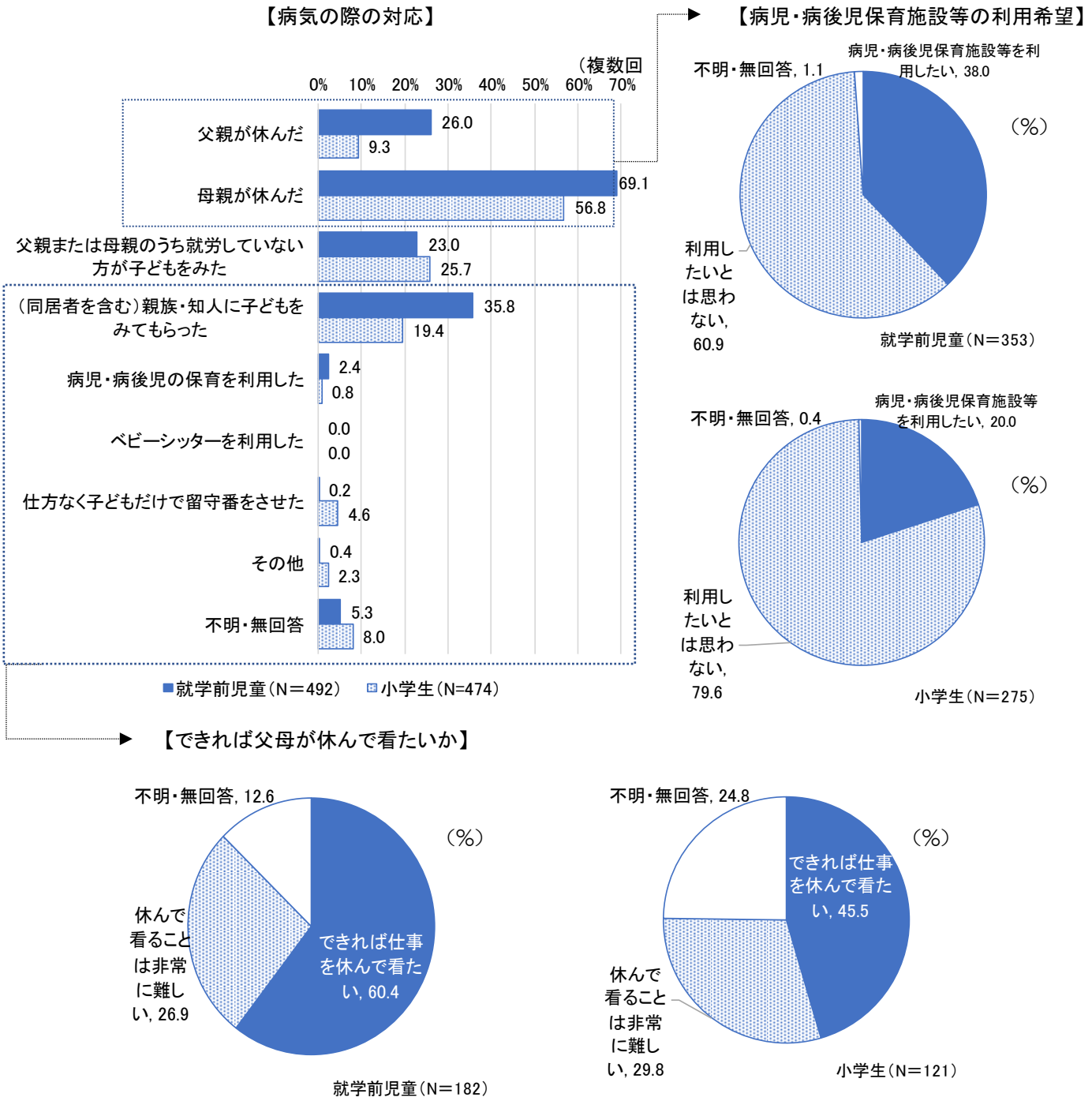

(9)不定期な一時預かり等の事業の利用状況

「利用していない」が 71.4%で最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が 20.1%、「一時預かり」が 6.4%で続いています。

利用していない理由では、「特に利用する必要がない」が 78.3%で最も多く、次いで「利用料がかかる・高い」が 14.0%、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」が 11.1%で続いています。

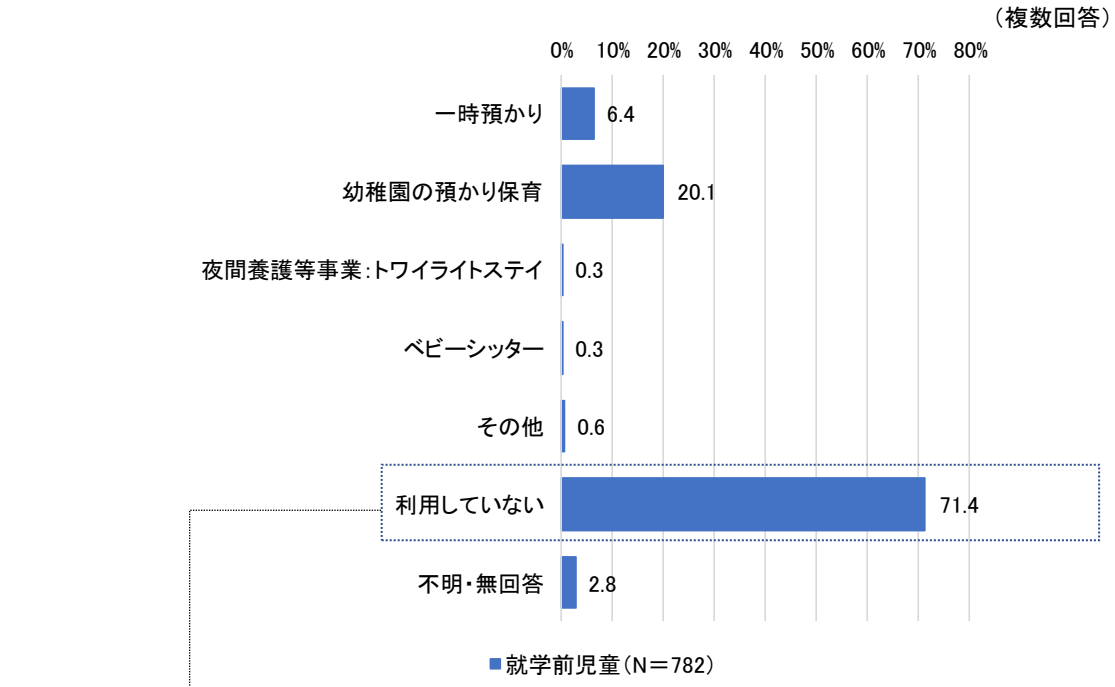

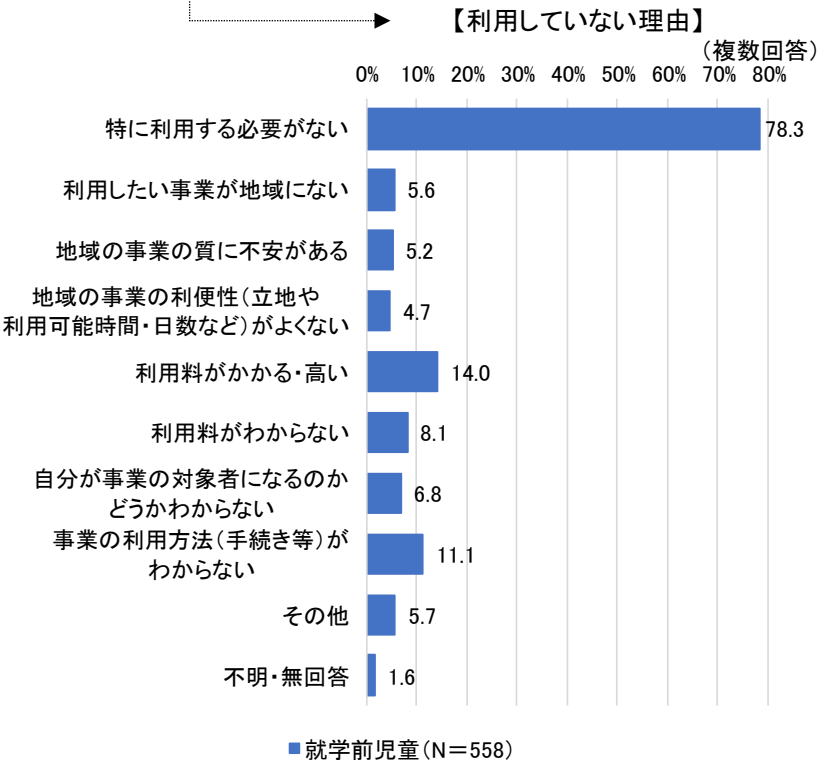

(10)子育てについての不安や悩み

就学前児童では、「子育てに出費がかさむ」が57.0%で最も多く、次いで「自分の自由な時間が持てない」が51.8%、「子育てによる身体・精神の疲れが大きい」が37.2%で続いています。

小学生では、「子育てに出費がかさむ」が68.1%で最も多く、次いで「自分の自由な時間が持てない」が33.7%、「子育てによる身体・精神の疲れが大きい」が20.5%で続いています。

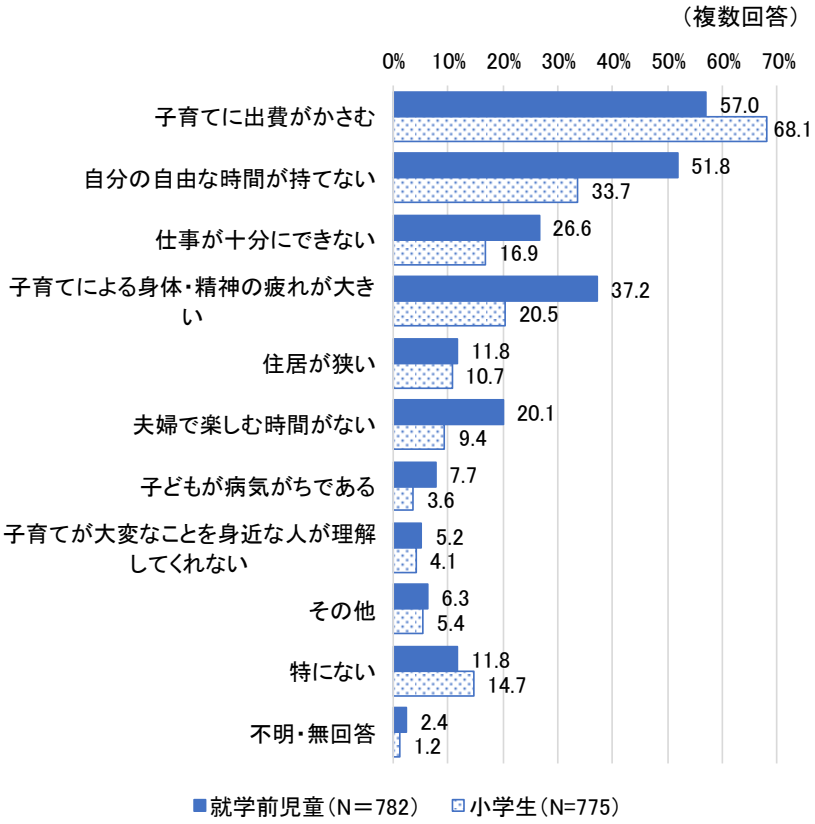

(11)子育ての悩みや不安から、子どもにつらく当たった経験

就学前児童では、「特にそんなことはない」が36.4%で最も多く、次いで「ときどき、つらくあたってしまいそうな気持ちになることがあるが、人に相談するなどして解消している」が28.5%、「ときどき、たたいたり、どなったりするなど、つらくあたってしまうことがある」が25.1%で続いています。

小学生では、「特にそんなことはない」が46.7%で最も多く、次いで「ときどき、つらくあたってしまいそうな気持ちになることがあるが、人に相談するなどして解消している」が25.4%、「ときどき、たたいたり、どなったりするなど、つらくあたってしまうことがある」が20.5%で続いています。

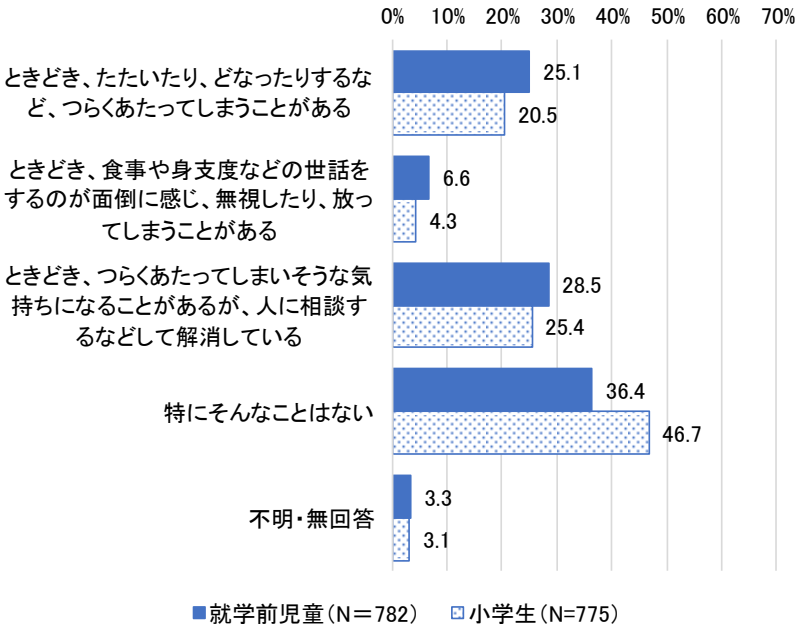

(12)子育て支援施策全般

①就学前児童

総合評価への貢献度が高く、満足度の低い「保育所」、「教育環境」、「安心して働ける」、「配慮の必要な子どもの育てやすさ」を改善すれば、総合評価の満足度が高まりやすい。

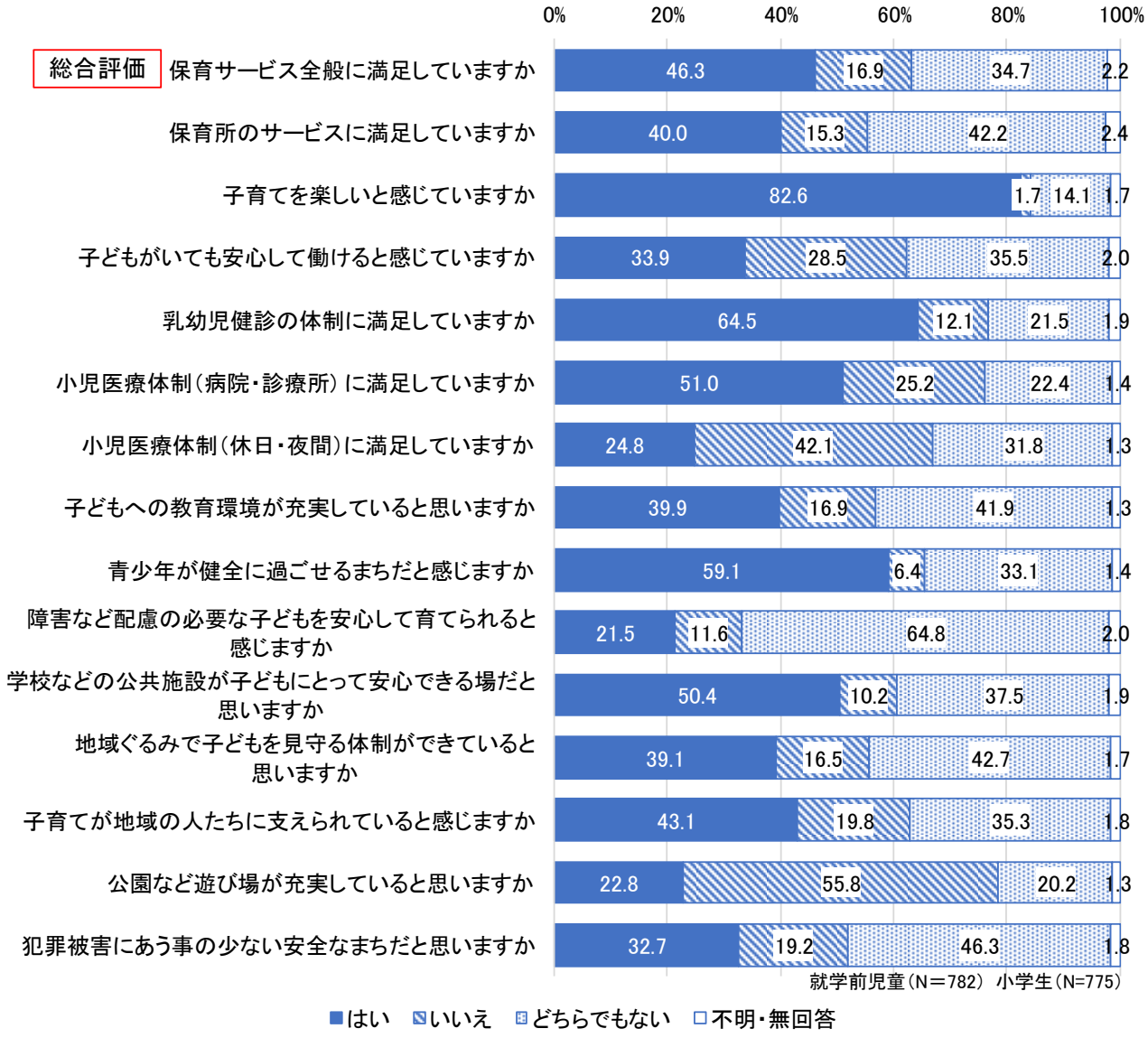

■総合評価への貢献度分析

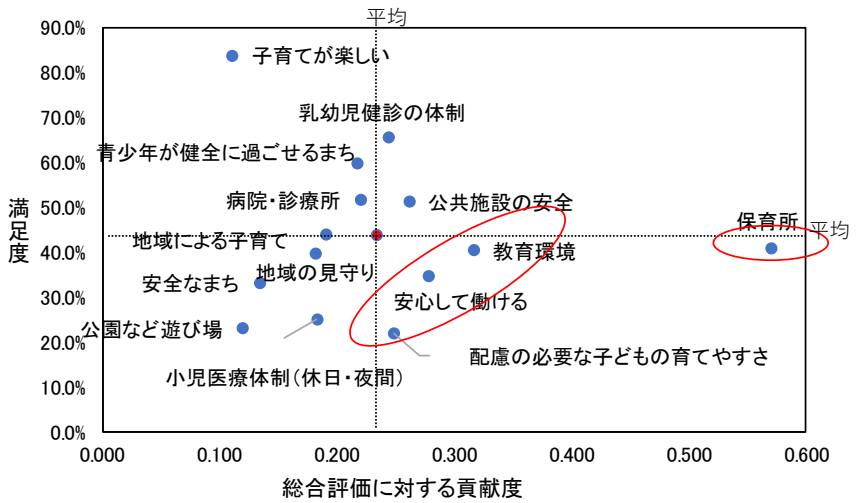

※貢献度分析とは
上記の政策分野全体（総合評価）の満足度に対して、どの施策の満足度がどの程度貢献しているか統計処理して表している。貢献度が高く満足度が低い施策は、総合評価の満足度を高めやすいと考えられる。

②小学生

総合評価への貢献度が高く、満足度の低い「保育所」、「教育環境」、「安心して働ける」、「配慮の必要な子どもの育てやすさ」、「病院・診療所」を改善すれば、総合評価の満足度が高まりやすい。

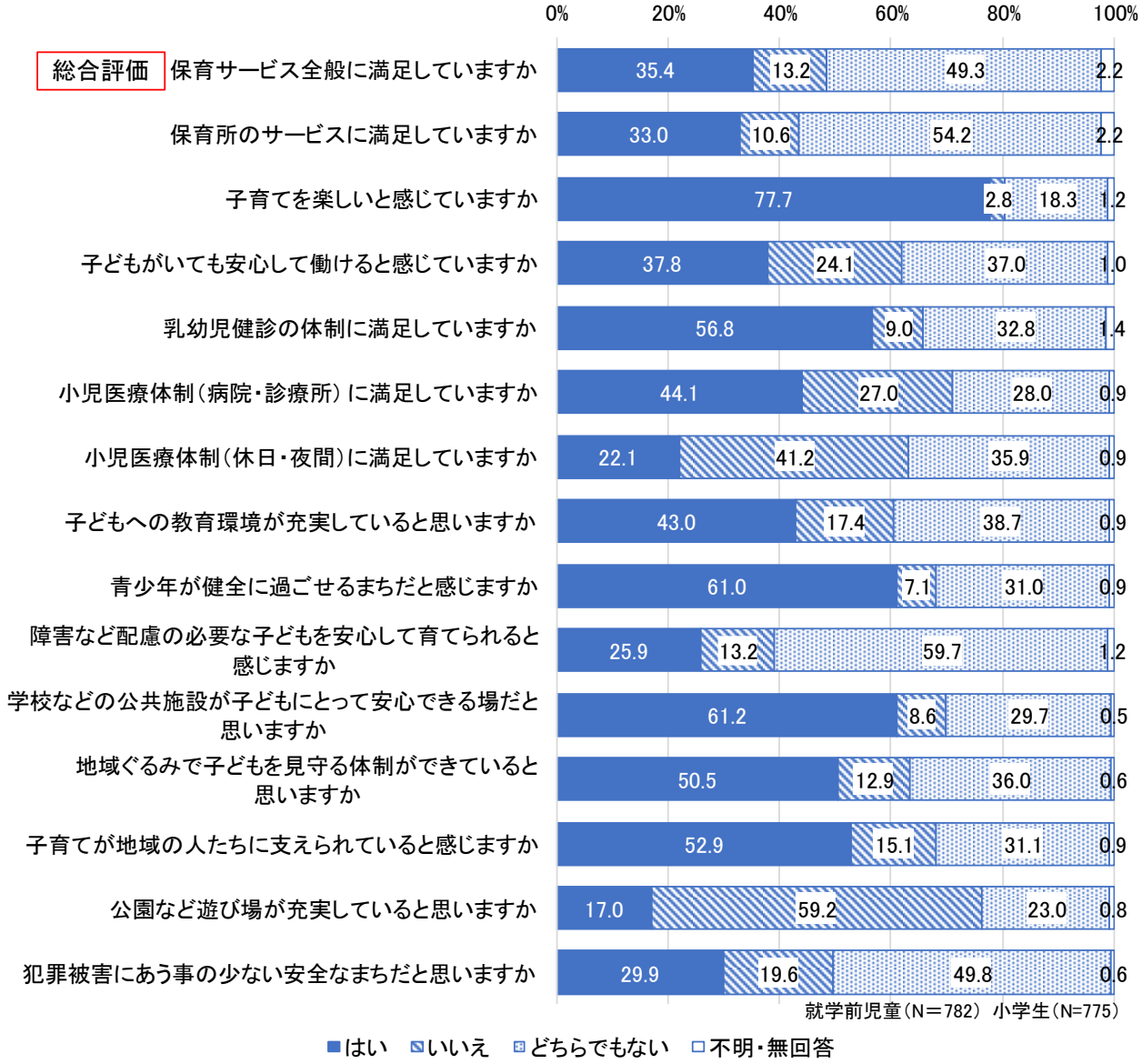

■総合評価への貢献度分析

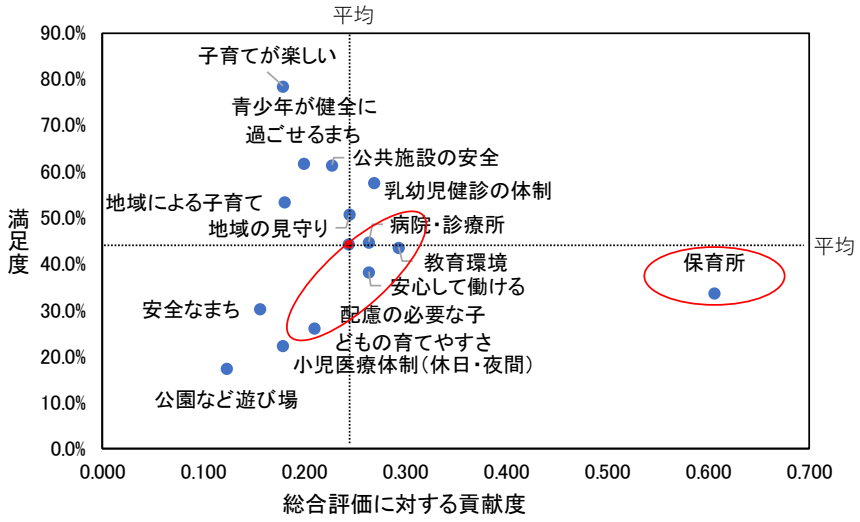

※貢献度分析とは（再掲）上記の政策分野全体（総合評価）の満足度に対して、どの施策の満足度がどの程度貢献しているか統計処理して表している。貢献度が高く満足度が低い施策は、総合評価の満足度を高めやすいと考えられる。

４．子どもと家庭をとりまく課題

ポイント１

教育・保育ニーズは今後も増大し、ニーズの内容も多様化している

- ○ 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる人は約２割～３割にとどまり少ない。
- ○ 母親の就労状況はフルタイム、パート・アルバイト等を含め約６割～７割が就労しており、就労していない母親も５割以上が就労意向をもっている。
- ○ 現在の就労していない母親の就労意向は、就労希望時期が１年以内や１年より先を含めて、就学前児童、小学生ともに５割以上となっており、教育・保育に対するニーズは今後も高まると考えられる。
- ○ 土曜・休日の利用希望では、保育所を利用されている方を含め、「利用する必要はない」が６割～８割程度となっているものの、ニーズは一定数あることがうかがえる。

ポイント２

現在、教育・保育施設を利用している人は、幼児教育・保育の無償化後も、同じ施設を継続して利用する意向をもっている

- ○ 現在、教育・保育事業を利用している人の約９割が、無償化後も、継続して利用したいと回答している。
- ○ 無償化後において、現在、利用している人も、新たに異なる施設を利用したい人も、ともに利用したい施設では、幼稚園が最も多く、保育所が続いている。

ポイント３

サービスを必要としている人への情報発信の工夫が求められている

- ○ 不定期な一時預かり等の事業を利用していない理由について、「利用料がわからない」、「自分が事業の対象者になるのかどうかわからない」、「事業の利用方法がわからない」が6.8%～11.1%となっている。

ポイント４

子育て支援施策への満足度で、子育てが楽しいと感じている人が約８割いる一方、満足度を改善すべき支援施策もある

○　総合評価への「貢献度」が高く、かつ「満足度」の低い「保育所」、「教育環境」、「安心して働ける」、「配慮の必要な子どもの育てやすさ」、「病院・診療所」などを改善すれば、総合評価の満足度が高まりやすいという結果となっている。

ポイント５

子育てにおける負担軽減が求められている

○　就学前児童では、「自分の自由な時間が持てない」や「子育てによる身体・精神の疲れが大きい」が小学生よりも多く、負担に感じている。

○　病気時の対応について、父母が休んで対応した人の約２割～４割が「病児・病後児保育施設を利用したい」と回答している。また、父母が休んで対応しなかった人の約５割が「できれば仕事を休んで看たい」と回答している。

まとめ

近年、ライフスタイルの変化や地域コミュニティの希薄化により、地域全体で親子を見守る子育て機能の低下がみられる。安心して子育てができるよう、また子育てを通した親自身の成長のため、ボランティアをはじめとしたさまざまな人の協力のもと、地域に見守られながら子育てができる環境づくりが必要である。

第３章　計画の理念と施策の体系

１．基本理念

王寺町では、第１期王寺町子ども・子育て支援事業計画において、『育つ喜びと育てる喜びが実感できるまち』を基本理念と定め、次世代の育成支援に取り組んできました。

本計画においても、この基本理念を引継ぎ、子どもの安心の確保の上に、地域や社会全体で子どもの成長や子育てを支え、王寺町で育つ子ども、王寺町で子育てする保護者のいずれもが喜びを実感できるまちづくりを進めます。

育つ喜びと育てる喜びが実感できるまち

地域全体で子育てを支える環境が整った、誰もが安心して出産・子育てをできるまちを目指します。

２．基本的な視点

本計画の策定及び計画の推進にあたり、以下の３つを基本的な視点として定めます。

（1）今を生きる子どもの視点

すべての子どもの夢を育む子育て支援

・個々の環境に左右されることなく、すべての子どもが尊厳を持ち、それぞれの夢を育むことができるよう、子育て支援に取り組みます。

（2）子どもを育てる親や家庭の視点

親や家庭の明日を育む子育て支援

・親や家庭が子育てについて過度の負担や不安を負うことなく、安心して日々を送ることができるよう、子育て支援に取り組みます。

（3）子育てを支える地域の視点

地域の未来を育む子育て支援

・地域や社会全体で子どもや子育て家庭を支え、ともに地域の未来を育むことができるよう、子育て支援に取り組みます。

３．基本目標

本計画では、子ども・子育て支援法に定める子ども・子育て支援事業を円滑に推進するため、『育つ喜びと育てる喜びが実感できるまち』の基本理念のもと、次の５つを基本目標とします。

（1）教育・保育と子育て支援の充実

王寺町で生まれ育つすべての子どもたちが、必要とし、希望する教育・保育を町内で受けることができる環境づくりを目指します。

（2）子どもと親の健やかな成長の促進

子どもも保護者も、家族みんなが心身ともに健やかに暮らし、健やかに成長することができる環境づくりを目指します。

（3）安全・安心な環境づくり

子どもの安全を確保し、誰もが安心して過ごすことができる環境づくりを目指します。

（4）地域と社会による子育て支援

王寺町の未来を担う子どもたちを地域で見守り、社会全体で子育てを支える環境づくりを目指します。

（5）経済的困難等を抱える子どもへの支援

経済的困難等により、子どもたちの将来が左右されることのない環境づくりを目指します。

４．施策の体系

本計画の施策の体系は以下の通りです。

【基本理念】育つ喜びと育てる喜びが実感できるまち

【基本目標1】教育・保育と子育て支援の充実

（１）教育・保育の提供体制の確保
（２）幼児教育・学校教育の充実
（３）子ども・子育て支援事業の充実
（４）情報提供の充実
（５）経済的支援の推進

【基本目標2】子どもと親の健やかな成長の促進

（１）母と子の健康の確保
（２）「食育」の推進
（３）子どもの心と体の健全育成
（４）障害の早期発見と支援の充実
（５）すべての子どもの見守りの推進

【基本目標3】安全・安心な環境づくり

（１）安全で安心できるまちづくりの推進
（２）子どもの権利と安全の確保
（３）相談支援体制の充実

【基本目標4】地域と社会による子育て支援

（１）子育てを支えるネットワークづくり
（２）子どもや子育てをめぐる交流の推進
（３）子育てと仕事の両立支援の推進

【基本目標5】経済的困難等を抱える子どもへの支援

（１）教育の支援
（２）生活の支援
（３）経済的支援
（４）関係機関と連携した支援

第４章　事業量の見込みと確保の方策

１．区域の設定

本計画において各事業の量の見込みと確保の方策（提供体制の確保の内容及び実施時期）を定めるにあたり、王寺町の地理的条件、人口、交通事情等を勘案し、計画における各事業の提供区域は単一区域と設定します。

２．量の見込みと確保の方策

（1）特定教育・保育事業

①就学前児童の認定区分

子ども・子育て支援法では、教育・保育の利用を希望する就学前児童について、保護者の就労状況等により、以下の３つの認定区分があります。

認定区分	認定の内容
1号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの
2号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
3号	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

②特定教育事業の量の見込みと確保の方策

４月１日時点		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
人口（3～5 歳）		655 人	698 人	770 人	767 人	785 人
利用割合（利用人数の人口割合）		36.9%	39.8%	36.9%	37.0%	35.9%
利用状況	1号	242 人	278 人	284 人	284 人	282 人
	2号	－	－	－	－	－
	合 計	242 人	278 人	284 人	284 人	282 人
定員数		595 人	595 人	595 人	595 人	595 人
確保の内容		242 人	278 人	284 人	284 人	282 人
不足量		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

４月１日時点 （令和2年度：令和1年 10 月 1 日時点）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口（3～5 歳） a		768 人	785 人	735 人	720 人	668 人
利用割合（利用人数の人口割合） b		33.9%	31.8%	29.9%	29.9%	29.9%
見込み量	1号	230 人	221 人	195 人	190 人	177 人
	2号	30 人	29 人	25 人	25 人	23 人
	合 計 c（a×b）	260 人	250 人	220 人	215 人	200 人
定員数		595 人	595 人	595 人	595 人	595 人
確保の内容 d		260 人	250 人	220 人	215 人	200 人
不足量 c-d		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【算出方法】現状の実績をもとに利用人数(見込み量)を算出

○見込み量 c は、「人口 a」に「利用割合 b」を掛けて算出

・「利用割合 b」及び 1 号と2号の比率は、令和2年度の見込み量（入園申込状況：10 月1日）をもとに算出

【確保の方策】

現在、町内の公立幼稚園３園（王寺幼稚園、王寺北幼稚園、王寺南幼稚園）で実施していますが、今後、利用人数の減少が見込まれることに加えて、令和４年度開校の義務教育学校の校区に合わせて園区を見直すことにより、３園から２園への再編を通して必要量を確保します。

③特定保育事業【確保の方策】

4月1日時点			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
人口	3－5歳		655 人	698 人	770 人	767 人	785 人
	0歳		208 人	262 人	217 人	252 人	229 人
	1－2歳		479 人	464 人	484 人	517 人	506 人
	合計（0－5歳）		1,342 人	1,424 人	1,471 人	1,536 人	1,520 人
利用割合（利用人数の人口割合）	2号	3－5歳	35.9%	37.8%	39.1%	41.6%	42.9%
	3号	0歳	35.1%	34.0%	33.6%	34.9%	27.9%
		1－2歳	31.1%	35.6%	40.1%	39.5%	38.5%
	合計（0－5歳）		34.1%	36.4%	38.6%	39.8%	39.2%
利用状況	2号	3－5歳	235 人	264 人	301 人	319 人	337 人
	3号	0歳	73 人	89 人	73 人	88 人	64 人
		1－2歳	149 人	165 人	194 人	204 人	195 人
	合計（0－5歳）		457 人	518 人	568 人	611 人	596 人
定員数	2号	3－5歳	270 人	270 人	270 人	270 人	270 人
	3号	0歳	75 人	75 人	75 人	75 人	75 人
		1－2歳	180 人	180 人	180 人	180 人	180 人
	合計（0－5歳）		525 人	525 人	525 人	525 人	525 人
確保の内容	2号	3－5歳	235 人	264 人	301 人	319 人	337 人
	3号	0歳	73 人	89 人	73 人	88 人	64 人
		1－2歳	149 人	165 人	194 人	204 人	195 人
	合計（0－5歳）		457 人	518 人	568 人	611 人	596 人
不足量	2号	3－5歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	3号	0歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		1－2歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	合計（0－5歳）		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

4月1日時点 （令和2年度：令和1年 10 月 1 日時点）			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口 a	3－5歳		768 人	785 人	735 人	720 人	668 人
	0歳		224 人	215 人	202 人	203 人	204 人
	1－2歳		496 人	453 人	439 人	417 人	405 人
	合計（0－5歳）		1,488 人	1,453 人	1,376 人	1,340 人	1,277 人
利用割合 （利用人数の人口割合） b	2号	3－5歳	46.9%	48.5%	50.2%	50.8%	52.0%
	3号	0歳	30.4%	30.4%	30.4%	30.4%	30.4%
		1－2歳	50.4%	51.9%	52.0%	52.0%	52.0%
	合計（0－5歳）		45.6%	46.9%	47.8%	48.1%	48.6%
見込み量 c（a×b）	2号	3－5歳	360 人	381 人	369 人	366 人	347 人
	3号	0歳	68 人	65 人	61 人	62 人	62 人
		1－2歳	250 人	235 人	228 人	217 人	211 人
	合計（0－5歳）		678 人	681 人	658 人	645 人	620 人
定員数	2号	3－5歳	370 人	370 人	370 人	370 人	370 人
	3号	0歳	90 人	90 人	90 人	90 人	90 人
		1－2歳	240 人	240 人	240 人	240 人	240 人
	合計（0－5歳）		700 人	700 人	700 人	700 人	700 人
確保の内容 d	2号	3－5歳	360 人	381 人	369 人	366 人	347 人
	3号	0歳	68 人	65 人	61 人	62 人	62 人
		1－2歳	250 人	235 人	228 人	217 人	211 人
	合計（0－5歳）		678 人	681 人	658 人	645 人	620 人
不足量 c-d	2号	3－5歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	3号	0歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		1－2歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	合計（0－5歳）		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【算出方法】現状の実績をもとに利用人数(見込み量)を算出

○見込み量 c は、「人口 a」に「利用割合 b」を掛けて算出

【確保の方策】

現在、町内の私立保育所１園２施設（黎明保育園本園及び分園）及び認定こども園１園（片岡の里こども園）で実施していますが、幼児教育・保育の無償化などにより、保育ニーズは増加傾向にあり、今後もさらに増加が見込まれるため、民間による認定こども園や小規模保育園などの整備、また利用定員の見直しや保育士の確保により、必要量を確保します。

（2）地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援新制度において、以下の 13 の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けられています。

①地域子ども・子育て支援事業の概要

事業	事業の内容
1. 時間外保育事業（延長保育）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業
2. 放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
3. 子育て短期支援事業 （ショートステイ）	母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助事業 ※ほかに「夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）」がある
4. 地域子育て支援拠点事業	家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業
5. 一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、幼稚園や保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業
6. 病児保育事業	病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業
7. 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
8. 利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業
9. 妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
10. 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
11.（1）養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導や助言、育児・家事援助などを適切に行い、地域での孤立防止や虐待の早期発見・未然防止等を図る事業

事業	事業の内容
以下、量の見込を伴わない事業	
11.（2）子どもを守る 地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
12. 実費徴収に係る補足給付を 行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
13. 多様な主体の参入を促進する 事業【新規事業】	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

②各事業の見込み量と確保の方策

1. 時間外保育事業 【延長保育】(0～5歳)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
人口(0～5歳)	1,342 人	1,424 人	1,471 人	1,536 人	1,520 人
延利用人数の人口割合	19.4%	20.4%	21.5%	16.8%	15.9%
利用状況 (延利用人数(年間))	261 人	290 人	316 人	258 人	241 人

≪推計人口(0～5 歳)のピークはH30 年≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口(0～5歳) a	1,488 人	1,453 人	1,376 人	1,340 人	1,277 人
延利用人数の人口割合 b	19.5%	19.5%	19.5%	19.5%	19.5%
見込み量 (延利用人数(年間)) c(a×b)	290 人	283 人	268 人	261 人	249 人
確保の内容 d	290 人	283 人	268 人	261 人	249 人
不足量 c-d	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【算出方法】 現状の実績をもとに利用人数(見込み量)を算出

○見込み量 c は、「人口 a」に「延利用人数の人口割合 b」を掛けて算出

・「延利用人数の人口割合 b」は、平成 27 年度から平成 30 年度までの実績の平均値〔19.5%〕で推計

【確保の方策】

現在、黎明保育園と片岡の里こども園において「延長保育事業」として実施しています。今後も現状の２園の事業において対応します。

2. 放課後児童健全育成事業 【放課後児童クラブ】(小学1年生～小学6年生)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
人口	低学年	580 人	579 人	616 人	682 人	748 人
	高学年	583 人	607 人	574 人	582 人	582 人
	合 計	1,163 人	1,186 人	1,190 人	1,264 人	1,330 人
利用割合 (利用人数の人口割合)	低学年	41.0%	45.6%	47.4%	49.3%	48.7%
	高学年	19.2%	20.4%	23.9%	26.8%	29.4%
	合 計	30.1%	32.7%	36.1%	38.9%	40.2%
利用状況(年間)	低学年	238 人	264 人	292 人	351 人	364 人
	高学年	112 人	124 人	137 人	141 人	171 人
	合 計	350 人	388 人	429 人	492 人	535 人
【※内訳】 利用状況(年間)	町営学童保育	231 人	268 人	286 人	358 人	400 人
	部屋数	6 部屋	6 部屋	6 部屋	6 部屋	7 部屋
	民間学童保育	119 人	120 人	143 人	134 人	135 人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口 a	低学年	800 人	773 人	785 人	756 人	785 人
	高学年	625 人	694 人	748 人	800 人	773 人
	合 計	1,425 人	1,467 人	1,533 人	1,556 人	1,558 人
利用割合 (利用人数の人口割合) b	低学年	50.9%	53.9%	56.4%	59.3%	61.1%
	高学年	32.2%	35.4%	38.5%	41.6%	44.1%
	合 計	42.7%	45.2%	47.7%	50.2%	52.7%
見込み量(年間) c (a×b)	低学年	407 人	417 人	443 人	448 人	480 人
	高学年	201 人	246 人	288 人	333 人	341 人
	合 計	608 人	663 人	731 人	781 人	821 人
【※内訳】 見込み量(年間)	町営学童保育	468 人	518 人	581 人	626 人	661 人
	部屋数	7 部屋	7 部屋	8 部屋	8 部屋	8 部屋
	民間学童保育	140 人	145 人	150 人	155 人	160 人
確保の内容 d		608 人	663 人	731 人	781 人	821 人
不足量 c-d		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【算出方法】現状の実績をもとに利用人数（見込み量）を算出

○見込み量 c は、「人口 a」に「利用割合 b」を掛けて算出

・「利用割合 b（合計）」は、平成 27 年度から令和元年度までの伸び率の平均値〔2.5%〕で推計

※「利用割合 b」における低学年及び高学年の割合は、平成 30 年度実績の人口に占めるそれぞれの割合をもとに推計

※町営学童保育の平均利用率は、登録人数の 41.2%（平成 31 年4月～令和元年8月実績）

【確保の方策】

現在、町内の３小学校、社会福祉法人和光会の「元気クラブ」と「片岡の里こども園附属学童保育所」において、全学年を対象に実施しています。

今後、利用人数の増加が見込まれますが、利用率等を見極めながら「元気クラブ」や「片岡の里こども園附属学童保育所」とも連携し、利用人数や実施体制の確保に努めます。

3. 子育て短期支援事業 【ショートステイ】(0～5歳)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
利用状況 (延利用者数(年間))	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
施設数	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量　a (延利用者数(年間))	10 人日	10 人日	10 人日	9 人日	9 人日
施設数	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
確保の内容　b	10 人日	10 人日	10 人日	9 人日	9 人日
不足量　a-b	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【算出方法】 利用実績がないため、国の算出方法により、利用人数(見込み量)を算出

○ニーズ調査の項目「宿泊時の対処方法」で「短期入所生活援助事業(ショートステイ)」を選択した割合より算出

・ニーズ調査から判明した「家庭類型※の割合」や「短期入所生活援助事業(ショートステイ)を選択した割合」を「人口(0～5歳)」に掛けて算出

※家庭類型:国の算出方法により、ニーズ調査の回答内容から保護者の就労状況等をもとに分類されるもの(全8タイプ)

【確保の方策】

現在、斑鳩町の「いかるが園」への委託により提供体制を確保していますが、平成 30 年度まで、利用実績はありません。しかし、ニーズ調査においては、年間９～10 人日の利用見込みがあるため、今後も「いかるが園」への委託を継続するとともに、事業の周知を図ります。

4. 地域子育て支援拠点事業（0～2歳）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
人口（0～2歳）	687 人	726 人	701 人	769 人	735 人
利用人数の人口割合 （1 回あたり）	2.2%	2.4%	2.8%	2.6%	2.0%
実施回数（年間）	484 回	501 回	531 回	584 回	759 回
利用人数（1 回あたり）	15 人	17 人	20 人	20 人	14 人
利用状況 （延利用回数（年間））	7,339 人回	8,690 人回	10,562 人回	11,498 人回	10,626 人回
か所数	1 か所	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口（0～2歳） a	720 人	668 人	641 人	620 人	609 人
利用人数の人口割合 （1 回あたり） b	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%
実施回数（年間） c	759 回	759 回	759 回	759 回	759 回
利用人数（1 回あたり） d（a×b）	18 人	17 人	16 人	16 人	15 人
見込み量 （延利用回数（年間）） e(c×d)	13,662 人回	12,903 人回	12,144 人回	12,144 人回	11,385 人回
か所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
確保の内容 f	13,662 人回	12,903 人回	12,144 人回	12,144 人回	11,385 人回
不足量 e-f	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

【算出方法】現状の実績をもとに利用人数（見込み量）を算出

※町内3拠点の面積では1回あたり 60 組の親子の利用が可能（1組の親子の利用スペースとしては 3.8 ㎡が必要）

○見込み量 e は、「実施回数 c」に「利用人数 d」を掛けて算出

・「実施回数 c」は、令和元年の開催予定回数〔759 回※〕を使用

※町内 3 拠点の年間を通じての予定回数(わくわく広場は H31.1 月より開始)

・「利用人数 d」は、各年の「人口 a」に「利用人数の人口割合 b〔2.5%※〕」を掛けて算出

※平成 27～30 年度の平均値

【確保の方策】

王寺町保健センター内の「すくすく広場」、文化福祉センター内の「どんぐり」に加えて、いずみスクエア内に「わくわく広場」を開設し、より身近に利用できるよう町内３か所で実施体制を確保しています。

今後もさらなる利用促進を図り、地域やサークル活動を通じた交流機会の場を提供することで、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

５－１．一時預かり事業【町立幼稚園における在園児を対象とした預かり保育事業】（３～５歳）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
園児数（実績）	1号		242 人	278 人	284 人	284 人	285 人
	2号		－	－	－	－	－
	合 計		242 人	278 人	284 人	284 人	285 人
利用人数（1 日あたり）	1号	利用割合	－	－	－	－	－
		人数	15 人	15 人	16 人	16 人	16 人
	2号	利用割合	－	－	－	－	－
		人数	－	－	－	－	－
	合 計		15 人	15 人	16 人	16 人	16 人
実施日数（年間）			446 日	521 日	540 日	522 日	511 日
利用状況（延利用日数（年間））	1号		－	－	－	－	－
	2号		－	－	－	－	－
	合 計		6,686 人日	7,894 人日	8,892 人日	8,344 人日	8,176 人日

※1号：保育の必要性がない児童　※2号：保育の必要性がある児童

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園児数（見込み）	1号　a		230 人	221 人	195 人	190 人	177 人
	2号　b		30 人	29 人	25 人	25 人	23 人
	合 計		260 人	250 人	220 人	215 人	200 人
利用人数（1 日あたり）	1号	利用割合　c	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%
		人数 C(a×c)	8 人	8 人	7 人	7 人	6 人
	2号	利用割合　d	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%
		人数 D(b×d)	9 人	10 人	10 人	11 人	12 人
	合 計　e(C+D)		17 人	18 人	17 人	18 人	18 人
実施日数（年間）　f			520 日	540 日	560 日	580 日	600 日
見込み量（延利用日数（年間））	1号 g(C×f)		4,160 人日	4,320 人日	3,920 人日	4,060 人日	3,600 人日
	2号 h(D×f)		4,680 人日	5,400 人日	5,600 人日	6,380 人日	7,200 人日
	合 計　i (g+h)		8,840 人日	9,720 人日	9,520 人日	10,440 人日	10,800 人日
確保の内容　j			8,840 人日	9,720 人日	9,520 人日	10,440 人日	10,800 人日
不足量　i-j			0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【算出方法】現状の実績をもとに利用人数(見込み量)を算出

○見込み量は、「利用人数 C・D」に「実施日数 f」を掛けて算出

・「実施日数 f」は、保育を必要とする保護者のニーズを見込み、また近年の預かり保育に対する社会的要請の高まりから「年間 200 日」の開所基準を満たすことが望ましいとの国の方針に従い、600 日(町立幼稚園3園×年間 200 日)を最終年度の実施日数として見込む

・「利用人数」は、令和2年度の利用割合・人数(実績見込み)を使用し、2号の利用割合は3割の利用があり、今後も増加が見込まれることから、5割を最終年度の利用割合として見込む

【確保の方策】

一時預かり事業のうち、幼稚園の在園児を対象とするものについては、町内の公立３園（王寺幼稚園・王寺北幼稚園・王寺南幼稚園）で平成 26 年９月より事業を開始し、平成 28 年９月より午後５時まで時間延長して実施しています。今後、保育を必要とする２号の利用増加が見込まれることから、夏休み等の長期休業中や午後５時までの預かり保育を引き続き実施するとともに、実施日数（年間）の増加など、実施体制の確保を図ります。

５－２．一時預かり事業【保育所等の一時預かり事業】（０～５歳）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和1年度
人口（０～５歳）	1,342 人	1,424 人	1,471 人	1,536 人	1,520 人
利用人数の人口割合（1 日あたり）	0.67%	0.49%	0.48%	0.59%	0.59%
実施日数（年間）	365 日	364 日	364 日	364 日	365 日
利用人数（1 日あたり）	9 人(8.9 人)	7 人(7.4 人)	7 人(6.8 人)	9 人(9.0 人)	9 人(8.6 人)
利用状況（延利用日数（年間））	3,241 人日	2,695 人日	2,467 人日	3,271 人日	3,132 人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口（０～５歳） a	1,488 人	1,453 人	1,376 人	1,340 人	1,277 人
利用人数の人口割合（1 日あたり） b	0.56%	0.56%	0.56%	0.56%	0.56%
実施日数（年間） c	365 日	365 日	365 日	365 日	365 日
利用人数（1日あたり） d(a×b)	8 人(8.3 人)	8 人(8.1 人)	8 人(7.7 人)	8 人(7.5 人)	7 人(7.2 人)
見込み量（延利用日数（年間）） e（c×d）	3,030 人日	2,957 人日	2,811 人日	2,738 人日	2,628 人日
確保の内容 f	3,030 人日	2,957 人日	2,811 人日	2,738 人日	2,628 人日
不足量 e-f	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【算出方法】現状の実績をもとに利用人数(見込み量)を算出

○見込み量 e は、「実施日数 c」に「利用人数 d」を掛けて算出

・「実施日数 c」は 365 日〔毎日〕

・「利用人数 d」は、各年の「人口 a」に「利用人数の人口割合 b〔0.56%※〕」を掛けて算出

※平成 27～30 年度の平均値

【確保の方策】

一時預かり事業のうち、幼稚園の在園児を対象とするもの以外については、現在、黎明保育園分園において実施しています。今後も現状の事業において必要量を確保します。

6. 病児保育事業（0～5歳）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
人口（0～5 歳）			1,342 人	1,424 人	1,471 人	1,536 人	1,520 人
病児・病後児対応型	土庫病院病児保育	利用割合	1.3%	4.1%	2.2%	5.7%	5.5%
		利用状況（年間）	18 人日	59 人日	33 人日	88 人日	84 人日
	西和地域病児保育（見込み量(年間)）		－	－	－	－	72 人日
体調不良児対応型（片岡の里こども園）		利用割合	34.2%	37.4%	30.0%	35.9%	35.4%
		利用状況（年間）	459 人日	533 人日	441 人日	551 人日	538 人日
利用状況（年間）			477 人日	592 人日	474 人日	639 人日	694 人日

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口（0～5歳） a			1,488 人	1,453 人	1,376 人	1,340 人	1,277 人
病児・病後児対応型	土庫病院病児保育	利用割合 b	4.6%	4.6%	4.6%	4.6%	4.6%
		見込み量（年間）b´(a×b)	68 人日	67 人日	63 人日	62 人日	58 人日
	西和地域病児保育（見込み量(年間)） c		288 人日	288 人日	288 人日	288 人日	288 人日
体調不良児対応型（片岡の里こども園）		利用割合 d	34.4%	34.4%	34.4%	34.4%	34.4%
		見込み量（年間）d´(a×d)	512 人日	500 人日	473 人日	461 人日	439 人日
見込み量（年間） e (b´+c+ d´)			868 人日	855 人日	824 人日	811 人日	785 人日
確保の内容 f			868 人日	855 人日	824 人日	811 人日	785 人日
不足量 e−f			0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【算出方法】現状の実績をもとに利用人数(見込み量)を算出

〇病児・病後児対応型

・土庫病院病児保育:「人口 a」に「利用割合 b〔4.6%※〕」を掛けて算出

※平成 27 年度から平成 30 年度の最大値(H30:5.7%)に西和地域病児保育の開始に伴う減少を反映して算出〔2割減を見込む〕

・西和地域病児保育 c:「西和5町共通の算出式※」を使用

※1日あたりの利用人数6人(定員)に開所日数 240 日を掛けて、5町で按分
〔(6 人×240 日=1,440 人日)÷5 町=288 人日〕

〇体調不良児対応型(片岡の里こども園):「人口 a」に「利用割合 d〔34.4%※〕」を掛けて算出

※平成 27～30 年度の平均値

【確保の方策】

病児保育事業については、大和高田市の土庫病院（委託）、生駒市の阪奈中央病院、病後児対応型病児保育事業については、田原本町の阪手保育園（委託）、体調不良児対応型病児保育事業については、片岡の里こども園で実施しています。また、令和２年１月には、西和５町による連携協約により、西和医療センター敷地内に「西和地域病児保育室（いちごルーム）」を整備しました。

今後も利用状況を把握し、施設が不足すると見込まれる場合には、新たな病児保育施設の誘致等を検討します。

7. 子育て援助活動支援事業 【ファミリー・サポート・センター事業】(小学1年生～小学6年生)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(年間)	低学年 a	66 人日	64 人日	65 人日	63 人日	65 人日
	人口(6～8歳)	800 人	773 人	785 人	756 人	785 人
	高学年 b	40 人日	44 人日	48 人日	51 人日	49 人日
	人口(9～11 歳)	625 人	694 人	748 人	800 人	773 人
	合計 c (a+b)	106 人日	108 人日	113 人日	114 人日	114 人日
確保の内容 d		106 人日	108 人日	113 人日	114 人日	114 人日
不足量 c-d		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【算出方法】 未実施の事業であるため、国の算出方法により、利用人数(見込み量)を算出

○ニーズ調査の項目「放課後の時間を過ごさせたい場所」で「ファミリー・サポート・センター」を選択した割合や希望する日数より算出

・各年の人口に、ニーズ調査から算出した家庭類型別※の割合(低学年・高学年共通)やファミリー・サポート・センターを選択した割合、希望日数を掛けて算出

※国の算出方法により、ニーズ調査の回答内容から保護者の就労状況等をもとに分類されるもの(全8タイプ)

【確保の方策】

現在、実施に向けての準備を進めています。ニーズ調査においては年間 111 人日程度(平均)の需要が見込まれることから、早期の事業実施に向けて取り組みます。

また、依頼会員の多様なニーズに対応するためには、個別のマッチングを速やかに行う必要があるため、民間業者への委託や広域での実施等も視野に入れて検討します。

8. 利用者支援事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
利用状況	－	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量　a	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保の内容　b	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
不足量　a-b	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

【算出方法】

本事業は実施か所数を見込むもので、見込み量は現状の1か所を見込む

【確保の方策】

平成 29 年 1 月から保健センターにおいて「すくすく子育て支援センター（王寺町版ネウボラ）」として実施しています。今後も妊娠・出産期から育児期にわたって切れ目のない支援を継続し、産後ショートステイ・デイケア事業をはじめとした、保護者が必要としている支援につなぐための体制を構築します。

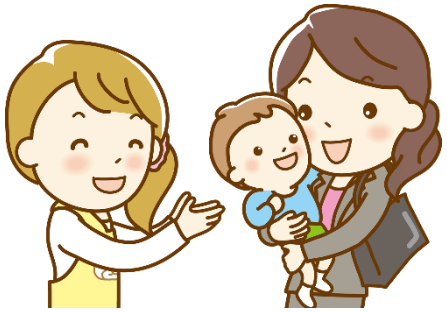

9. 妊婦健康診査事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和1年度
人口（0 歳）	208 人	262 人	217 人	252 人	229 人
妊婦期間が 2 か年にわたる妊婦の割合	72.1%	70.9%	72.3%	71.2%	71.5%
利用状況（年間）	358 人	448 人	374 人	431 人	393 人
妊婦期間が2か年にわたる妊婦の人数	150 人	186 人	157 人	179 人	164 人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口（0歳） a	215 人	202 人	203 人	204 人	205 人
妊婦期間が2か年にわたる妊婦の割合 b	71.63%	71.63%	71.63%	71.63%	71.63%
妊婦期間が2か年にわたる妊婦の人数 c(a×b)	154 人	145 人	145 人	146 人	147 人
見込み量（年間） d(a+c)	369 人	347 人	348 人	350 人	352 人
確保の内容 e	369 人	347 人	348 人	350 人	352 人
不足量 d-e	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【算出方法】現状の実績をもとに算出 ≪全対象者に実施≫

○見込み量は「人口 a」に「妊婦期間が2か年にわたる妊婦の人数 c」を足して算出

・妊婦健康診査は新生児が生まれる前年に受診するため、「人口 a」は、該当年の次の年を使用
（※令和2年度は令和3年度の0歳人口を使用）

・「妊婦期間が2か年にわたる妊婦の人数 c」は、国の算出基準により、妊婦期間が2か年にまたがる両方の年にカウント

・「妊婦期間が2か年にわたる妊婦の割合 b ※」は、その年度中に妊婦健診を受診する人のうち、その前後の年にも妊婦健診を受診する人の割合
※平成 27 年度から平成 30 年度の実績の平均値〔71.63%〕を使用

【確保の方策】
現在、母子保健事業として実施しています。妊婦の健康の保持及び増進を図るため、定期受診の確認を行い、健康状態の把握や保健指導等を実施するとともに、安心して出産・子育てができるよう必要に応じて医療機関との連携を図ります。

10. 乳児家庭全戸訪問事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和1年度
利用状況(年間)	276 人	221 人	250 人	249 人	229 人
訪問率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(年間) a	224 人	215 人	202 人	203 人	204 人
訪問率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
確保の内容 b	224 人	215 人	202 人	203 人	204 人
不足量 a-b	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【算出方法】全対象者を見込む。(見込み量は、当該年の0歳児の推計人口を見込む)

【確保の方策】
赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業として、生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を民生児童委員・主任児童委員が訪問し、子育てに関する情報提供や療育環境等の把握を行います。

11. (1)養育支援訪問事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
利用状況(年間)	17 人	18 人	18 人	17 人	18 人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(年間) a	18 人	18 人	18 人	18 人	18 人
確保の内容 b	18 人	18 人	18 人	18 人	18 人
不足量 a-b	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【算出方法】現状の実績をもとに利用人数(見込み量)を算出

○見込み量は、平成 27 年度から平成 30 年度の最大値(平成 28･29 年度:18 人)を使用し、令和2年度から令和6年度まで 18 人を見込む。

【確保の方策】
母子保健事業の訪問支援事業としては、現在の実施体制を維持するとともに、養育支援が必要であると思われる家庭に対し、居宅訪問や養育に関する指導・助言等を適切に行います。
また、平成 28 年８月から産前産後ヘルパー事業を実施し、多胎や早産のおそれ、産後うつ等があり、出産前後に周りの支援を受けることが困難である母親に対し、安心して出産・子育てができるよう家事や育児の手助けをするヘルパーを派遣しています。これらの事業を通じて地域での孤立防止や虐待の早期発見・未然防止等を図ります。

③量の見込みの設定を伴わない事業の方向性

11.（2）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【確保の方向性】
　王寺町児童虐待等防止ネットワーク会議や要保護児童担当実務者会議の機能強化のため、担当職員（調整員）の専門性の向上や、ネットワーク構成員（関係機関）の連携体制の強化を図り、児童虐待の早期発見と未然防止に努めます。

12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【確保の方向性】
　幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年 10 月より実施しています。今後も、低所得世帯を対象に、食事の提供に関する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等の一部の補助を行います。

13. 多様な主体の参入を促進する事業

【確保の方向性】
　国の事業指針等に基づき、必要に応じて実施できるよう調整を図ります。

第５章　施策の展開

１．教育・保育と子育て支援の充実

（1）教育・保育の提供体制の確保

子どもや保護者が望む質の高い教育・保育を提供することは、子育て支援を考える上での基本となります。

王寺町では、平成 27 年度より開始された子ども・子育て支援新制度に沿って、就学前児童について、保護者の就労状況等に応じて新たな認定制度が設けられ、それぞれの認定区分と利用意向に沿った教育・保育環境の提供に努めています。

ニーズ調査では、母親の就労状況はフルタイム、パート・アルバイト等を含め約６割～７割が就労しており、就労していない母親も 5 割以上が就労意向をもっているという結果となっていることからも、教育・保育ニーズは今後も増大し、その内容も多様化していくと予想されます。

このため、町内の私立保育所等と園児の受入について連携を行うなど、保育需要に対応するための体制整備が求められます。

また、令和元年 10 月から実施の幼児教育・保育の無償化についてのアンケート調査では、現在、教育・保育施設を利用している人は、幼児教育・保育の無償化後も、同じ施設を継続して利用する意向をもっています。こうした意向も踏まえた受入体制の確保が必要です。

【施策の方向性】

●町立幼稚園での預かり保育事業の充実

保護者の子育てを支援するため、夏休み等の長期休業中や午後５時までの預かり保育を引き続き実施します。また、実施日数の確保等を含め、保護者のニーズに対応できるよう見直しを図ります。

●町立幼稚園での給食の実施

豊かな食の体験を積み重ね、食べる意欲を育み、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる食を営む力の基礎を培うため、義務教育学校と併せて整備する新給食調理場を活用した町立幼稚園での給食の実施に取り組みます。

●町立幼稚園の園区の見直し

将来の園児数や保護者のニーズを見通し、義務教育学校の校区に合わせ園区を見直すことにより、町立幼稚園を３園から２園に再編します。

●保育需要に対応するための体制整備

引き続き、町内の私立保育所等と園児の受入等について連携を行い、待機児童が発生しないための体制の確保を図るとともに、今後の保育ニーズの変化に注意し、必要に応じて民間による認定こども園や小規模保育園などの整備を検討します。

また、保育士の不足によって待機児童を発生させないため、保育士の処遇改善に向け、引き続き、町内の私立保育所等に対し助成金の交付を行うとともに、助成内容について適宜見直しを行います。さらに、保育士資格取得のための奨学金制度の創設や、保育士資格を有しているものの保育に従事していない「潜在保育士」への就職支援金の交付等を通じて、就職支援に取り組むことを検討します。

あわせて、町内の私立保育所等において、児童の体調管理や保育記録の作成等を補助するＩＣＴを活用したシステムの導入を推進することで、保育士の負担軽減を図ります。

(2)幼児教育・学校教育の充実

近年は、幼児期からの質の高い教育へのニーズが高まっており、また、ニーズ調査においても平日に教育・保育事業を利用している人が、事業を選ぶ際に重視したことは「教育・保育の理念や内容」が 43.9%で最も多く、次いで「施設環境（設備・園庭等）」が 41.8%となっています。

これら保護者の期待に応えられるよう、幼稚園・保育所・小学校・中学校等がそれぞれの教育の役割を担いつつ、子どもの発達や成長の変化に対し、連続性・一貫性をもって接続できるようにすることが望まれます。

これまでも、幼児教育推進事業や教育機関の連携強化、国際化に対応した英語教育、義務教育学校（小中一貫教育の推進）など、就学前教育・学校教育に取り組んできましたが、一層の充実を図ることが必要です。

そのため就学前教育・学校教育の充実に関する施策の方向性については、「王寺町教育振興ビジョン」において示しています。

※王寺町教育振興ビジョン･･･「教育基本法」第17条第2項に基づき、王寺町が定める、教育の振興のための施策に関する基本的な計画で、国の流れやこれまで取り組んできた状況を踏まえつつ、今後10年間の王寺町の教育に関するビジョン（目標・方向性）を示すとともに、学校をはじめ、家庭、地域、行政等すべての主体が連携しながら、ビジョンを共有し、その達成に向けた取組を推進するため策定されたものです。

【関連する事業】

事業･活動名	内　容	所管
保育事業	保育所等での教育･保育の充実 保育環境整備のため、町から助成を実施	子育て支援課
町立幼稚園の預かり保育	長期休業中及び教育時間終了後から午後5時まで実施	子育て支援課
五園連絡会の開催	町内の幼稚園と保育所等が連続性･一貫性をもって小学校と接続できるように情報共有や連携を図る	子育て支援課 学校教育課
幼児教育推進事業	幼稚園生活を通して人格形成の基礎を育成 （各幼稚園における特色ある園づくりの推進）	学校教育課
幼稚園英語体験保育事業	幼児期における英語によるコミュニケーション能力の涵養（外国人講師を各園に派遣し英語体験保育を実施）	学校教育課

【関連する事業】

事業・活動名	内　容	所管
教育カウンセリング事業	不登校、いじめ、育児不安、虐待等の諸問題の解決 （教育相談、心の教室、ふれあいフレンド）	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉士や精神保健福祉士の専門職を派遣し、児童生徒の置かれた様々な環境に応じた支援を実施	学校教育課
学校いきいきプラン事業	小中学校に教員資格を持つ講師を配置し、児童・生徒の学校生活、学習、集団適応等をサポート	学校教育課
特別支援教育の充実	学習面や行動面で十分な支援を行えるよう、町独自に加配基準を設け、特別支援教育支援員を配置	学校教育課
学校図書館の充実	児童・生徒の読書率の向上を図るため魅力ある学校図書館に整備（「雪丸ロボット」を活用した図書館システム）	学校教育課
ICT教育の環境整備・充実	タブレット端末を導入し基本的な操作を身につけるとともに、電子黒板によるデジタル教科書を用いた分かりやすい授業を展開	学校教育課
小中学校外国語活動事業	英語によるコミュニケーション能力の素地を養う事業 外国人講師を派遣し、英語に慣れ親しむ活動を実施	学校教育課
中学生議会の開催／ 子ども一日町長体験	町行政の仕組みについて理解を深め、まちづくりへの関心を高めるため実施	学校教育課 政策推進課
義務教育学校（小中一貫教育の推進）	子どもたちの心身の発達に応じ、基礎的なものから9年間の一貫した教育を実施することで、教育の質の向上をめざすとともに、併せて、老朽化している施設を整備することにより、充実した学びの環境を提供できることから、町内にある3小学校と2中学校の5校を2校（北・南）の義務教育学校に再編・整備する。 令和4年4月の開校に向け、義務教育学校（北）は王寺中学校での新築による施設一体型の整備を、義務教育学校（南）については、現行の王寺南小学校及び王寺南中学校施設を使用して大規模改造工事を実施したうえで、施設分離型としてスタートする。	義務教育 学校設置 準備室
こころのプロジェクト 「夢の教室」	トップアスリート等を夢先生として中学校に派遣し、夢を持つことや、夢に向かって努力することの大切さを伝える	生涯学習課
学校・地域 パートナーシップ事業	学校、家庭及び地域の連携による地域教育力の向上 （学習支援活動、放課後子ども教室、職業体験学習等）	生涯学習課
地域ぐるみ児童生徒健全育成推進事業	地域ぐるみで児童・生徒の健全育成を推進 教育力を高める取組、安全確保の取組、社会体験活動	生涯学習課
寺子屋塾 （雪丸サポートスクール）	地域の経験豊富な人材を活用し、放課後や夏休み等に児童・生徒一人ひとりの学力及び学習意欲の向上を図る	生涯学習課
図書に親しむ事業	乳幼児期からの読書習慣の醸成。ブックスタート、ブックセカンド、絵本の読み聞かせ（雪丸ロボット、ボランティア）、絵本講演会等	文化交流課

(3)子ども･子育て支援事業の充実

ニーズ調査では、日常的に父母等の親族に子どもをみてもらえる人は約２割～３割にとどまり、また、一時預かりや土曜・休日の利用希望のニーズも一定数あり、ニーズの内容が多様化していることがうかがえます。一方で、近年、ライフスタイルの変化や地域コミュニティの希薄化により、子育て世帯の孤立化が懸念されているため、子育て世帯を支える環境づくりや相談支援の充実が必要です。

一時預かり事業や放課後児童クラブ（学童保育）といった事業については、児童の通常時間の教育・保育を補完するものであり、家庭の就労形態や世帯環境の変化による様々な保育ニーズに対応し、保護者の不安や負担を軽減できるよう、各事業の提供体制の確保と提供内容の充実が求められています。

これらの事業を中心に、王寺町においては、子どもを生み育てやすいまちづくりに向けて、住民のニーズに沿った子ども・子育て支援事業を推進する必要があります。

【施策の方向性】

●子育て支援体制の充実

安心して出産・子育てができるよう家事や育児の手助けをする「産前産後ヘルパー事業」については、多胎や早産のおそれ、産後うつ等があり、出産前後に周りの支援を受けることが困難である母親を対象に実施していますが、一時的な体調不良等でも利用できるよう対象を拡大します。また、子どもの送迎や一時預かりを行う等、地域で子育て世帯を支え合う「ファミリー・サポート・センター事業」の実施に取り組みます。

●「すくすく子育て支援センター（王寺町版ネウボラ）」の充実

妊娠・出産から育児まで、切れ目のない支援を引き続き行います。また、保健師等の専門職への相談をきっかけとして、産後ショートステイ・デイケア事業をはじめとした保護者が必要としている支援につなぐことができる体制を構築します。

●多様な保育ニーズへの対応

子育て家庭の多様なニーズに応えるよう、一時預かり事業や放課後児童クラブ（学童保育）、病児保育事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と提供内容の充実を図ります。（各事業ごとの方策については、第４章を参照）

●放課後児童対策の充実

就学している児童の放課後対策として、国が進める放課後児童クラブ（学童保育）と放課後子ども教室の一体提供による「新・放課後子ども総合プラン」の実施に向けての取組を推進し、放課後児童対策の充実を図ります。

●放課後児童クラブ（学童保育）の充実

子どもが安心して過ごせる環境を整えるため、学童保育を利用する児童数に応じた施設、備品の整備等を行うとともに、放課後児童支援員が研修を受講すること等により資質の向上を図ります。また、放課後児童支援員や補助員の処遇改善を行い、人材確保に努めるとともに、利用状況の管理や保護者への連絡、記録作成等の事務についてＩＣＴを活用し、放課後児童支援員の負担軽減を推進します。

●ひとり親家庭への支援の充実

子育てへの不安や負担感が大きくなりがちなひとり親家庭について、中和福祉事務所の母子・父子自立支援員による相談業務や、ひとり親家庭等医療費助成制度等の周知と利用促進を図り、負担の軽減に努めます。

【関連する事業】

事業・活動名	内　容	所管
産前産後ヘルパー事業	家事、育児が困難な方に対して、負担を軽減し、安心して出産・子育てができるよう支援	子育て支援課
病児保育事業 （西和地域病児保育室）	西和地域5町（三郷町・斑鳩町・平群町・上牧町・王寺町）が共同で、西和医療センター敷地内に病児保育施設を設置	子育て支援課
放課後児童クラブ （学童保育）	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に実施し、児童の保護と健全育成を図る	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	保育施設への送迎や子どもの一時預かりなど「育児の援助を希望する乳幼児や小学生等の保護者」と「育児の援助に協力できる人」との相互援助活動	子育て支援課
児童扶養手当	ひとり親家庭や父母に重度の障害のある家庭等に支給	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の児童及び保護者の医療費を助成	国保健康推進課
母子・父子・寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭や寡婦の方に対する県の貸付制度	子育て支援課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	日常生活に支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助のサービスを提供する県の事業	子育て支援課
自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金（修了支援給付金）	経済的自立を目的とした高等職業訓練や資格取得の経費を補助する県の事業	子育て支援課

(4)情報提供の充実

ニーズ調査では、一時預かり事業など利用方法や利用料が分からないことを理由にサービス利用をしていない状況があるため、情報発信の工夫が求められています。

また、子育てについての様々な制度が整備され、サービスや事業が充実する一方で、それらを有効に活用するためには、必要としている人に的確に情報を伝えることが重要となっています。

近年はインターネット等、情報を入手する手段は増加しているものの、情報の氾濫や情報の正確さへの不安を指摘する声も多いことから、情報を必要としている人に適切な情報をわかりやすく正確に伝えることが求められています。

【施策の方向性】

●情報提供の充実

子どもや子育てについて、必要な情報が正しく伝わるよう、情報の正確性や公平性を確保するとともに、スマートフォンやタブレットで気軽に子育て施策に関する情報を得られるよう、町広報紙や町公式サイトだけでなく、ＩＣＴを活用した情報発信に取り組みます。

●子育て講演会の実施

町立幼稚園での子育て講演会を継続して実施し、子育てについての知識や情報の提供に努めます。

【関連する事業】

事業・活動名	内　容	所管
赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業	民生児童委員・主任児童委員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握	保健センター 子育て支援課 福祉介護課
王寺町十二月	伝統的な季節の行事や生活の知恵、遊び場等を紹介するなど、子育て・親育ちに役立つ情報を発信	保健センター
子育て講演会	町立幼稚園に通う子どもの保護者を対象に、子育てについての知識や情報等を提供	子育て支援課
子育てガイドブック	ライフステージにあわせて子育て情報をわかりやすくまとめたガイドブック	子育て支援課
チャットボット	町の公式LINEアカウントや公式サイト等で行政に対する質問をすると、自動で返答するAI(人工知能)を活用したシステム	総務課

(5)経済的支援の推進

ニーズ調査では、「町に充実を図ってほしい子育て支援」について、就学前児童・小学生ともに「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充等の子育て世帯への経済的援助を拡充してほしい」との回答が最も多く、いずれも５割を超えています。

子育て家庭への経済的支援は、国や県の制度によるもののほか、保育所等に通う在園第２子目の０歳から２歳までの保育料減免等、王寺町独自の経済的支援も実施しており、これらの制度の周知と利用の促進を図り、保護者の経済的な負担の軽減を今後の財政状況を見極めながら実施していきます。

【施策の方向性】

●在園する第2子目の保育料減免

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化において、制度の対象とならない0歳から２歳までの子どもを持つ子育て世帯について経済的負担の軽減を図るため、町独自に在園する第2子目の保育料の全額減免については今後の財政状況を見極めながら実施します。

【関連する事業】

事業・活動名	内　容	所管
児童手当	中学3年生までの児童の養育者に支給	子育て支援課
児童扶養手当（再掲）	ひとり親家庭や父母に重度の障害のある家庭等に支給	子育て支援課
子ども医療費助成	乳幼児、就学している児童の医療費を助成	国保健康推進課
ひとり親家庭等医療費助成（再掲）	ひとり親家庭の児童及び保護者の医療費を助成	国保健康推進課
一般不妊治療費用助成	不妊に悩む夫婦の負担を軽減するため、一般不妊治療費用の一部を助成	保健センター
妊娠判定受診費用助成	住民税非課税世帯に対し、妊娠判定に係る費用を一部助成	保健センター
多胎妊婦健康診査健診費用助成	通常の妊婦健康診査補助券に加え、追加で補助券を交付	保健センター
乳幼児予防接種（任意接種）費用の一部助成	任意接種（ロタウイルス、B型肝炎、おたふくかぜ）の予防接種費用の一部を助成	保健センター
子どもインフルエンザワクチン予防接種費用の一部助成	小学校卒業までと中学3年生及び高校3年生を対象にワクチン予防接種費用の一部を助成	保健センター
保育料減免（町独自）	保育所等に通う在園第2子目の0歳から2歳児の保育料を減免	子育て支援課
実費徴収に係る補足給付事業	低所得世帯を対象に、食事の提供に関する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等の一部を補助	子育て支援課
就学援助	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学校生活に必要な費用の一部を援助	学校教育課
放課後児童クラブ（学童保育）の保育料減免	同一世帯で利用する2人目以降及び生活保護世帯、準要保護世帯の保育料を減免	子育て支援課
寺子屋塾（雪丸サポートスクール）の参加費減免	同一世帯で利用する2人目以降及び生活保護世帯、準要保護世帯の参加費を減免	生涯学習課
幼児2人同乗用自転車購入補助	親子の交通安全の確保と経済的負担の軽減を図るため、購入費用の一部を補助	子育て支援課

２．子どもと親の健やかな成長の促進

（1）母と子の健康の確保

健康の確保は人としての営みの基本であり、子どもも保護者も健やかに日々を送ることのできる環境づくりは、子育て支援の基礎となるものです。

子どもの健康管理はもちろん、妊娠期から出産にかけての母体の健康を維持し、安心して子どもを生み、育てることができるよう、切れ目のない支援を提供することが求められます。

王寺町では、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現と「親育ち」を目指す「Hands-on すこやか親子 21（第４次王寺町母子保健計画）」に基づいて、「すくすく子育て支援センター」の充実や「子育て広場」の充実・拡大等、住民と協働で支援事業を展開し、切れ目のない支援の提供に努めます。

【施策の方向性】

●「すくすく子育て支援センター（王寺町版ネウボラ）」の充実（再掲）

妊娠・出産から育児まで、切れ目のない支援を引き続き行います。また、保健師等の専門職への相談をきっかけとして、産後ショートステイ・デイケア事業をはじめとした保護者が必要としている支援につなぐことができる体制を構築します。

●乳幼児健康診査の受診

乳幼児健康診査の受診勧奨を継続し、未受診者に対して受診しない理由や子どもの健康状態等の確認を実施します。また、発育・発達が気になる乳幼児には個別の支援を継続しつつ、必要に応じて専門の医療機関につなげる等、今後も保護者に寄り添いながらきめ細かな支援を行います。

●母子の健康維持の推進

母子の健康維持と健康管理のため、乳幼児健康診査の受診率の向上及び未受診児の把握の徹底に努めるとともに、健診の場をいかして子どもの発達確認や障害の早期発見、育児不安の解消、虐待予防等に努め、発育・発達が気になる乳幼児には個別の支援を継続しつつ、必要に応じて専門の医療機関につなげる等、保護者に寄り添いながらきめ細かな支援を行っていきます。

●健康的な生活習慣の確立

乳幼児期から生涯にわたる健康的な生活習慣の確立のため、規則正しい生活等について子育て教室や健診の場を活用して啓発に取り組むとともに、歯みがき教室を継続して実施します。また、日ごろからの健康管理のため、身近な「かかりつけ医」を持つことを推奨します。

●安心して出産･子育てができる体制の強化

安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時に、すべての妊婦の状況を把握し、状況に応じた相談やハイリスク妊婦を中心とした個別フォローに努めます。また、妊婦の健康は胎児の健康に直接つながるものであり、喫煙や飲酒等の問題に対する啓発活動を強化するとともに、地域の中で楽しんで子育てができるように、妊娠中からの友だちづくりを支援します。

●救急時の家庭での処置の周知

子どもの事故防止や不慮の事故・突発的な病気等に対する家庭での処置について、情報提供と知識の普及に努め、事故ゼロを目指します。

●医療機関との連携と周知

県内の救急告示病院や、三室休日応急診療所、橿原市休日夜間応急診療所といった休日夜間応急診療所の周知に努めるとともに、休日及び平日夜間の診療体制を確保するため「奈良県西和医療センター」からの小児科医の派遣に向け、西和７町で協力し、引き続き県に対して要望を行います。

●家庭の育児力の育成

赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）や乳幼児健康診査、療育教室等を通じて親自身を支え、育児に不安を持つ親の減少を目指します。また「パパママクラス」や妊産婦・新生児訪問を継続して実施し、利用者の増加を目指すほか、親自身の不安を除き、育児力を高める支援を推進します。さらに、父親向けのイベントを引き続き実施し、父親の育児参加を促すとともに、子育てに必要な基礎知識を記載した「父子健康手帳」を交付します。

●不妊対策の推進

不妊に関する不安や悩みを解消するため、奈良県不妊専門相談センターの紹介や情報提供を行うとともに、不妊治療に対する正しい理解を広めていくため、町広報紙等を通じた啓発活動に努めます。また、一般不妊治療費の一部助成を継続し、必要な方には、奈良県の特定不妊治療費助成事業の周知を進めます。

【関連する事業】

事業・活動名	内　容	所管
すくすく子育て支援センター（王寺町版ネウボラ）	妊娠期から出産、子育て期にわたり切れ目なく個々のニーズにあった支援を実施	保健センター
心の相談事業	子育て等の不安が強い、またはマタニティーブルーや産後うつの疑いがある妊婦・産婦・子育て中の母親を対象に実施	保健センター
産前産後ヘルパー事業（再掲）	家事、育児が困難な方に対して、負担を軽減し、安心して出産・子育てができるよう支援	子育て支援課
妊娠判定受診費用助成（再掲）	住民税非課税世帯に対し、妊娠判定に係る費用を一部助成	保健センター
母子健康手帳の交付	妊娠届により、手帳を交付	保健センター
父子健康手帳の交付	妊娠届により、希望者に手帳を交付	保健センター
妊婦健康診査	妊娠期間中14回分を補助（多胎の場合は、通常の妊婦健康診査に加えて、健診費用を助成）	保健センター
多胎妊婦健康診査健診費用助成（再掲）	通常の妊婦健康診査補助券に加え、追加で補助券を交付	保健センター
パパママクラス	妊婦・夫とその家族を対象に、栄養・歯科・妊娠経過の話や沐浴・妊婦体験等を実施	保健センター
妊産婦・新生児訪問	助産師または保健師が自宅を訪問し、妊娠・出産・育児等についての相談に対応	保健センター
子育てガイドブック（再掲）	ライフステージにあわせて子育て情報をわかりやすくまとめたガイドブック	子育て支援課
産後ショートステイ・デイケア事業	産後間もない時期に支援が必要な母子が、助産院等でショートステイ（宿泊型）やデイケア（通所型）を利用して、心身のケアや育児をサポート	保健センター
赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業（再掲）	民生児童委員・主任児童委員が自宅を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握	保健センター 子育て支援課 福祉介護課
乳幼児予防接種（定期接種）	ヒブ感染症、小児用肺炎球菌感染症、B型肝炎、4種混合、不活化ポリオ、BCG、麻しん風しん混合（MR）、水痘、日本脳炎、2種混合、子宮頸がん予防ワクチン	保健センター
乳幼児予防接種（任意接種）費用の一部助成（再掲）	任意接種（ロタウイルス、B型肝炎、おたふくかぜ）の予防接種費用の一部を助成	保健センター
子どもインフルエンザワクチン予防接種費用の一部助成（再掲）	小学校卒業までと中学3年生及び高校3年生を対象にワクチン予防接種費用の一部を助成	保健センター
乳幼児健康診査	4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診、2歳児歯科健診	保健センター
子育て教室	ふれあいのつどい（0歳児）、ミッキークラス（1歳児）、エルモクラス（2歳児）、ごくまちゃんクラス（療育教室）	保健センター
歯みがき教室	小中学校、幼稚園、保育所等で、歯磨き指導や虫歯予防についての紙芝居等を実施	保健センター
子ども医療費助成（再掲）	乳幼児、就学している児童の医療費を助成	国保健康推進課
ひとり親家庭等医療費助成（再掲）	ひとり親家庭の児童及び保護者の医療費を助成	国保健康推進課
一般不妊治療費助成（再掲）	不妊に悩む夫婦の負担を軽減するため、一般不妊治療費の一部を助成	保健センター

(2)「食育」の推進

近年は、朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような食事のとり方による健康問題が子どもたちに生じていると指摘されています。

「食育基本法」の成立後、王寺町では平成 20 年、県内でもいち早く「王寺町食育推進計画」を策定しましたが、健康づくりと食育は切り離すことができないため、連携を強めて推進することが効果的であると考え、平成 28 年度から「王寺町健康増進計画」の中で推進しており、引き続き、その啓発を進める必要があります。

【施策の方向性】

●妊娠期からの食育の推進

生まれてくる子どもの健康を確保するため、妊婦への栄養相談や「パパママクラス」等において食事についての指導を徹底し、妊娠期からの食育を推進します。

●発達段階に応じた食育の推進

王寺町健康増進計画に基づき、食事に関心を持ち、正しい食生活を推進するための指導やイベント等の機会を設けるほか、幼稚園や認定こども園、保育所、小学校、中学校等の関係者や関係機関との連携を図るため、食育計画推進会議を定期的に開催します。

【関連する事業】

事業・活動名	内　容	所管
パパママクラス （再掲）	妊婦・夫とその家族を対象に、栄養・歯科・妊娠経過の話や沐浴・妊婦体験等を実施	保健センター
離乳食教室	乳児の保護者を対象に、離乳食についての話や調理実習、試食等を実施	保健センター
Get元気21 食クラブ	栄養バランスのとれた料理作りを普及 食の乱れを正し、健康に良い献立作りを普及	保健センター
学校給食	奈良県産の食材を使用した給食を提供するなど、地産地消による食育を実施	学校教育課
新給食共同調理場の整備	施設・設備の老朽化、食育の推進や食物アレルギーへの対応をはじめとして、安全で安心な給食を提供するため児童生徒数の減少等を見据えたうえで、義務教育学校の整備に合わせて時代に即した給食調理場を整備	義務教育学校設置準備室

(3)子どもの心と体の健全育成

思春期の子どもは心も体も大きく成長し、新たな関心や興味をもつとともに、様々な不安や悩みを抱える時期を迎えます。この頃には親との関係性も変化することから、第三者が協力して子どもが心身ともに健全に成長できるよう、見守り導く必要も出てきます。また、子ども自身が自ら相談できる環境づくりも大切であり、そのような機会や窓口を設け、周知することが必要です。

【施策の方向性】

●性に関する学習機会の充実

保護者や関係機関と連携し、児童・生徒が性や性感染症等について学習する機会を設けるとともに、出産や育児の大切さを伝え、思春期の子どもたちの心身の健全な育成を促進します。

●飲酒・喫煙・薬物使用等への対策

低年齢化する飲酒・喫煙・薬物使用等の問題に対処するため、学校や保健センターにおいて、これらによる健康被害や危険性についての教育・指導を徹底します。

●子どもが相談しやすい環境の充実

小学校における「ふれあいフレンド」や中学校の「心の教室」等、子どもたちが気軽に相談できる仕組みにより、不安や悩みを持つ児童・生徒の心の問題の早期解決を図ります。また、スクールカウンセラー等を配置するなど、子どもが抱える様々な不安や悩みを把握し、解決するための体制づくりに努めます。

●子どもを生み育てる大切さを伝える教育の推進

豊かな水と緑に囲まれた環境のもと、健康な心と体、豊かな感性や生命の不思議さ、命の大切さ等を盛り込んだ教育を行います。

【関連する事業】

事業・活動名	内　容	所管
教育カウンセリング事業（再掲）	不登校、いじめ、育児不安、虐待等の諸問題の解決（教育相談、心の教室、ふれあいフレンド）	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲）	社会福祉士や精神保健福祉士の専門職を派遣し、児童生徒の置かれた様々な環境に応じた支援を実施	学校教育課

(4)障害の早期発見と支援の充実

近年、自閉症やアスペルガー症候群といった発達に障害のある児童の割合が増加していると言われています。

ニーズ調査では、障害など配慮の必要な子どもを安心して育てられると感じている人は、就学前児童の保護者の 21.5%（前回調査 15.0%）、小学生の保護者 25.9%（前回調査 19.5%）となっており、前回調査から増加しています。

配慮の必要な子どもには、特別な支援を必要とする場合も多いため、早期発見・早期対応に努めるとともに、「王寺町障害者計画」及び「王寺町障害福祉計画（王寺町障害児福祉計画）」に基づき、関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できるよう努めることが求められています。

【施策の方向性】

●障害の早期発見・早期対応の推進

「王寺町母子保健計画」に基づき、健康診査等における早期発見や発達相談等における育児支援、専門の医療・療育機関等へのつなぎによる早期療育を推進するとともに、関係機関との連携体制を強化します。

●一人ひとりに応じた教育・保育の推進

「王寺町教育振興ビジョン」に基づき、障害のある子ども一人ひとりの発達や障害などの状況に応じた就学支援を行い、年齢や能力、それぞれの特性を踏まえた十分な教育や保育を受けることができるよう、教職員等の資質向上に努めるとともに、必要な施策や整備を図ります。

●障害のある子どもやその家庭への支援の充実

障害のある子どもやその家族に対する乳幼児期から学校卒業後までの切れ目のない効果的な支援を身近な地域で提供するため、関係機関による連携体制の構築や情報共有を図ります。また、「王寺町障害者計画」及び「王寺町障害福祉計画（王寺町障害児福祉計画）」に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児支援サービスや障害福祉サービスの充実と利用の促進を図るとともに、障害児福祉手当等の助成制度の普及に努めます。

【関連する事業】

事業・活動名	内　容	所管
すくすく子育て支援センター（王寺町版ネウボラ）（再掲）	妊娠期から出産、子育て期にわたり切れ目なく個々のニーズにあった支援を実施	保健センター
こぐまちゃんクラス（療育教室）	発達・発育が気になる就園前の子どもを対象に、毎月1回教室を実施	保健センター
発達相談	臨床心理士による幼稚園・保育所等への巡回相談や教育相談を実施	保健センター 子育て支援課
教育支援委員会の開催	障害を有する児童及び生徒の障害の状態を判断し、適切な就学支援やその他の教育支援を実施	学校教育課
特別支援教育の充実（再掲）	学習面や行動面で十分な支援を行えるよう、町独自に加配基準を設け、特別支援教育支援員を配置	学校教育課
受入体制の充実	障害のある子どもやその保護者の意向に沿うよう、入園・入学する子どもに応じた教職員や保育士等の加配、支援員の配置促進を行い、受入体制の充実を図る	学校教育課 子育て支援課
学校施設等の整備促進	一人ひとりのニーズに可能な限り対応できるよう施設等の整備・改修を進め、障害のある子どもが過ごし学ぶことができる環境づくりを促進	学校教育課 子育て支援課
相談支援体制の連携強化	乳幼児期から学校卒業後までの切れ目のない支援を展開するため、関係機関との連携を強化し、保護者の同意のうえ、情報共有を図り、適正かつ効果的な支援を促進	保健センター 子育て支援課 学校教育課 福祉介護課
特別な支援が必要な子どもへの支援体制の構築	障害児支援サービスに新たに盛り込まれた「重症心身障害児や医療的ケア児への支援体制の構築」を推進	福祉介護課
障害福祉サービス事業	障害のある子どもが生活上必要となる介護給付費、補装具費等の給付	福祉介護課
地域生活支援事業	移動支援、日中一時支援、日常生活用具給付等	福祉介護課
障害児支援サービス事業	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援等	福祉介護課
未熟児養育医療費助成	身体の発育が未熟なまま生まれ、指定養育医療機関に治療入院した乳児を対象に、入院医療費を助成	国保健康推進課
心身障害者医療費助成	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2所持者の医療費を助成	国保健康推進課
精神障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者、自立支援医療（精神通院）受給者の医療費を助成	国保健康推進課 福祉介護課
障害児福祉手当	20歳未満の在宅重度障害児で常時介護を要する人に支給	福祉介護課
特別児童扶養手当	心身に一定以上の障害のある20歳未満の児童の養育者に支給	子育て支援課
児童扶養手当（再掲）	ひとり親家庭や父母に重度の障害のある家庭等に支給	子育て支援課

(5)すべての子どもの見守りの推進

王寺町の平成 30 年度中に対応した児童虐待件数は、平成 29 年度からの継続分として 12 件（対象児童数 27 人）、新たに通告があった新規分として４件（対象児童数８人）を合わせて 16 件（対象児童数 35 人）となっています。虐待の種類別では、「心理的虐待」が６件、「ネグレクト（育児放棄）」が５件、「身体的虐待」が５件となっており、最近の傾向としては、「心理的虐待」が増加しています。

このような虐待については、子どもの将来にも影響を残す可能性が高く、地域や関係機関が協力して、早期に発見し対応する必要があります。

児童虐待のリスク原因となる子育てにおける孤立感や不安感を解消し、安心した子育て環境と良好な親子関係の構築を図るための子育て支援を展開するとともに、児童の安全確保を最優先とし、関係機関が役割分担をしながら、児童虐待予防のための早期対応から、発生時の迅速な対応まで、切れ目のない支援に取り組みます。

【施策の方向性】

●虐待の早期発見の推進

教育・保育現場での一人ひとりの子どもの見守りの推進と、保健センターで実施している乳幼児健診未受診者の把握と訪問等によるフォローや相談窓口の周知により、児童虐待の早期発見に努めます。また、近年は子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るう心理的虐待（面前DV）は増加傾向にあり、虐待とDV（ドメスティック・バイオレンス）は同じ家庭内で起こることが少なくないことから、一体的な支援に取り組みます。

●虐待防止の普及啓発

「オレンジリボン運動」と、県のこども家庭相談センターに直接電話がつながる「児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いち・はや・く）」の普及に努め、子どもの健全な育成を阻む児童虐待に対し、地域全体で取り組みます。

●子どもを守る地域ネットワーク機能の強化

要保護児童対策地域協議会（児童虐待等防止ネットワーク）の機能と連携を強化し、虐待の発生予防・早期発見・早期対応の充実に努めます。また、見守りが必要となるケースに対しては、民生児童委員をはじめ、行政と地域全体で支える体制を強化するとともに、「担当者会議」等の中で出てきた問題については、関係機関と連携して早期対応につなげます。

また、子育て家庭と妊産婦等を支援するため、児童相談所や子育て世代包括支援センター等、関係機関と情報共有し、実態把握や相談対応等のソーシャルワークを行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置に努めます。

●思春期の子どもの見守りの推進

家庭や地域との連携により、思春期を迎え様々な心の問題に直面する子どもの見守りに努め、保護者、学校、こども家庭相談センター、民生児童委員等が連絡を取り合い、不登校やいじめ、非行、ひきこもり等の対策とケアを推進します。

【関連する事業】

事業・活動名	内　容	所管
赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業（再掲）	民生児童委員・主任児童委員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握	保健センター 子育て支援課 福祉介護課
養育支援訪問事業	養育支援が必要であると思われる家庭に対し、居宅訪問や養育に関する指導・助言等を実施	保健センター
すくすく子育て支援センター（王寺町版ネウボラ）（再掲）	妊娠期から出産、子育て期にわたって切れ目なく個々のニーズにあった支援（相談対応等を含む）を実施	保健センター
要保護児童対策地域協議会	関係機関と連携し、虐待の発生予防や早期発見、早期対応に向けた取組を実施(児童虐待防止等ネットワーク)	子育て支援課
教育カウンセリング事業（再掲）	不登校、いじめ、育児不安、虐待等の諸問題の解決（教育相談、心の教室、ふれあいフレンド）	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲）	社会福祉士や精神保健福祉士の専門職を派遣し、児童生徒の置かれた様々な環境に応じた支援を実施	学校教育課

３．安全・安心な環境づくり

（1）安全で安心できるまちづくりの推進

安全で安心できる環境は、子どもや保護者はもちろん、すべての住民の願いです。

ニーズ調査では、公園など遊び場が充実していると感じている人は、就学前児童の保護者の22.8%（前回調査 27.0%）、小学生の保護者 17.0%（前回調査 25.4%）となっており、前回調査から減少しています。

安全な交通環境の整備や、公共施設や歩行空間のバリアフリー化を進めるとともに、子どもたちが安心して伸び伸びと遊べる公園の適切な管理や整備、環境美化の推進等、誰もが安全に安心して過ごすことができるまちづくりを目指すことが重要です。

【施策の方向性】

●安全な交通環境の整備

歩行者が安全に道路を利用できるよう、県との協力により、国道168号をはじめとする幹線道路の拡幅整備や歩道設置を計画的に推進します。また、通学路や交通事故多発地点における危険箇所の把握と点検を進め、ガードレールやカーブミラー等交通安全設備の整備・改良を図ります。

●ユニバーサルデザインに対応した生活道路の整備

生活道路については、住民の意見を取り入れ、歩道や交通安全施設の整備等、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに対応した、歩いて楽しい道づくりを進めます。また、危険箇所の改修等、計画的な整備を進めるとともに、歩道の拡幅や段差解消等のバリアフリー化を進めます。

●交通安全教育の推進

ドライバーに対する交通マナーの向上を促し、安全運転の啓発を進めるとともに、関係団体等と連携し、子どもへの交通安全教育を推進します。

●公共施設等のバリアフリー化の推進

未整備の公共施設等においては、引き続きバリアフリー化を進め、子どもや子育て家庭にもやさしい環境づくりのための整備・改修を推進します。

●安心して遊ぶことができる公園の整備

子どもたちが安心して伸び伸びと遊ぶことができるとともに、住民の身近な憩いとやすらぎの空間として、様々な交流が図られるよう、公園の計画的な点検・整備及び景観にも配慮した環境づくりを進めます。

●自然を大切にするまちづくりの推進

住民と行政がともに環境への負荷の少ないまちづくりを推進し、美しく豊かな自然を守り育てていくための美化活動を継続することにより、子どもたちが豊かな心を育むことができるよう、水と緑などの自然を大切にするまちづくりを推進します。

【関連する事業】

事業・活動名	内　容	所管
交通防犯に関する事項	子どもと高齢者の交通事故防止	危機管理室
通学路の安全点検	登下校中における児童・生徒等の安全確保のため、関係機関との連携による安全点検及び安全対策（キッズゾーンの創設等）の実施	学校教育課 建設課 子育て支援課
町内要望工事	町内の道路・水路の整備	建設課 都市計画課
都市公園	遊具の簡易点検を年1回実施 計画的な草刈り・剪定の実施、自治会でのC.C.C活動	建設課 都市計画課 住民課
植栽計画	大和川河川敷・葛下川・駅前広場（王寺駅・畠田駅）・明神山・国道168号・烏山公園法面に、奈良県の西の玄関口にふさわしい彩りの空間づくりの整備	建設課 住民課
花いっぱい運動	花づくりを通じて「花のある町」を進める事業	住民課

（2）子どもの権利と安全の確保

子ども・子育て支援法では、その基本指針で「子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする」としていますが、これは「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の理念を受け継いだものです。

ニーズ調査では、地域ぐるみで子どもを見守る体制ができていると感じる人は、就学前児童の保護者の 39.1%（前回調査 37.9%）、小学生の保護者の 52.9%（前回調査 44.3%）となっており、また、学校などの公共施設が子どもにとって安心できる場だと感じている人は、就学前児童の保護者の 50.4%（前回調査 49.0%）、小学生の保護者の 61.2%（前回調査 58.1%）となっており、いずれも前回調査から増加していますが、こうした実感をもつ人がさらに増えるようにすることが重要です。

子どもを主体性のある権利の保持者として、家庭や社会においてその権利が侵されることのないよう、また安全が脅かされることのないよう、関係機関や地域が連携して取り組む必要があります。

【施策の方向性】

●子どもの権利条約の理念の周知と啓発

人権講演や人権学習懇談会、家庭教育学級等において、子どもの権利条約の理念の周知を促進するとともに、家庭や地域社会においても「子どもが権利の主体者である」という認識が深められるよう、啓発に努めます。また、人権尊重の精神を基盤として、一人ひとりの個性を尊重し、誰もが自己実現の喜びを実感できる活力ある小中学校、幼稚園、認定こども園、保育所づくりに努めます。

●小中学校におけるいじめ等への取組の推進

いじめをはじめ、不登校や体罰等は、児童・生徒の人権に関わる深刻かつ重大な問題であるとの認識に立ち、その予防や解決のための取組を推進します。また、保護者の多様な相談に対しては、学校教育の枠にとどまらず、家庭や地域、関係機関等と連携をとりながら、いじめなどの防止に向け、社会が一体となって取り組むことができるよう努めます。

●地域で子どもを守る取組の推進

学校やPTA、各種団体等が協力して地域ぐるみで子どもを犯罪等の被害から守る活動を推進します。「あいさつ＋１（プラスわん）」運動の定着を進め、町内全域への拡大を図るとともに、「青色防犯パトロール」を継続し、自主パトロール団体の結成等に向けた啓発を進めます。また、「老人・こども110番の家」の旗を設置して、通学路等における子どもの安全・安心の確保を図ります。特に下校時の見守りは重要であることから、「わんわんパトロール活動」を実施します。

さらに、子どもの安全を確保するために、ＩＣＴ、ＧＰＳなどの技術を利用し、遠隔での見守り事業を研究します。

●子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力に関する過激な情報等、子どもへの悪影響が懸念される有害情報に対し、関係機関やPTA等と連携し、浄化に努めます。また、スマートフォンがインターネット等による有害情報への接続を容易にしていることから、子どもや保護者、教師に対し、多機能型携帯電話の使い方やフィルタリング等についての周知と啓発を促進します。

●児童・生徒への安全教育の推進

小中学校、幼稚園、認定こども園、保育所、家庭での安全教育の徹底を図るとともに、関係機関との連携による防犯ベルの配布や防犯講習、毎月第３水曜日の「子どもの安全を考える日」を通して、地域で子ども達を見守る活動を推進します。

【関連する事業】

事業・活動名	内　容	所管
地域ぐるみ児童生徒健全育成推進事業（再掲）	地域ぐるみで児童・生徒の健全育成を推進 安全確保の施策（青色防犯パトロールの実施、駅前等町内巡回、老人こども110番の家の設置）	生涯学習課
Get元気21 緑のおじさん	住民が登校時の児童と一緒に歩く活動	保健センター
あいさつ＋１（プラスわん）運動	地域の方が児童生徒の登下校時に通学路で声かけを行うことで防犯効果を促進	生涯学習課
わんわんパトロール活動	犬と共に散歩をしながら、地域での子どもたちの見守り活動を推進	危機管理室 住民課 生涯学習課
見守りねっと事業	王寺町と協定を締結した宅配業者などの事業者が、業務範囲の中で子ども等の異変を発見した場合に、町に連絡	福祉介護課 子育て支援課
教育カウンセリング事業（再掲）	不登校、いじめ、育児不安、虐待等の諸問題の解決（教育相談、心の教室、ふれあいフレンド）	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲）	社会福祉士や精神保健福祉士の専門職を派遣し、児童生徒の置かれた様々な環境に応じた支援を実施	学校教育課

(3)相談支援体制の充実

ニーズ調査では、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所について、就学前児童の保護者の1.4%（前回調査 4.2%）、小学生の保護者の 1.7%（前回調査 7.3%）が「ない」と回答しており、就学前児童、小学生ともに前回調査より減少しています。

また、町に充実を図ってほしい子育て支援では、「子育てに困ったときに相談したり、情報が得られる場を求める」との回答が就学前児童の保護者で 20.2%、小学生の保護者で 14.2%となっており、相談する場などを求める人が一定数いることがうかがえます。

少子化が進行する中、子育て経験の少ない保護者は、多くの不安を抱えながら子どもに接している状況が想定されることから、身近な場所に気軽に相談できる窓口を設け、その周知を徹底することが求められます。

【施策の方向性】

●子育てについての相談体制の充実

教育相談員が幼稚園・保育所等に訪問する出張相談や、妊娠・出産から育児まで、切れ目のない支援を行う「すくすく子育て支援センター（王寺町版ネウボラ）」、月２回の「すくすく相談」、毎日の「子育て広場」における相談を継続し、子育てについての相談体制の充実を図ります。また、子どもの発達が気になる場合には、発達相談において臨床心理士による相談を実施するなど、幅広い相談体制を確保します。

●健診等の機会をいかした相談支援の推進

健診等の機会を通じて相談の機会を設け、育児に不安を持つ保護者の減少を図るとともに、必要に応じた相談機関の情報提供を実施します。

【関連する事業】

事業・活動名	内　容	所管
すくすく子育て支援センター（王寺町版ネウボラ）（再掲）	妊娠期から出産、子育て期にわたり切れ目なく個々のニーズにあった支援を実施	保健センター
すくすく相談	乳幼児の発育、育児、栄養についての相談に対応	保健センター
子育て広場（地域子育て支援拠点事業）	子育て中の親子が気軽に交流できる場の提供や育児相談など、子育て家庭を地域で支える取組を実施	保健センター
発達相談（再掲）	臨床心理士による幼稚園・保育所等への巡回相談や教育相談を実施	保健センター 子育て支援課
妊産婦・新生児訪問（再掲）	助産師または保健師が自宅を訪問し、妊娠・出産・育児等についての相談に対応	保健センター
教育カウンセリング事業（再掲）	不登校、いじめ、育児不安、虐待等の諸問題の解決（教育相談、心の教室、ふれあいフレンド）	学校教育課

４．地域と社会による子育て支援

（1）子育てを支えるネットワークづくり

内閣府の平成 30 年度版「少子化社会対策白書」では、核家族化の進展など、子育てをめぐる環境が変化する中、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを実現するためには、地域全体で子どもを見守り、育むことが重要としています。

ニーズ調査では、自主的な子育てサークル等に参加している人が就学前児童の保護者の 17.0%、今後参加意向のある保護者は 25.1%となっています。

また、子育てが地域の人たちに支えられていると感じている人は、就学前児童の保護者の 43.1%、小学生の保護者の 52.9%となっており、約半数の人が地域の人に支えられていると実感していますが、こうした実感をもつ人がいっそう増えるようにすることが重要です。

子どもや子育てを見守り支えるボランティアやサークル、地域等と、町が連携を図り、ネットワークを構築して、地域全体で子育てを支える環境づくりが求められています。

【施策の方向性】

●住民による子育て支援活動の推進

「Hands-onすこやか親子21（第４次王寺町母子保健計画）」により、住民による子育て支援活動の組織の育成と活動の支援を行います。また、子どもの保護者による主体的なサークル活動等への支援や、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を推進します。

●地域の教育力の向上

王寺町の豊かな自然や、知識、技能を有する人材、まちづくりに係る様々な事業を活用したネットワークを構築し、地域で子どもを支える意識の啓発と体制づくりを推進します。

【関連する事業】

事業・活動名	内　容	所管
赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業（再掲）	民生委員・主任児童委員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握	子育て支援課 保健センター 福祉介護課
ふれあいネット	子どもを持つ母親の友だちづくりを支援	保健センター
子育てサポート事業	「ふれあいのつどい（0歳児）」「ミッキークラス（1歳児）」「エルモクラス（2歳児）」の支援	保健センター
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	保育施設への送迎や一時預かりなど「育児の援助を希望する乳幼児や小学生等の保護者」と「育児の援助に協力できる人」との相互援助活動	子育て支援課
寺子屋塾（雪丸サポートスクール）（再掲）	地域の経験豊富な人材を活用し、放課後や夏休み等に児童・生徒一人ひとりの学力及び学習意欲の向上を図る	生涯学習課

【関連する事業】

事業・活動名	内　容	所管
学校・地域パートナーシップ事業（再掲）	学校と家庭・地域の協働により、学校を拠点とした子どもたちと地域の人々をつなぐ教育活動	生涯学習課
地域ぐるみ児童生徒健全育成推進事業（再掲）	地域ぐるみで児童・生徒の健全育成を推進（安全確保の取組、教育力を高める取組、社会体験活動の推進）	生涯学習課

（2）子どもや子育てをめぐる交流の推進

子どもは、友だちや大人との交流を通じて、様々なことを学びながら成長します。保護者は、同じ立場の仲間や地域の人々との交流を通じて、情報を交換したりすることで、安心を得ることができます。

ニーズ調査では、自主的な子育てサークル等に、現在参加している人や今後参加意向のある人の８割以上（就学前児童の保護者）が、今後実施したい自主活動として、子どもを他の子どもと一緒に遊ばせたり、親子で楽しむ活動に参加したいと回答しています。

こうした保護者のニーズに対応し、これら交流がもたらす効果を子どもの成長や子育ての支援にいかすためにも、教育・保育施設だけでなく、地域やサークル活動等を通じて、積極的に交流の機会を設けることが望まれます。

【施策の方向性】

●子ども同士の交流の推進

地域でスポーツ等の活動が気軽にできる場所の設置や、公民館活動、子ども会の活動等への支援を充実し、子ども同士の交流を推進します。

また、これから親になっていく世代が、子どもや子育ての大切さを実感できるよう、園児と未就園児との交流、中学生の職業体験を通じた園児との交流等、異年齢の子どもの交流を進めます。

※園　　児：幼稚園や保育所等を利用している乳幼児
　未就園児：幼稚園や保育所等を利用していない乳幼児

●子育て家庭の相互交流の促進

子育て広場（すくすく広場、どんぐり、わくわく広場）や子育て教室（ふれあいのつどい、ミッキークラス、エルモクラス）の事業をさらに充実させ、子育て家庭や保護者同士の交流を促進します。

●子育て家庭の地域交流の促進

様々なイベントやサロン・サークル活動等を通じて、社会全体で子育てを支援する機運の醸成や親同士の交流等を支援します。

また、子育て家庭が孤立しないよう、「Hands-onすこやか親子21（第４次王寺町母子保健計画）」のふれあいネット事業と連携し、地域との交流のきっかけづくりを行い、地域の仲間づくりや世代間交流を促進します。

●子育て世代の移住・定住施策の促進

保育環境や親子遊び、母親同士の交流、相談の場の充実や出産から子育ての切れ目のない環境整備など、子育て支援の充実を図るとともに、親・子・孫３世代の町内での定住に対して補助を行う「３世代ファミリー定住支援」に引き続き取り組むことで、子育て世代の移住・定住を促進します。

●障害のある子どもの交流の促進

障害のある子どもが、地域の中でともにいきいきと暮らし、住民も積極的に交流することができる機会の拡大に努めます。

【関連する事業】

事業・活動名	内　　容	所管
子育て広場（再掲） （地域子育て支援拠点事業）	子育て中の親子が気軽に交流できる場の提供や育児相談など、子育て家庭を地域で支える取組を実施	保健センター
子育てサポート事業（再掲）	「ふれあいのつどい（０歳児）」「ミッキークラス（１歳児）」「エルモクラス（2歳児）」の支援	保健センター
ふれあいネット（再掲）	子どもを持つ母親の友だちづくりを支援	保健センター
地域ぐるみ児童生徒健全育成推進事業（再掲）	地域ぐるみで児童・生徒の健全育成を推進 社会体験学習（小中学校生の野外活動等の実施）	生涯学習課
伝統文化体験事業	伝統文化の継承と子どもたちの豊かな人間性の涵養につながるよう実施。（子ども落語教室、子ども装道きもの礼法教室、子ども茶道教室、子ども華道教室、子ども雅楽教室）	生涯学習課
公民館生涯学習事業	出会い、ふれあい、学びあいの場としての生涯学習環境の提供(子ども体験教室、子ども絵画教室、科学教室等)	文化交流課
図書に親しむ事業（再掲）	乳幼児期からの読書習慣の醸成。ブックスタート、ブックセカンド、絵本の読み聞かせ（雪丸ロボット、ボランティア）、絵本講演会等	文化交流課
文化芸術振興事業	誰もが身近に文化・芸術に触れ親しめる環境づくり、小中学校へのアウトリーチ（出張演奏）、音楽のあるまちづくり団体支援等	文化交流課
総合型地域倶楽部やわらぎトラスト（キッズジュニアスクール）	小学生以下を対象に「体力向上とスポーツに親しむ機会づくり」として、自分にあったスポーツプログラムを選択し、習慣的に活動	生涯学習課
自然体験活動の実施	海や山村での自然体験活動や菩提キャンプ場の体験活動により、未来を担う子どもたちが、たくましく生き抜く力を育成	生涯学習課
雪丸ロード	王寺町の観光資源である聖徳太子にゆかりのある達磨寺の歴史や文化に親しめるよう、JR王寺駅から達磨寺まで雪丸による道案内を行う事業	建設課 まちづくり推進課
3世代ファミリー定住支援	親・子・孫3世代の町内での定住に対して補助を行い、若い世代の移住・定住を促進	まちづくり推進課
こども食堂	地域のボランティアが子どもたちに対し、安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供し、食育と世代間交流を推進	社会福祉協議会
サロン活動	同世代や世代間の交流の場として、また居場所づくりとして開催する活動	社会福祉協議会

(3)子育てと仕事の両立支援の推進

ニーズ調査では、育児休業の取得については、就学前児童の母親で 40.3%（前回調査 31.6%）、父親で 3.6%（前回調査 1.6%）となっており、ともに増加したものの、父親は数パーセントにとどまっています。

一方、子どもがいても安心して働けると感じている人は、就学前児童の保護者で 33.9%（前回調査 23.6%）、小学生の保護者で 37.8%（前回調査 25.6%）と、就学前児童、小学生ともに増加しています。こうした実感をもつ人がいっそう増えるようにすることが重要です。

子育てと仕事の両立支援は、近年、少子化対策としても注目されている一方で、その推進には、家族はもちろん、職場や社会の理解が不可欠であることから、育児休業制度をはじめとする各種制度の周知や、事業者に対しての積極的な啓発が必要です。

【施策の方向性】

●仕事と生活の調和についての意識啓発

働き方や家庭における役割分担を見直すことによって、男女ともに仕事と子育てを両立できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての意識啓発を推進します。

●男女共同参画の啓発

男女共同参画を促進するため、家庭や地域、職場において、育児等の家族的責任についての一層の啓発活動を進めるとともに、様々な機会を通して、差別をなくす働きかけや情報提供に努めます。また、母子保健事業との連携により男性の育児参加を促進し、図書館では、男女共同参画週間に合わせて図書コーナーを設置するなど、連携して意識啓発を推進します。

●育児休業制度の周知と啓発

育児休業制度について、関係機関と連携しながら、様々な機会や媒体を通して周知と啓発に努めます。

●事業主行動計画の周知と推進

次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」の策定に向けた取組として、認定マーク（くるみんマーク）や新たに創設された認定制度（特例認定）の周知と普及を推進します。

●子育て世帯への就労支援の推進

子育て世帯への就労支援として、国・県・町が連携しながら就労・起業等をしやすい環境づくりに取り組みます。また、各行政の役割分担を整理し、体系化することでライフステージ（結婚・出産・子育て・介護）に応じて事業を展開します。

【関連する事業】

事業・活動名	内　容	所管
まっちジョブ王寺（ハローワーク）との連携	奈良労働局と連携し、就職説明会や就職支援事業等を開催	地域交流課
王寺町女性活躍支援センター	王寺町女性活躍支援センターを設置し、ICTを活用したテレワークでの働き方の場を創出	地域交流課
王寺ミラクル事業	「起業したい女性」「就職したい女性」「フリーランス、地域貢献・まちづくりに取り組みたい女性」の働き方を実現するため、国や県等と連携し、女性の働き方をサポート	地域交流課

５．経済的困難等を抱える子どもへの支援

王寺町では平成 29 年度に「子どもの未来応援事業アンケート調査」を実施し、子育て世帯の生活実態や学習状況、行政支援の利用状況などを把握のうえ、経済的支援等のニーズや効果を分析(※)し、子どもの貧困対策に資する事業を含めた子育て施策全般の充実に取り組んできました。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、経済的に困難な状況が世代を超えて連鎖することがないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図り、すべての子どもがその将来に夢や希望を持って成長していく社会を実現していくことは極めて重要であることから、このたび、本計画と一体的に策定するにあたり、「子供の貧困対策に関する大綱」に沿って事業を体系的に整理し、「教育の支援」「生活の支援」「経済的支援」「関係機関と連携した支援」の４つを柱に位置づけ、対策を総合的に推進します。

※参照 P14 ～16 子どもの貧困（子ども未来応援アンケート調査）

(1)教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人ひとりの豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながります。

また、すべての子どもたちが、自分に自信を持ち、何事にも前向きにチャレンジし、困難に直面してもくじけず立ち向かっていく力を持つことが必要であり、子どもたちが学校の授業の理解につながる学習習慣や読書習慣といった日常生活の望ましい過ごし方を身につけるための支援が求められているため、学校や家庭、地域と連携して取り組みます。

【施策の方向性】

●学習支援の充実

児童・生徒の学力が、家庭環境により格差が生じないよう、一人ひとりに寄り添ったサポートを実施します。

また、学校だけでなく、家庭や地域との協働による学校を拠点とした教育活動や放課後等における学習支援を行います。

●幼児教育・保育の無償化の推進

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化において、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることにより、教育・保育における機会の均等を推進します。

【関連する事業】

事業・活動名	内　容	所管
教育カウンセリング事業（再掲）	不登校、いじめ、育児不安、虐待等の諸問題の解決（教育相談、心の教室、ふれあいフレンド）	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲）	社会福祉士や精神保健福祉士の専門職を派遣し、児童生徒の置かれた様々な環境に応じた支援を実施	学校教育課
学校いきいきプラン事業（再掲）	小中学校に教員資格を持つ講師を配置し、児童・生徒の学校生活、学習、集団適応等をサポート	学校教育課
学校・地域パートナーシップ事業（再掲）	学校と家庭・地域の協働により、学校を拠点とした子どもたちと地域の人々をつなぐ教育活動	生涯学習課
寺子屋塾（雪丸サポートスクール）（再掲）	地域の経験豊富な人材を活用し、放課後や夏休み等に児童・生徒一人ひとりの学力及び学習意欲の向上を図る	生涯学習課
図書に親しむ事業（再掲）	乳幼児期からの読書習慣の醸成。ブックスタート、ブックセカンド、絵本の読み聞かせ（雪丸ロボット、ボランティア）、絵本講演会等	文化交流課

（2）生活の支援

アンケート調査では「適当な相談相手がいない、適当な相談相手がいなかった」「相談しない・相談しなかった」の割合が相対的貧困層において比較的高かったことから、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、子ども及びその保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりへの支援等、生活の安定に資するための支援を実施します。

また、子育て世帯への就労を支援するため、国や県と連携し、就業・起業等をしやすい環境づくりやサポート、テレワークにおける雇用創出を推進します。さらに、就労を希望する家庭が、安心して就労できるよう、保育施設や放課後児童クラブの受け入れ体制の確保に努めます。

【施策の方向性】

●妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制の構築

「すくすく子育て支援センター（王寺町版ネウボラ）」をはじめとして、妊娠・出産から育児まで、切れ目のない支援を引き続き行います。また、保健師等の専門職への相談をきっかけとして、産後ショートステイ・デイケア事業など、保護者が必要としている支援につなぐことができる体制を構築します。

●子どもの居場所づくり

子どもが安心して過ごせる環境を整えるため、幼稚園や保育所等における一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業、放課後児童クラブ（学童保育）等を実施します。

●子育て世帯への就労支援の推進

子育て世帯への就労支援として、国・県・町が連携しながら就業・起業等をしやすい環境づくりに取り組みます。また、各行政の役割分担を整理し、体系化することでライフステージ（結婚・出産・子育て・介護）に応じた事業を展開します。

【関連する事業】

事業・活動名	内　容	所管
すくすく子育て支援センター（王寺町版ネウボラ）（再掲）	妊娠期から出産、子育て期にわたり切れ目なく個々のニーズにあった支援（相談対応等を含む）を実施	保健センター
心の相談事業（再掲）	子育て等の不安が強い、またはマタニティーブルーや産後うつの疑いがある妊婦・産婦・子育て中の母親を対象に実施	保健センター
すくすく相談（再掲）	乳幼児の発育、育児、栄養についての相談に対応	保健センター
子育て広場（再掲） （地域子育て支援拠点事業）	子育て中の親子が気軽に交流できる場の提供や育児相談など、子育て家庭を地域で支える取組を実施	保健センター
妊産婦・新生児訪問（再掲）	助産師または保健師が訪問し、妊婦・出産・育児等についての相談に対応	保健センター
養育支援訪問事業（再掲）	養育支援が必要であると思われる家庭に対し、居宅訪問や養育に関する指導・助言等を実施	保健センター
産後ショートステイ・デイケア事業（再掲）	産後間もない時期に支援が必要な母子が、助産院等でショートステイ（宿泊型）やデイケア（通所型）を利用して、心身のケアや育児をサポート	保健センター
産前産後ヘルパー事業（再掲）	家事、育児が困難な方に対して、負担を軽減し、安心して出産・子育てができるよう支援	子育て支援課
一時預かり事業	家庭で一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児を幼稚園や保育所等で一時的に預かり、保護する事業	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	保育施設への送迎や子どもの一時預かりなど「育児の援助を希望する乳幼児や小学生等の保護者」と「育児の援助に協力できる人」との相互援助活動	子育て支援課
保育事業（再掲）	保育所等での教育・保育の充実 保育環境整備のため、町から助成を実施	子育て支援課
放課後児童クラブ（学童保育）（再掲）	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に実施し、児童の保護と健全育成を図る	子育て支援課
子育て短期支援事業（再掲）	児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設などで児童を預かる	子育て支援課
まっちジョブ王寺（ハローワーク）との連携（再掲）	奈良労働局と連携し、就職説明会や就職支援事業等を開催	地域交流課
王寺町女性活躍支援センター（再掲）	王寺町女性活躍支援センターを設置し、ICTを活用したテレワークでの働き方の場を創出	地域交流課
王寺ミラクル事業（再掲）	「起業したい女性」「就職したい女性」「フリーランス、地域貢献・まちづくりに取り組みたい女性」の働き方を実現するため、国や県等と連携し、女性の働き方をサポート	地域交流課

(3)経済的支援

親の健康状態や就労（収入）状況にかかわらず、日々の生活を安定させるためには、経済的な支援が重要となります。ただし、子どもに支援を届ける方法としては、現物給付がより直接的であることや、子どもの育ちに影響を与える家庭環境としては、金銭面だけでなく、親の働き方や子どもとの関わり方等の要素も大きいことから、様々な支援を組み合わせてその効果を高めていくことが必要です。

【施策の方向性】

●在園する第2子目の保育料減免

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化において、制度の対象とならない0歳から2歳までの子どもを持つ子育て世帯について経済的負担の軽減を図るため、町独自に在園する第2子目の保育料の全額減免を今後の財政状況を見極めながら実施します。

●ひとり親家庭への支援の充実

不安や負担感が大きくなりがちなひとり親家庭について、中和福祉事務所の母子・父子自立支援員による相談業務や、ひとり親家庭等医療費助成制度等の周知と利用促進を図り、負担の軽減に努めます。

【関連する事業】

事業・活動名	内　容	所管
児童手当（再掲）	中学3年生までの児童の養育者に支給	子育て支援課
一般不妊治療費用助成（再掲）	不妊に悩む夫婦の負担を軽減するため、一般不妊治療費用の一部を助成	保健センター
妊娠判定受診費用助成（再掲）	住民税非課税世帯に対し、妊娠判定に係る費用を一部助成	保健センター
多胎妊婦健康診査健診費用助成（再掲）	通常の妊婦健康診査補助券に加え、追加で補助券を交付	保健センター
乳幼児予防接種（任意接種）費用の一部助成（再掲）	任意接種（ロタウイルス、B型肝炎、おたふくかぜ）の予防接種費用の一部を助成	保健センター
子どもインフルエンザワクチン予防接種費用の一部助成（再掲）	小学校卒業までと中学3年生及び高校3年生を対象にワクチン予防接種費用の一部を助成	保健センター
保育料減免（町独自）（再掲）	保育所等に通う在園第2子目の0歳から2歳児の保育料を減免	子育て支援課
実費徴収に係る補足給付事業（再掲）	低所得世帯を対象に、食事の提供に関する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等の一部を補助	子育て支援課
幼児2人同乗用自転車購入補助（再掲）	親子の交通安全の確保と経済的負担の軽減を図るため、購入費用の一部を補助	子育て支援課
就学援助（再掲）	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学校生活に必要な費用の一部を援助	学校教育課
放課後児童クラブの保育料減免（再掲）	同一世帯で利用する2人目以降及び生活保護世帯、準要保護世帯の保育料を減免	子育て支援課

【関連する事業】

事業・活動名	内　容	所管
寺子屋塾（雪丸サポートスクール）の参加費減免（再掲）	同一世帯で利用する２人目以降及び生活保護世帯、準要保護世帯の参加費を減免	生涯学習課
児童扶養手当（再掲）	ひとり親家庭や父母に重度の障害のある家庭等に支給	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成（再掲）	ひとり親家庭の児童及び保護者の医療費を助成	国保健康推進課
母子・父子・寡婦福祉資金（再掲）	母子家庭、父子家庭や寡婦の方に対する県の貸付制度	子育て支援課
ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）	日常生活に支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助のサービスを提供する県の事業	子育て支援課
自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金（修了支援給付金）（再掲）	経済的自立を目的とした高等職業訓練や資格取得の経費を補助する県の事業	子育て支援課

（4）関係機関と連携した支援

一人で悩みを抱えることがないようにするためには、悩みを相談できる人に相談しやすい窓口を整備することが求められるとともに、単独の機関で解決できない複合的な困難を抱えている子どもや家庭の支援には、複数の機関が対応するネットワークなどによる支援体制の充実が必要であるため、困難を抱える子どもや保護者に関わる人や機関を増やし、包括的な切れ目のない支援体制の整備を図ります。

【施策の方向性】

●地域における子育て支援

地域において子育て家庭が孤立しないよう、関係機関等が連携し、見守りや交流を通じて、子育て支援を推進します。

【関連する事業】

事業・活動名	内　容	所管
すくすく子育て支援センター（王寺町版ネウボラ）（再掲）	妊娠期から出産、子育て期にわたり切れ目なく個々のニーズにあった支援を実施	保健センター
赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業（再掲）	民生委員・主任児童委員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握	子育て支援課 保健センター 福祉介護課
子育て広場（再掲） （地域子育て支援拠点事業）	子育て中の親子が気軽に交流できる場の提供や育児相談など、子育て家庭を地域で支える取組を実施	保健センター
ふれあいネット（再掲）	地域との交流のきっかけづくりを行い、地域の仲間づくりや世代間交流を促進	保健センター
要保護児童対策地域協議会（再掲）	関係機関と連携し、虐待の発生予防や早期発見、早期対応に向けた取組を実施(児童虐待防止等ネットワーク)	子育て支援課
見守りねっと事業(再掲)	王寺町と協定を締結した宅配業者などの事業所が、業務範囲の中で子ども等の異変を発見した場合に、町に連絡	福祉介護課 子育て支援課
地域ぐるみ児童生徒健全育成推進事業（再掲）	地域ぐるみで児童・生徒の健全育成を推進（安全確保の取組、教育力を高める取組、社会体験活動の推進）	生涯学習課
こども食堂（再掲）	地域のボランティアが子どもたちに対し、安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供し、食育と世代間交流を推進	社会福祉協議会

６．令和元年～２年度の新たな取組

令和元年度

妊娠・出産

産後ショートステイ・デイケア事業
産後間もない時期に支援が必要な母子が、助産院等でショートステイ（宿泊型）やデイケア（通所型）を利用して、心身のケアや育児をサポート。

風しん予防接種の実施
風しんの発生や感染の拡大を防ぎ、妊婦や胎児の健康を守るため、妊娠を予定または、希望する女性等に予防接種費用を助成。

ブックセカンドの実施
4か月児健診でのブックスタートから絵本に触れ始めた子どもに、引き続き絵本に慣れ親しんでもうらために、1歳6か月児健診でも絵本を1冊贈呈。

乳幼児

病児保育事業
西和地域5町（三郷町・斑鳩町・平群町・上牧町・王寺町）が共同で、西和医療センター敷地内に病児保育施設を設置。

幼児教育・保育の無償化
国の「人づくり革命」の一環として、令和元年 10 月以降、3歳～5歳の幼児と0歳～2歳の住民税非課税世帯の乳児の保育料を無償化。

プレミアム付商品券事業
消費税の引き上げに伴う経済対策として「住民税非課税者」及び「3歳未満の子が属する世帯の世帯主」を対象にプレミアム付商品券を販売。

小中学生

学校図書館雪丸ロボット導入事業
小中学校図書館に図書の貸出・返却を児童生徒が運用できる雪丸ロボットを活用した図書館システムを導入し、子どもたちが本に親しむ機会を増やすとともに行きたくなる学校図書館に整備。

中学校部活動指導員配置事業
スポーツ、文化等に関する部活動の技術的な指導に従事する指導員を配置することで、部活動の質的向上を図る。

小学校パソコン教室機器更新事業
令和2年からの小学校でのプログラミング教育の必修化に備え、授業に対応した機種へ更新。

小中学校への空調設備の整備
猛暑から子どもたちの命を守り、学習環境を向上させるため、小中学校の教室に空調設備を設置。

その他

ファミリー・サポート・センター事業
保育施設への送迎や子どもの一時預かりなど「育児の援助に協力できる人（提供会員）」と「育児の援助を希望する乳幼児や小学生等の保護者（依頼会員）」との相互援助活動の開始に向けて、提供会員の募集や養成講座の開催、依頼会員の募集や説明会などを実施。

令和２年度

乳幼児

町立幼稚園の園区見直しに向けた取り組み

将来の園児数や保護者のニーズを把握したうえで、学識経験者や保護者等で構成する「子ども・子育て会議」で協議を行いながら、義務教育学校の校区に合わせた町立幼稚園の園区の見直しに取り組む。園区と校区を一致させることで、幼児教育と小学校教育をつなぎ、園児一人ひとりの資質や能力の伸長につなげる。

町立幼稚園での給食実施に向けた取り組み

幼児教育の段階から豊かな食の体験を積み重ね、食べる意欲を育むため、【仮称】義務教育学校（北）と併せて整備する新給食調理場を活用した「町立幼稚園での給食実施」に向け、まず、提供方法や施設改修等を検討するための先進地視察等を行う。

図書館リニューアル事業

乳幼児期から親子で本に親しむ機会を増やすため、書架にある児童書の割合を高めるとともに、新たに授乳室を設置するなど、子育て世代にやさしい図書館をめざす。また、一般書についても、貸出ニーズに合わせて図書を配置することで、貸出冊数の増加につなげる。

小中学生

個別最適化学習の推進

算数の単元で間違った問題だけでなく、正解した問題についても理解できているかなどをAI（人工知能）的な仕組みにより分析し、個々の理解度や苦手分野に合わせた教材を提供する個別最適化学習システムを、各小学校の5年生（南小は5・6年生）の授業で実施する。

わんわんパトロール活動

犬の散歩にあわせて、子どもたちや地域の見守り活動とペットマナー向上に関する啓発活動を行っていただくボランティアを募集し、地域における安全と安心の確保を図る。

校内通信ネットワーク整備事業

令和5年度までに全学年の児童生徒一人ひとりがコンピュータを持ち、十分に活用できる環境を目指し、まずは高速大容量のネットワーク環境（校内 LAN 等）の整備を図る。

小中学校への ALT の配置

㈶自治体国際協会の JET プログラムによる ALT（外国語指導助手）を各小中学校に1名づつ配置し、ネイティブな外国語にふれることで、児童生徒の発達段階に応じた実践的な英語教育を推進する。

その他

菩提キャンプ場リニューアル事業

大阪に近い立地条件を活かし、子どもから大人まであらゆる世代の人が自然の中で安心して遊べる自然共生型のアウトドアパークとして、ジップライン等の新しい設備を設置する工事が間もなく完了。本年４月１日より、リニューアル・オープンする。また施設の管理運営は、指定管理者である民間事業者が行い、そのノウハウの活用を図るとともに、施設の維持管理費用の負担をなくす。

ブックポスト増設事業

図書返却時の利便性向上を図るとともに町立図書館の利用促進につなげるため、JR 王寺駅前と JR 畠田駅前に返却ポストを設置する。

第６章　計画の推進体制

１．庁内の推進体制

本計画の内容は、保健、福祉、教育のみならず、医療、住宅、生活環境、労働等多方面にわたっており、町全体としての総合的な取組が必要であることから、庁内関係各課との連携や調整を図り、計画を推進します。

２．地域における推進体制

本計画を推進するにあたっては、行政のみならず、教育・保育施設や学校、住民や地域の各種団体、関係機関、企業や事業所等、社会の様々な構成メンバーが、それぞれの使命と役割のもとに連携を図りながら取り組むことが必要であり、各施策や事業についての情報提供や情報共有に努め、広く地域や社会の理解と協力を得ることにより、計画を推進します。

また、本計画に基づく施策を推進するため、「王寺町子ども・子育て会議」において、「ＰＤＣＡサイクル（計画・実行・評価・改善）」の考え方に基づき、事業の実施状況を点検・評価し、その結果に基づいて見直し、対策を実施します。

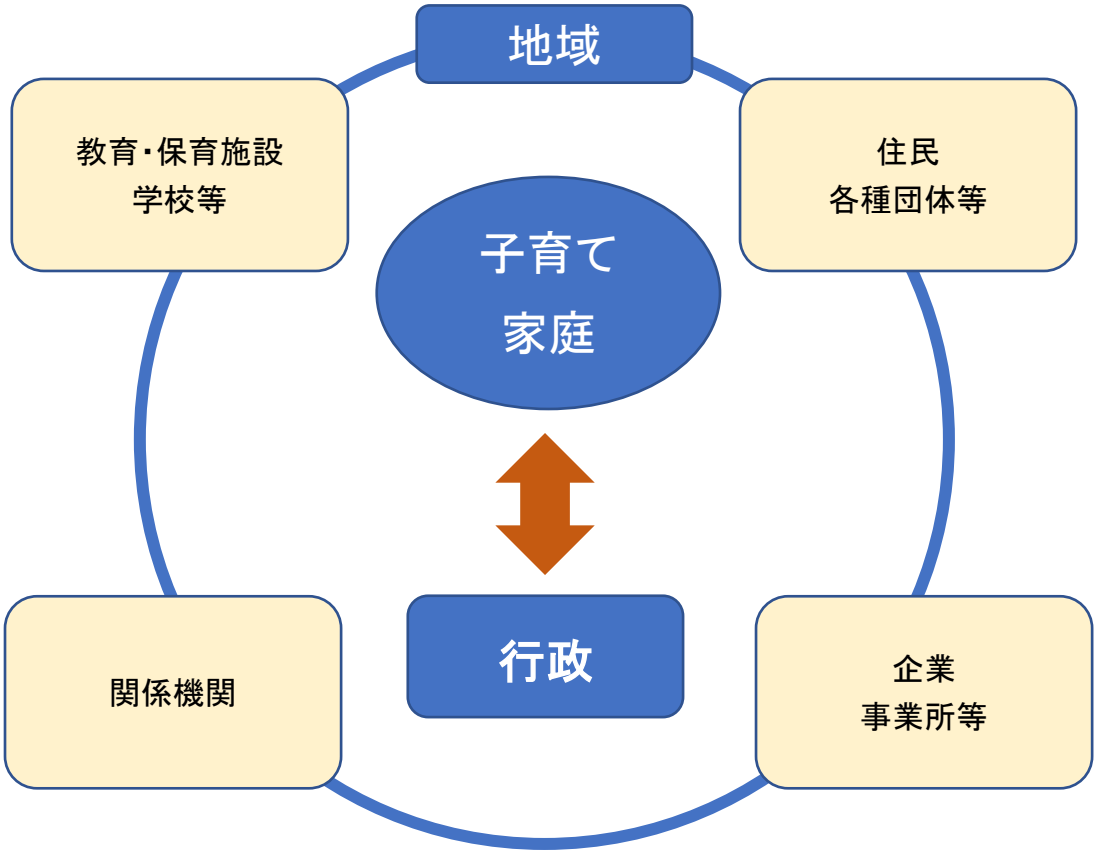

第７章　資料編

１．王寺町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 20 日
条例第 25 号
改正　平成 31 年３月 15 日条例第３号

（設置）

第１条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第１項の規定に基づき、王寺町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条 会議は、法第 77 条第１項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第３条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

２ 会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

（１） 学識経験を有する者

（２） 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（３） 児童福祉、教育等に関係する団体を代表する者

（４） 保護者

（５） 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

（任期）

第４条 委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２ 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条 会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

２ 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

３ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２ 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

３ 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第７条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条 会議の庶務は、こども未来部子育て支援課において処理する。

（委任）

第９条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成 26 年１月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例の施行の日以後最初に招集される会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、町長が招集する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年９月王寺町条例第９号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 31 年条例第３号）抄

（施行期日）

１ この条例は、平成 31 年４月１日から施行する。

２．王寺町子ども・子育て会議委員名簿

職名	選　出　範　囲	氏　名	団　体　構　成
１号委員	学識経験者	清　水　益　治	帝塚山大学 教育学部　子ども教育学科　教授
		山　田　　均	奈良学園大学 人間教育学部　准教授
２号委員	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	水　谷　雅　美	小学校校長代表 （王寺小学校）
		水　野　ゆ　か	私立保育園園長代表 （片岡の里保育園）
		福　仲　昌　代	町立幼稚園園長代表 （王寺幼稚園）
３号委員	児童福祉、教育等に関係する団体を代表する者	新　川　朋　子	教育委員
		稲　本　雅　世	主任児童委員代表 （王寺町民生児童委員協議会）
		藤　﨑　隆　明	私立保育園理事長代表 （黎明保育園）
４号委員	保護者	青　木　知　代	王寺南小学校 PTA 会長
		武　安　享　子	王寺幼稚園 PTA 会長
		宇都宮　理恵	黎明保育園保護者代表
５号委員	自治連合会長	井　村　知　次	
	副町長	平　岡　秀　隆	
	住民福祉部長	竹　川　雅　敏	
	教育次長	中　井　一　喜	

３．計画の策定経過

（1）計画策定のためのニーズ調査の実施

実施年月日	内　容
平成 31 年2月1日 ～2月 15 日	●調　査　地　域　：王寺町全域 ●調　査　対　象　：王寺町在住の就学前児童または小学生を持つ保護者 ●調査票配布数　：就学前児童を持つ保護者 1,213 件 ：小学生を持つ保護者 994 件 ●有 効 回 収 率：就学前児童 64.5%、小学生 78.0%

（2）王寺町子ども・子育て会議の開催

実施年月日	内　容
令和元年7月 10 日	第１回　王寺町子ども・子育て会議 主たる議事：　ニーズ調査結果について 策定スケジュールについて
令和元年９月４日	第２回　王寺町子ども・子育て会議 主たる議事：　ニーズ調査結果【追加】について 子どもと家庭をとりまく現状について 事業量の見込みの考え方【幼稚園・保育園】について 計画骨子案について
令和元年 10 月 30 日	第３回　王寺町子ども・子育て会議 主たる議事：　事業量の見込み【地域子ども・子育て支援事業】について 計画素案について
令和元年 12 月 25 日	第４回　王寺町子ども・子育て会議 主たる議事：　事業量の見込み【幼稚園・保育園】について 計画概要案について 主な子育て施策について
令和２年２月 20 日	第５回　王寺町子ども・子育て会議 主たる議事：　パブリックコメントの募集結果について 計画案について

（3）パブリックコメントの実施

実施年月日	内　容
令和２年１月１６日 ～1月２９日	「第２期　王寺町子ども・子育て支援事業計画（素案）」についての パブリックコメントを実施

４．計画策定についての諮問書・答申書

（１）諮問書

王子４４７－１号
令和元年7月１０日

委員長　　清水　益治　様

王寺町長　　平井　康之

第２期　王寺町子ども・子育て支援事業計画について（諮問）

このことについて、標記計画を策定するに際し、子ども・子育て会議の意見を求めます。

（２）答申書

令和２年２月２０日

王寺町長　平　井　康　之　様

王寺町子ども・子育て会議
委員長　　清　水　益　治

第２期　王寺町子ども・子育て支援事業計画の策定に関する答申書

王寺町子ども・子育て会議において、令和元年７月10日付け王子第447－１号にて諮問された「第２期　王寺町子ども・子育て支援事業計画」について、私たち会議委員は、第１回会議からニーズ調査結果及び事業量の見込みと確保の方策等を、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、児童福祉、教育等に関係する団体を代表する者、保護者、住民代表など、さまざまな立場の委員から構成された１５名により、幅広い視点から審議を重ねてまいりました。

近年の子育て世帯を取り巻く状況としては、ライフスタイルの変化や地域コミュニティの希薄化により、地域全体で親子を見守る子育て機能の低下が避けられない状況にあります。

また、国においては、子どもの育ちの保障と保護者の経済的負担の軽減を目指し、幼児教育・保育の無償化が令和元年１０月１日から実施されており、今後の教育・保育の提供体制の確保に加えて、質の高い教育を提供していただきたいと考えます。

これら、国の動向と地域の情勢を踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域や社会全体で支援することにより、子どもの最善の利益を確保しながら、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが求められています。

今回、王寺町の将来人口や女性の労働力率の状況に加え、ニーズ調査の結果、事業量の見込みと確保の方策を審議し、これらの内容を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画の素案を別添のとおり取りまとめましたので、これらの内容について、適切な対応が図られるよう要望し答申といたします。

「育つ喜びと育てる喜びが実感できるまち」の基本理念のもと、その実現に向けた取り組みが、より一層推進されるよう期待します。

１．答申にいたる経緯について

①第１回子ども・子育て会議（令和元年７月 10 日開催）

〇王寺町子ども・子育て会議条例第３条に基づき、委員に委嘱状等を交付後、会議条例第５条により、私、清水が委員長となり、副委員長を山田委員に決定しました。

〇会議条例第６条により、私、清水が議長となり、議事を進行しました。

〇事務局より「ニーズ調査結果について」、「子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて」等の説明がありました。

②第２回子ども・子育て会議（令和元年９月４日開催）

〇事務局より「ニーズ調査結果【追加】について」説明後、審議しました。

〇事務局より「子どもと家庭をとりまく現状について」、「子ども・子育て支援事業計画の事業量の見込みの考え方【幼稚園・保育園】について」説明後、確保の方策等を審議しました。

〇事務局より「子ども・子育て支援事業計画の骨子案について」説明後、審議しました。

③第３回子ども・子育て会議（令和元年１０月 30 日開催）

〇事務局より「子ども・子育て支援事業計画の事業量の見込み【地域子ども・子育て支援事業】について」説明後、確保の方策等を審議しました。

〇事務局より「子ども・子育て支援事業計画の素案について」説明後、審議しました。

④第４回子ども・子育て会議（令和元年１２月２５日開催）

〇事務局より「子ども・子育て支援事業計画の事業量の見込み【幼稚園・保育園】について」説明後、確保の方策等を審議しました。

〇事務局より「子ども・子育て支援事業計画の概要案について」説明後、審議しました。

〇事務局より「主な子育て施策について」説明後、子育て支援全般について審議しました。

⑤第５回子ども・子育て会議（令和２年２月 20 日開催）

〇事務局より「パブリックコメントの募集結果について」報告後、前回意見のあった子ども・子育て支援事業計画案の修正について説明があり、審議のあと決定しました。

２．第２期王寺町子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

① 子育て世帯の現状について

王寺町の人口は、2014(平成 26)年から増加傾向で推移しており、国・県ともに出生数の減少や少子化の進行が懸念される中、王寺町における合計特殊出生率は、2013(平成 25)年から増減を繰り返しながら、おおむね増加傾向で推移しています。これは、町独自で実施されている在園する第２子目の保育料減免など、様々な子育て支援施策を総合的に取り組んでこられたことにより、子育て環境の整備が一定の評価を得られているとともに、近年のマンション建設等により、若い世代の転入が増加したことによる影響も大きいと考えられます。

しかし、子どもの将来人口は、2021(令和３)年をピークに、その後、減少すると予想されているため、今後も引き続き、この傾向を維持していくためには、結婚、妊娠、出産、子育て、教育のそれぞれのステージにおける切れ目のない支援の一層の充実が求められると考えます。

② 計画の目指す方向性について

総人口や子どもの数が増加する一方で、核家族化や転入者数が転出者数を上回る転入超過で推移している王寺町では、地域や近隣とのつながりが希薄な子育て家庭の増加も懸念され、ニーズ調査においても「日頃、子どもをみてもらえる親族や知人の有無」について、日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえる人は約２割から３割にとどまっています。

また、35 歳から 44 歳までの女性の労働力率では、2010(平成 22)年と、５年後の 2015(平成 27)年を比較すると、それぞれ大きく増加しており、ニーズ調査においても、現在、就労していない母親の就労意向は５割以上となっていることから、教育・保育に対するニーズは今後も高まると考えます。

これらのことを踏まえ、王寺町において、教育・保育を必要とする就学前児童の増加や、ニーズ内容の多様化への対応など、子育て家庭における育児への不安や負担感を軽減し、保護者が安心して子育てができる環境づくりや支援が必要となってきます。

地域子ども・子育て支援事業については、すでに実施済の事業は継続実施していただき、特に病児保育事業やファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)については、仕事と子育ての両立を支援するとともに、ボランティアをはじめとした様々な方の協力のもと、地域に見守られながら子育てができる環境づくりに努めていただきたいと考えます。

また、幼児期からの質の高い教育へのニーズが高まっていることから、保護者の期待に応えられるよう、幼保・小の円滑な接続を求めます。

３．総評・意見

「くらし満足度」県内トップを目指し、誰もが子どもを産み育てやすく、子どもとその保護者のいずれもが喜びを実感できるまちづくりのため、より一層の子育て支援の充実を願うものです。

本会議といたしましては、より実効性の高い「子ども・子育て支援事業計画」の実施を希望するもので、地域の様々な構成メンバーがそれぞれの使命と役割のもとに連携を図りながら取り組むことが必要です。

また、以下の点について、意見を添えて答申といたします。

◎子育て支援事業計画全般について

（１） 子ども・子育て支援事業計画の各事業の取り組みについては計画どおりに、着実に進めていっていただきたい。

（２） 毎年度、計画の進捗状況について確認し、見直しが必要と思われるものについては、精査を行っていただきたい。

（３） 教育・保育施設等の整備や子育て事業など、王寺町の子育て支援の量の確保と質の充実に努めていただきたい。

◎王寺町における具体的な方策について

（１） 町立幼稚園について、将来の園児数や保護者のニーズを見通し、幼小の円滑な接続を推進するため、義務教育学校の校区に合わせた園区の見直しを進めていただきたい。

（２） 町内の私立保育所等と園児の受入等について連携を行い、今後の保育ニーズの変化に注意し、待機児童が発生しないための対策を検討していただきたい。

（３） ライフスタイルの変化や地域コミュニティの希薄化により、子育て世帯の孤立化が懸念されるため、ファミリー・サポート・センター事業の実現に向けて取り組んでいただきたい。

以上

５．用語集

名称	内容	頁
合計特殊出生率	その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が一生の間に生む子どもの数とされています。 わが国の合計特殊出生率は第１次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、昭和25年以降急激に低下し、平成17年には過去最低の1.26まで落ち込みました。その後、平成29年には、1.43まで上昇しました。	P2 P10
1.57ショック	平成２年になって、前年（平成元年）の合計特殊出生率が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和41年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明したときの衝撃を指しています。	P2
エンゼルプラン	平成６年12月に文部、厚生、労働、建設４大臣合意による「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」として、子育てのための社会的支援として今後10年間を目途に総合的に取り組むためのプランが策定されました。 また、その施策の具体化の一環として、大蔵、厚生、自治３大臣合意による「当面の緊急保育対策等を促進するための基本的な考え方（緊急保育対策５ヵ年事業）」が示されました。	P2
新エンゼルプラン	平成11年12月に大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治６大臣合意による少子化対策の平成16年度目標の実施計画であり、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」が正式名称です。 重点的に取り組む８つの目標が掲げられており、平成６年に子育て支援施策の10年間の基本計画案として発表された「エンゼルプラン」とその数値目標を盛り込んだ緊急保育対策等５ヵ年事業を引き継いでいるため、新エンゼルプランと呼ばれています。	P2
待機児童ゼロ作戦	平成13年に厚生労働省が発表したもので、国の認可する保育園に入りたくても定員のために入れず、基準を満たさない保育施設などを利用している児童（待機児童）が平成13年の時点で約３万５千人おり、仕事と子育ての両立を図るうえで問題となっていたため、平成14年までに５万人、平成16年までにさらに10万人、合わせて15万人の受け入れ児童数の増加を目指したものです。 なお、平成20年度には「新・待機児童ゼロ作戦」として、今後10年間における100万人の受け入れ児童数の増加を目指しています。	P2
子ども・子育て支援関連３法	「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）の３つの法律を指します。	P2

名称	内容	頁
次世代育成支援対策推進法	わが国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるため、平成17年度に施行されました。平成26年度までの10年間の時限立法でしたが、平成26年４月に改正され、平成36年度まで延長されるとともに、育児休業の認定基準の見直しや新たな認定制度の創設等が定められました。	P2 P3 P4 P86
子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成25年に成立しました。	P2 P3 P4
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」のことをいいます。	P63・66 P67・80 P87・90
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和を意味し、平成19年に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」においては、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義し、「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」の3つをその具体的な姿としています。	P18 P86
認定こども園	就学前の子どもに教育と保育を一体的に行う施設のことをいいます。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できます。	P43・63 P72・80 P81
小規模保育事業（園） （地域型保育事業）	子ども・子育て新制度では、施設型給付の対象となる幼稚園、認定こども園、保育所のほか、保育について多様な施設や事業の中から利用者が選択できるよう「家庭的保育事業」「小規模保育事業」「事業所内保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4つが地域型保育事業として児童福祉法に位置付けられ、地域型保育給付の対象となっています。 ・家庭的保育事業 家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施（定員：５人以下） ・小規模保育事業 比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施（定員：６人～19人） ・事業所内保育事業 企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施 ・居宅訪問型保育事業 住み慣れた居宅において、１対1を基本とするきめ細かな保育を実施	P43 P63

名称	内容	頁
ネウボラ	子育て世代包括支援センター（妊娠期から出産、子育て期にわたり切れ目なく個々のニーズにあった支援を実施）のモデルとなったフィンランドの子育て支援制度のことを示します。	P57・65 P69・71 P75・77 P82・89 P90・93
新・放課後子ども総合プラン	放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021（令和3）年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023（令和5）年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備することを目標としています。	P65
公式LINEアカウント	無料通信アプリ「LINE」を通じて、様々な情報を提供することができるサービスのことをいいます。	P67
自閉症やアスペルガー症候群 （発達障害）	発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥他動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されています。ただし、行政上の定義と医学的な診断名や診断基準名は異なる場合があり、注意が必要です。 ・自閉症：3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害のこと。 ・アスペルガー症候群：知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものであり、広汎性発達障害に分類されるもの。 ・学習障害（LD）：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すもの。 ・注意欠陥・他動性障害（ADHD）：7歳位までに現れ、その状態が継続し、年齢あるいは発達に不釣合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害であり、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。	P74
GPS	「Global Positioning System（グローバル・ポジショニング・システム）」の略で、人工衛星を利用して地球上の現在位置を正確に測定するシステムのことをいいます。	P80
テレワーク	勤労形態の一種で、情報通信技術を活用し、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く形態のことをいいます。	P18・87 P89・90

第２期　王寺町 子ども・子育て支援事業計画

発行年月日　令和２年３月31 日
発　　行　奈良県王寺町
編　　集　こども未来部　子育て支援課
〒636-8511　奈良県北葛城郡王寺町王寺２丁目１番 23 号
電話　0745-73-2001（代）　FAX　0745-73-6311
E-mail　kosodate-k@town.oji.nara.jp